

# 実施料率に関連する裁判例調査

2025年3月

株式会社野村総合研究所

# 本裁判例調査の概要

## 調査項目

- ✓ 2018年（平成30年）以降の裁判例について以下の点を整理
  - 事件番号
  - 判決日
  - 裁判所
  - 原告、被告
  - 賠償金額
  - 発明の名称
  - 司法決定実施料率
  - 実施料率算定根拠
  - 実施料に関連する結論（一部抜粋）
  - URL

## 調査対象とした裁判例の抽出方法

- ✓ 整理対象となる裁判例は以下の方法によって抽出
  - 裁判所の提供する裁判例検索システム（[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)）において検索キーワードとして「実施料」「ライセンス料」「ロイヤルティ料」「ロイヤリティ料」等を用いて検索
  - 裁判年月日は「平成30年4月1日」から「令和6年12月31日」
  - 検索結果のうち判決文中で実施料等が認定されている案件を抽出

※過去にも対象期間が異なる類似の裁判例調査が実施されているので適宜参照されたい。

①経済産業省「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」本編および資料編Ⅲに記載 URL：[https://www.meti.go.jp/policy/intellectual\\_assets/guideline/list15.html](https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list15.html)

②日本知的財産仲裁センター「特許権等の実施料相当額算定手法」  
URL：[https://www.ip-adr.gr.jp/column/2018/post\\_5.html](https://www.ip-adr.gr.jp/column/2018/post_5.html)

# 裁判例調査の結果概要（1 / 2）

- 調査対象となった裁判例数は特許権関連が56件、商標権関連が23件、技術ノウハウ関連が3件であった（司法決定実施料率が2パターンあるものは2件としてカウント）。
- 産業分類ごとの平均料率、最小値、最大値、および別途実施したライセンス取引における実施料率に関するアンケート調査（回収サンプル数738）から得られた平均料率の値は下表のとおり。

カテゴリー	産業分野	件数	平均料率 (%)	最小値 (%)	最大値 (%)	ライセンス取引に関するアンケート調査における平均料率 (%)	
特許権	製造業	44	5.5	0.01	30	3.0 (n=223)	
	情報通信業	6	2.1	0.01	5	1.1 (n=4)	
	卸売業、小売業	2	5	5	5	3.7 (n=6)	
	運輸業、郵便業	1	2	2	2	2.1 (n=7)	
	建設業	1	3	3	3	4.2 (n=22)	
	学術研究、専門・技術サービス	2	2.3	1.5	3	3.5 (n=43)	
	<b>特許権全体</b>	<b>56</b>	<b>4.9</b>	<b>0.01</b>	<b>30</b>	<b>3.2 (n=452)</b>	
	商標権	医療・福祉	1	4	4	4	— (n=0)
宿泊業、飲食サービス業		2	5.9	3.8	8	2.3 (n=3)	
卸売業、小売業		8	2.5	0.2	5	7.7 (n=14)	
情報通信業		3	3	3	3	3.2 (n=6)	
製造業		3	8	1	20	2.2 (n=80)	
生活関連サービス業、娯楽業		4	7.3	0.15	15	— (n=0)	
学術研究、専門・技術サービス業		1	10	10	10	0.9 (n=7)	
サービス業（他に分類されないもの）		1	3	3	3	2.0 (n=2)	
<b>商標権全体</b>		<b>23</b>	<b>4.8</b>	<b>0.15</b>	<b>20</b>	<b>3.0 (n=142)</b>	
技術ノウハウ		製造業	3	6	2	10	3.6 (n=43)
		<b>技術ノウハウ全体</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>4.5 (n=82)</b>

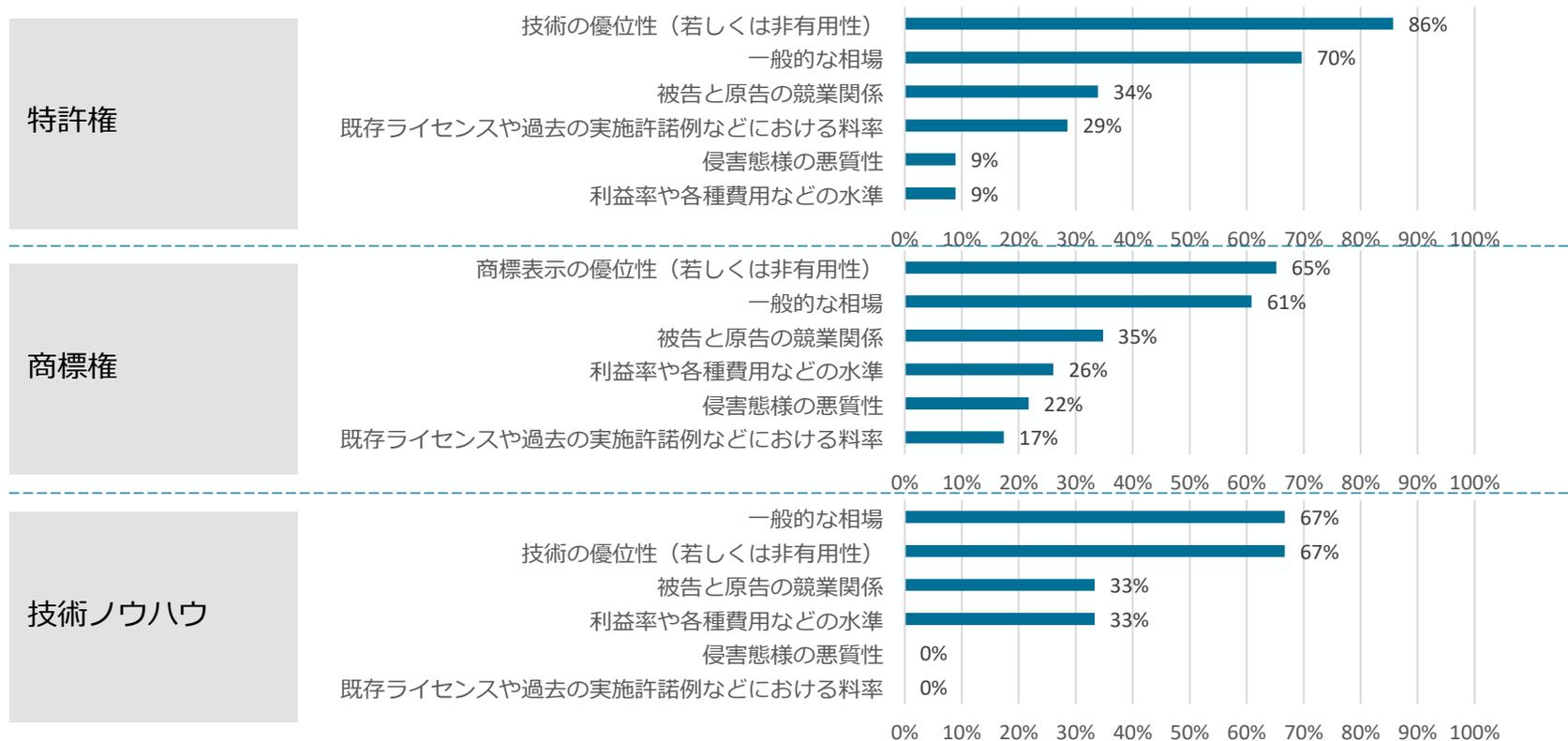
- ✓ 産業分野ごとの裁判例件数をみると、特許権および技術ノウハウについては製造業の件数が最も多くなっている。また、商標権については卸売業、小売業の件数が最も多くなっている。
- ✓ 特許権、商標権、技術ノウハウのいずれについても、ライセンス取引に関するアンケート調査の結果から得られた平均料率よりも、裁判例で示された平均料率の方が高い結果となった。これは、次ページにも示すように、多くの裁判例で一般的な料率が参照されながらも訴訟に至った背景事情を加味して料率が決定されているためと考えられる。

注1）表中の「平均料率」は小数点以下第二位で四捨五入したもの。また、平均料率の算出に当たっては特許権の製造業、情報通信業に存在する料率が非公開の裁判例を平均値算出時の件数から除いている（製造業12件、情報通信業2件）。

注2）表中の「特許権全体の平均」「商標権全体の平均」「技術ノウハウ全体の平均」のうち、「ライセンス取引に関するアンケート調査における平均料率 (%)」については、「産業分類」列にない産業分類も含めて平均料率を算出している点に留意（例えば、「技術ノウハウ」のアンケート調査における平均料率について、製造業と技術ノウハウ全体の平均の値が異なるのは、平均値の算出に当たりアンケート調査では回答があった建設業などの値が考慮されているため）

# 裁判例調査の結果概要（2 / 2）

- 実施料率の算定にあたっては各要素が以下のような割合で考慮されている。



- ✓ 特許権、商標権、技術ノウハウのいずれのカテゴリーでも「技術の優位性（若しくは非有用性）」「商標表示の優位性（若しくは非有用性）」、「一般的な相場」が考慮されることが多い。
- ✓ 加えて、該当する場合には、関係者の競業関係、既存ライセンスなどの内容、利益率水準、侵害態様の悪質性なども総合的に考慮したうえで実施料率が決定されているものと考えられる。

# (参考) 司法において認定された実施料率の詳細分布

カテゴリー	産業分野	x<1	1≤x<2	2≤x<3	3≤x<4	4≤x<5	5≤x<6	6≤x<7	7≤x<8	8≤x<9	9≤x<10	10≤x<15	15≤x<20	20≤x	合計
特許権	製造業	5	3	3	4	1	5	3	2			3	2	1	32
	情報通信業	1	1	1			1								4
	卸売業、小売業						2								2
	運輸業、郵便業			1											1
	建設業				1										1
	学術研究、専門・技術サービス		1		1										2
商標権	医療・福祉					1									1
	宿泊業、飲食サービス業				1					1					2
	卸売業、小売業	2	1	2		1	2								8
	情報通信業				3										3
	製造業		1		1									1	3
	生活関連サービス業、娯楽業	1		1								1	1		4
	学術研究、専門・技術サービス業											1			1
技術ノウハウ	サービス業（他に分類されないもの）				1										1
	製造業			1				1				1			3

# 特許権

項目	概要
事件番号	令和4年(ワ)第3344号
判決日	令和6年9月26日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	旭化成ファーマ株式会社
被告	沢井製薬株式会社
賠償金額	30億6491万6243円
発明の名称	「高純度PTH含有凍結乾燥製剤およびその製造方法」
司法決定実施料率	15%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)
実施料に関連する結論(一部抜粋)	原告は、テリボンを販売することができないとする事情が認められる数量(特定数量)が存する場合、特許法102条1項2号に基づく損害額の主張として、当該数量につき、本件発明により、PTHペプチド含有凍結乾燥製剤が安定供給できるようになったこと等を指摘し、実施料率は、被告製品薬価の20パーセントを下回らないと主張する。一方、被告は、本件発明が製造方法の一部にすぎないこと、患者にとって負担が軽い用法用量の注射剤であることに顧客誘引力が見いだされることなどを指摘し、実施料率が0.5パーセントにすぎないと主張する。本件発明は、PTHペプチド含有凍結乾燥製剤の純度を向上させ、市場に安定供給できるようにするものであり、利益に直結する効果を有するものである。患者にとって負担が軽い用法用量の注射剤を提供できるというのも、そもそもPTHペプチド含有凍結乾燥製剤が大量生産できることが前提であることや、上記のとおり、現時点において被告において代替技術を開発できていないこと等を踏まえると、本件発明の実施料率は相応に高いものというべきであり、特許法102条4項の趣旨をも考慮して、被告製品薬価の15パーセントとすることが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/093485_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/093485_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和6年(ネ)第10010号
判決日	令和6年8月29日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社FLORe
被控訴人	株式会社MIC
賠償金額	776万0046円
発明の名称	「女性用衣料」
主文	1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
司法決定実施料率	6%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>控訴人は、前記第2の3(2)のとおり、仮に損害賠償請求が認められるとしても、実施に対して受けるべき料率は最大でも5パーセントである旨を主張する。特許法102条3項は、特許権侵害の際に特許権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定であり、同項による損害は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。同項所定の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」を認定するために、過去の実施許諾例、業界における実施料の相場は考慮に入り得るが、そのみならず、特許発明の技術内容や重要性、他の技術手段による代替可能性、特許発明を侵害品に使用することによる売上げや利益への貢献度、侵害品の価格・数量、侵害の態様、特許権者と侵害者の競業関係や特許権者の営業方針等、諸般の事情が総合考慮されるべきである。そして、同項所定の相当実施料額を認定するに当たっては、「特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があったことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をすることとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる」(特許法102条4項)と定められていることからすれば、自由な市場で特許権者と実施者が任意に実施許諾契約を締結する場合と、特許権侵害訴訟における損害賠償額算定の段階との違いも考慮されるべきである。すなわち、任意に実施許諾契約を締結する場合には、一般的に、特許が有効であるか否か、実施品が特許発明の技術的範囲に属するか否かについて裁判所の判断が示されていないのに対し、特許権侵害訴訟における損害賠償額算定の段階では、裁判所が、特許が有効であり、侵害品が特許発明の技術的範囲に属すると判断していることが前提となっており、有効な特許発明の実施に該当することが一層明確になっている。また、特許権者は、本来、実施許諾をするか否かを自由に決めることができるにもかかわらず、特許権侵害が認められる場合には、特許権者の意思とは無関係に特許発明が実施されており、特許権者は、実施許諾するか否かを判断する機会が奪われている。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
<b>実施料に関連する結論（一部抜粋）</b>	<p>さらに、特許権者と実施者が任意に実施許諾契約を締結する場合には、同契約により、実施料の支払期限の設定、実施者による最低保証料の支払、契約解除事由の制限、特許無効の場合の実施料返還請求の制限等が定められることがあり、実施者は、そのような契約による制限の範囲内において実施をすることになるが、特許権侵害が認められる場合には、そのような制限なく特許発明が実施されている。任意に実施許諾契約を締結する場合と損害賠償額算定の段階との間には上記のような相違があることからすれば、特許法102条3項所定の相当実施料額は、任意に実施許諾契約を締結する場合の実施料額に比べて増額されると認めるのが相当である。そうすると、補正の上で引用した原判決第4の5(2)イのとおり、事後的に定められる本件発明の実施に対し受けるべき料率は6パーセントと認めるのが相当である。</p> <p>(原審における記載)</p> <p>(2)相当な実施料率についてア本件発明の実施に対し受けるべき料率については、①本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②本件発明自体の価値すなわち本件発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③本件発明を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者である原告と侵害者である被告との競業関係や特許権者である原告の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。イ本件についてみると、本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率は、5パーセントであることが認められる(甲15ないし18)。また、本件発明は、多種多様な女性用衣料を個々に用意することなく、個人差を有する女性のバスト等のサイズや形、あるいはバストアップ等の補正機能等に対応することが可能な女性用衣料を低コストで提供することを可能とするものであるところ(前記1(2)イ)、被告製品も、女性のバストの補正を主たる機能としたものであるから(甲3、4、14)、本件発明を被告製品に用いることが被告の売上げ及び利益に大きく貢献していると認めるのが相当であって、他のものによる代替可能性はうかがわれない。さらに、原告と被告は、いずれも女性用衣料を販売しているから(前提事実(1)、(5)及び(6))、その市場において競業関係にある。これらの事情に照らすと、特許権侵害をした者に対して事後的に定められる本件発明の実施に対し受けるべき料率については、6パーセントと認めるのが相当である。</p>
<b>URL</b>	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/355/093355_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/355/093355_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和5年（ネ）第10053号
判決日	令和6年7月4日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社マネースクエアHD
被控訴人	株式会社外為オンライン
賠償金額	4356万5491円
発明の名称	「金融商品取引管理装置、金融商品取引管理システム、金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論	<p>（1 審被告の主張）（中略）イ 本件において、コンピュータテクノロジーの実施料率の平均値が正味販売高の3.1%にもかかわらず、●●●●●●●●●●●●●●●●の実施料率を認定した原判決の判断は、近時の裁判例と比較しても実施料率を過大に認定するものであり不当である。※判決において実施料率は原審判決と変わらず。</p> <p>（原審における記載）</p> <p>(3) 実施料率について ア 実施許諾契約における実施料率証拠（甲27）及び弁論の全趣旨によれば、原告ライセンス契約においては、●（省略）●ことが認められる。しかしながら、●（省略）●ことは、上記において説示したとおりである。そして、原告ライセンス契約は、本件特許が登録された平成29年6月9日より前の平成26年10月1日に締結されており、しかも、原告と原告の完全子会社である原告子会社との間で締結されたものである。これらの事情を踏まえると、本件特許の実施料率の算定に当たっては、上記●（省略）●の実施料率を直ちに斟酌するのは相当とはいえない。他方、証拠（甲26、乙74）によれば、株式会社帝国データバンクによる平成22年3月付けの「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～本編」においては、コンピュータテクノロジーの実施料率の平均値は、正味販売高の3.1%とされていることが認められる。</p> <p>イ 本件発明の技術内容や重要性本件発明は、複数の売り注文価格がそれぞれ等しい値幅で異なるようにした上で、複数の売り注文価格の情報を含む売り注文情報を一の注文手続で生成し、その後相場価格が変動して、複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格の売り注文が約定されたことを検知すると、当該検知の情報を受けて、複数の売り注文のうち最も高い売り注文価格よりも更に所定価格だけ高い売り注文価格の情報を含む売り注文情報を生成することによって、元の売り注文価格よりも相場価格が変動した高値側に新たな売り注文価格の売り注文情報を生成する構成を採用するのである。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>このような構成により、本件発明は、コンピュータシステムを用いて行う金融商品の取引において、相場価格の変動に合わせて注文価格を追従させることにより多くの利益を得る機会を提供するという点において、相応の技術的価値を有するものと認められる。証拠（甲7の1、8の1）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、被告サービスの広告宣伝において、被告サービスについて、予め指定した変動幅の中で、一定間隔の値幅で複数のイフダン+OCO注文を一度に同時発注し、決済注文成立後、相場の変動に合わせて変動幅を追従させ、相場変動に追従した新たな条件の注文をシステムが自動的に繰り返し発注する連続注文機能であって、トラップリピートイフダン注文に係る被告の別のサービスでは、想定した変動幅から相場が外れた場合、利益を逸失する場合があるのに対して、相場の上昇又は下落の変動に合わせて、自動追従して注文を繰り返すため、利益を追求することが期待できる注文方法であることを説明していることが認められる。そうすると、被告は、相場価格の変動に合わせて注文価格を追従させるという本件発明の技術内容を被告サービスの特徴の一つとして広告宣伝していたことが認められる。弁論の全趣旨によれば、本件期間から消滅時効に係る期間を除いた期間（平成29年7月9日から平成31年3月2日まで）において、被告と顧客との間で行われた被告サービスに係るFX取引のうちの、新規注文を買い注文、決済注文を売り注文とし、売り注文が相場価格の上昇に追従する取引（最も高い売り注文価格よりも更に高い売り注文価格の売り注文情報の生成）に対応する新規買い注文に係る手数料収入は、●（省略）●であることが認められる。そうすると、上記手数料収入は、上記期間における被告サービスにおける手数料収入の合計額●（省略）●にとどまり、被告サービスによる取引のうち売り注文が相場価格の上昇に追従する取引（本件発明の構成要件を充足する態様での取引）の割合は、実際には●（省略）●にも満たないものと認められる。したがって、本件発明による被告サービスの売上げへの貢献は、上記割合をも斟酌するのが相当である。</p> <p>（エ）上記のとおり本件発明の技術内容や重要性に照らせば、これを実施することは、被告にとって、相応に売上げや利益に貢献するものであるといえる。ウ 侵害の態様前提事実によれば、被告は、業として、平成26年10月1日から平成31年3月2日まで、被告サーバを使用していたこと、原告が、平成26年5月1日を原出願とする出願につき分割出願をして本件特許が平成29年6月9日に登録されたため、被告サーバが本件発明の技術的範囲に属することになったこと、以上の事実が認められる。当該認定事実を踏まえると、被告による本件発明に係る侵害の態様が、極めて悪質であるとまで認めることはできない。エ その他の事情前提事実によれば、原告は、本件期間を通じて、金融商品取引業者としての登録を受けておらず、FX取引業を営んでいなかったこと、原告の完全子会社である原告子会社は、FX取引等を事業内容とする株式会社であることが認められる。そうすると、原告自身は被告との間で競合関係がないとしても、原告の完全子会社である原告子会社と被告との間では潜在的な競合関係が認められるから、仮に、原告が、被告に対し、本件発明の実施を許諾するとすれば、その実施料は相応に高額になったものといえる。オ 実施料率の算定上記認定に係る本件発明の技術内容や重要性、侵害の態様その他の本件に現れた諸事情を総合考慮して、特許法102条4項の趣旨に鑑み、合理的な料率を定めると、実施に対し受けるべき料率は、●（省略）●であると認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/316/093316_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/316/093316_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和5年（ネ）第10052号、第10080号、令和6年（ネ）第10002号
判決日	令和6年4月24日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社東京精密
被控訴人	浜松ホトニクス株式会社
賠償金額	8億3191万6753円
発明の名称	「レーザ加工装置」「レーザ加工方法及びレーザ加工装置」
司法決定実施料率	15%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	被控訴人と控訴人の間では、当初ライセンス料が●%とされ、その後、●●●%に値下げされたが、これは、控訴人において被控訴人製SDエンジンのみを使用してSDダイサーを製造販売することが前提となっているから、この前提を欠く場合に、上記ライセンス料のみをもって受けるべき料率とするのは相当でなく、他方、被控訴人製のSDエンジンの利益そのものを特許法102条3項の料率の基準とすることも相当でないこと、一般的なライセンス料の傾向、控訴人と被控訴人は競合状態にあること、本件訂正発明1については本件発明2-2や本件発明2-3により補わなければならない点があるところ、被告製品（低追従）は本件発明2-2及び本件発明2-3の技術的範囲に属さないこと等の事情を総合すれば、本件において被控訴人が実施に対し受けるべき料率としては、15%と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/093156_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/156/093156_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和3年(ワ)第1720号
判決日	令和6年4月22日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社GSユアサ
被告	エリーパワー株式会社
賠償金額	5億2928万5945円
発明の名称	「電池」「蓄電装置」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論	<p>(2) 相当な実施料率について ア 該当技術分野における実施料率の状況本件において、本件発明1の実施許諾契約の実例を認めるに足りる証拠はないところ、証拠(甲43)によれば、アンケート結果による技術分類別ロイヤルティ料率の平均値のうち、電気の技術分類では、平均2.9%、最大値9.5%、最小値0.5%であること、日本の司法決定によるロイヤルティ料率のうち、電気分野の平成9年から平成20年の累計は、平均値3.5%、中央値3.0%、最高値8.0%であり、平成16年から平成20年は、平均値3.0%、最大値7.0%、最小値1.0%であることが認められる。イ 本件発明1の技術的意義等本件明細書1によれば、従来の非水電解質二次電池は、作製が困難であるという課題があったことに対し、本件発明1は、正極側及び負極側において、電池外装体の外方に配置されるとともに外部接続端子に接続される端子接続部材、及び、活物質未塗工部と端子接続部材とを接続する集電接続板とを備え、集電接続板は、発電要素の端部から中央方向に水平に延びるとともに端子接続部材と接続される本体部と、同本体部から突設されて、活物質未塗工部の外側面のうちの端部と活物質塗工部との間に、表面が接合される接続板部とを有する構成をとることにより、作製を容易にすることができる電池を提供することを目的とし、かかる効果を奏する発明である(【0006】、【0008】ないし【0010】)。また、証拠(甲37)及び弁論の全趣旨によれば、本件発明1が端子接続部材と集電接続板の本体部の構成を備えている技術的意義は、電池外装体の内外において、外部接続端子と集電接続板の接続板部との間の距離を長くすることができるようになり、外部接続端子に加えられるトルクや衝撃を接続板部と発電要素の活物質未塗工部との接合部分に伝わりにくくすることが可能となり、当該接合部分を損傷させたり、当該接合部分での接合が外れたりすることを防止できることにあることが認められる。これらの事実関係に照らすと、本件発明1は、電池製作を容易にし、電池の耐久性を高めることに資する電池に関する発明であることが認められる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>そして、被告が代替技術として指摘をする公開特許公報（乙 6 6 ないし 6 9）は、いずれも発電要素からの集電を容易にする集電体を形成する構成を開示しているものの、本件発明 1 に係る構成要件 B 2 及び C 2（活物質未塗工部の端部と活物質塗工部との間に、表面が接合される接続板部とを有する構成）や構成要件 A 4（電池外装体の外方に配置されるとともに外部接続端子に接続される端子接続部材）に相当する構成を開示するものではないことから、本件発明 1 の代替手段であると認められず、その他これを認めるに足りる証拠はない（なお、被告は、被告製品 1 及び 3 は、周知技術を用いているだけで本件発明 1 を用いているわけではない旨を主張し、その証拠（乙 7 5 ないし 8 2）を提出するが、被告製品 1 及び 3 が本件発明 1 の技術的範囲に属し、本件発明 1 に無効理由は存在しないことは、前判示のとおりであって、該主張は実質的に侵害論を蒸し返すものにほかならず、かつ、約一年間をかけてされた損害論の審理の終盤にされたものであるから、民訴法 1 5 7 条に基づき、時機に後れた攻撃防御方法として却下することとする。）一方、本件発明 1 は、電池の機能に直接的に資するものではなく、また被告製品 1 は蓄電システムであるところ、蓄電システムにおいて電池の占める価格割合は、家庭用蓄電システムでは約 6 5. 6 % であること（甲 4 7）、被告製品 3 は電池パックであり、電池はその一部を構成するものであることから、本件発明 1 が被告製品 1 及び 3 の売上げに占める貢献の程度は、その限りにおいて限定的である。ウその他の事情原告と被告は競合関係にあること、原告と被告は紛争関係にあることに加え、本件においては、被告は、確定した文書提出命令によって提出を命じられた文書の提出を拒み、原告は被告製品 1 及び 3 の正確な売上高の開示を受けることができなかったことが当裁判所に顕著であるところ、この事情は、実施許諾に当たり特許権者が実施権者の正確な販売数量、利益等を把握できないリスクに相当するものであって、実施料の算定にあたり考慮されるべき（上振れさせる）要因に当たるものというべきである。エ小括上記アからウに述べた事情その他本件に表れた事情を総合考慮すると、本件発明 1 の実施に対して受けるべき料率としては「●（省略）●」を相当と認める。これに沿わない原告及び被告の主張は、上記説示に照らし、いずれも採用することができない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/058/093058_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/058/093058_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和5年(ネ)第10084号
判決日	令和6年3月26日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社齋藤創造研究所
被控訴人	AppleJapan合同会社
賠償金額	1755万3642円
発明の名称	「接触操作型入力装置およびその電子部品」
司法決定実施料率	0.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>第1審被告は、本件における相当な実施料率は、2.65%に●%を乗じた●●●●●%を超えないと主張する。しかし、①売上高に実施料率を乗じる方法により実施料率を算出していたライセンス契約の例における実施料率の中央値が2.65%であり、②クイックホイールの平均価格が被告各製品の平均販売価格に占める割合が●%に満たないから、本件における相当な実施料率は2.65%に●%を乗じて算出される率を超えないという第1審被告の主張は、そもそも上記①及び②の各割合が第1審被告の主張するとおりであると認めるに足りない上、①の割合に②の割合を乗じることによって相当な実施料率が算出されるというべき根拠があるとも解されないから相当ではない。したがって、第1審被告の上記主張は採用することができない。</p> <p>第1審原告は、前記第2の4(1)アないしウのとおり、不当利得金の金額を算出するのに用いるべき実施料率は10%を下らないと主張する。ア前記第2の4(1)アの主張について第1審原告が前記第2の4(1)アで挙げる①ないし⑧の事情のうち、第1審原告が第1審被告との交渉において提示して合意に至らなかった実施料率が7ないし10%であったことは、相当な実施料率の判断において考慮すべき事情とはいえず、その余の事情は、これらを考慮しても、補正の上で引用した原判決「事実及び理由」第4の9(1)に挙げた考慮事情について本件で認められるものも含め総合考慮した場合に、実施料率として0.2%が相当であるとの結論を左右しない。</p>

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>第1審被告が、別件訴訟の第1審判決（別件1審判決）及び控訴審の判決の後も被告各製品の販売を継続したとの点（前記第2の4(1)ア⑥の事情）については、補正の上で引用した原判決「事実及び理由」第4の9(2)ウ(イ)によれば、被告製品2について最後の売上げがあったのは平成24年会計年度の第1会計月（平成23年9月25日から同年10月29日まで）であり、これは別件1審判決の前であり、被告製品1について最後の売上げがあったのは平成26年会計年度第12会計月（平成26年8月31日から同年9月27日まで）であり、別件訴訟において最高裁の判断がされた日（平成27年9月9日）よりも約1年前であって、別件訴訟の判決が確定した後における販売はなかったと認められ、これらの事実によれば、第1審被告が別件1審判決及び控訴審判決の後も被告製品2の販売を行ったことをもって、実施料率を高く算定すべき事情として過度に考慮することは相当でないというべきである。上記相当な実施料率は、第1審原告が第1審被告と合意することのできる料率を意味するものではないから、第1審原告が当該実施料率で合意するつもりがないとの主張は、相当な実施料率に関する結論を左右しない。したがって、第1審原告の上記主張は採用することができない。</p> <p>イ前記第2の4(1)イの主張について第1審原告は、本件各発明が顧客の直接操作する部分に係るものであること、クイックホイールがデザイン上の差別化ポイントとなっていることなどからすれば、本件各発明の相当実施料率は業界相場の数倍程度と認定すべきであると主張する。しかし、本件各発明が被告各製品において使用者が直接操作する部分に関するものであるとか、クイックホイールが被告各製品の外観の一定程度の部分を占めるといった事情があるとしても、本件各発明が携帯型音楽プレーヤである被告各製品の売上げに最も寄与したと解すべきことにはならず、全体的なデザイン、カラーパリエーション、音楽配信サービスとの関連性、「アップル」のブランド価値、第1審被告の宣伝広告等が被告各製品の売上げに相当程度貢献したことは、補正の上で引用した原判決「事実及び理由」第4の9(2)ウ(ア)及び後記ウのとおりである。したがって、第1審原告の上記主張は採用することができない。ウ前記第2の4(1)ウの主張について、第1審原告は、原判決が本件各発明の相当実施料率を低くする方向の事情として挙げたものは、いずれも相当実施料率を低く認定すべき事情とはいえないと主張する。しかし、第1審原告が挙げる事情のうち、「音楽配信サービスであるiTunesMusicStoreに対応するiTunesを、そのまま持ち歩く環境を備えたこと」については、競業他社の製品がiTunesに相当するソフトウェアを提供していたとしても、そのことをもってiTunesが顧客吸引力を有しないことにはならない。甲45には、iTunesを用いて第1審被告以外の会社が販売する製品に音楽を転送する方法が記載されているが、「著作権保護された曲は再生できません。」とも記載されており、第1審被告以外の会社が販売する製品で被告各製品と同様にiTunesを使用することができたとは認められない。iTunesは使い勝手がよいといえないとか、顧客の評判が悪いと認めるに足りる証拠はない。デザインについては、クイックホイールが被告各製品の外観の一部を構成するとしても、それが全体としてのデザインにおいて重要な位置を占めるとか、クイックホイールの存在があったためにiPodがデザイン面で競合製品と差別化されていたとは認められない。「アップル」のブランド価値については、iPodが「アップル」のブランド価値形成に一定の寄与をしたとしても、本件各発明が「アップル」のブランド価値の形成に重要な寄与をしたとは認められない。宣伝広告については、第1審被告が被告各製品について宣伝広告を行っていることは、甲19ないし27などからも明らかであり、このような宣伝広告によって被告各製品の存在や特長を認識した顧客が一定程度存在すると推認することができる。その余の事情は、被告各製品の特長や性質であり、顧客はこれらの製品の特長や性質も考慮して、被告各製品を購入するか否かを決定するといえるから、これらの事情を被告各製品の売上げに貢献した事情として挙げることは相当であり、このような様々な事情が被告各製品の売上げに寄与していることの結果として、本件各発明が被告各製品の売上げに貢献した程度がそれほど高くない旨の判断をしたことも相当であるといえる。したがって、第1審原告の上記主張は採用することができない。</p>

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>（原審における記載）</p> <p>ア 業界における実施料の相場証拠（甲35、36）によれば、「ラジオ・テレビ・その他の通信音響機器」に含まれる「電気音響機械器具」の平成4年度ないし平成10年度の実施料率（イニシャルなし）の平均値は、5.7%であること、平成16年ないし平成20年の電気産業における司法決定ロイヤルティ料率の平均値は3.0%、最大値は7.0%、最小値は1.0%であることが認められる。そして、被告が提出した意見書（乙27）においても、本件各発明に係るロイヤルティ料率を定めるに当たり比較対象となる契約のロイヤルティ料率は、中央値が2.65%、最小値が1.5%、最大値が4.0%であることが認められることからすれば、本件各発明に係る電気産業における近年のロイヤルティ料率は、3%程度と解するのが相当である。</p> <p>イ 本件各発明の技術内容や重要性上記1によれば、従来技術においては、接触操作するタッチパネル等の電子部品と、プッシュ操作するスイッチ等を各々別個の部品として配置していたため、機器の小型化に対して不利であり、かつ、2つの別個の部品を操作することになり使い勝手も極めて不便であるという課題があった。このような課題を解決するために、本件各発明は、①リング状に予め特定された軌跡上にタッチ位置検出センサーを配置して軌跡に沿って移動する接触点を一次元座標上の位置データとして検出し、②上記軌跡に沿ってタッチ位置検出センサーとは別個にプッシュスイッチ手段の接点を設けるものである。このように、本件各発明は、上記検出とは独立してプッシュスイッチ手段の接点のオン又はオフを行うことによって、操作性良く薄型かつ小型でしかも少ない部品点数で電子機器を構成することができるようにし、もって1つの部品で複数の操作ができるプッシュスイッチ付きの接触操作型電子部品を提供するものであり、この点において重要性を有するものである。</p> <p>これに対し、被告は、本件各発明には、iPod Shuffleに採用された操作ボタン、iPod Touchに採用されたタッチスクリーン等の代替手段が存在する旨主張する。しかしながら、証拠（乙30、31）及び弁論の全趣旨によれば、iPod Shuffleの操作ボタンにおいては、音量調節等はボタンを押すことでしかできないものであって、リング状に指を動かして連続的に音量調節等をすることができず、iPod Touchについては、タッチスクリーンを用いるものであって操作の形態が大きく異なり、コストも高くなるといえるから、これらが直ちに代替手段となるものと認めることはできない。したがって、被告の主張は、採用することができない。</p> <p>ウ 本件各発明を被告各製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様本件各発明を被告各製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献証拠（甲5、24）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品1については、「新しいiPod classicではポケットに40,000曲を入れることができます。より薄型の総金属製のボディと、さらに洗練されたユーザーインターフェイスにより、iPod classicは、全てをiPodに入れて持ち歩きたい人に最適です。」と宣伝されていることが認められ、被告製品2についても、「さらにiPodが小さくなりました。鉛筆ほどの薄さのiPod nanoは、（中略）信じられないくらい小さなボディ」、「手の中にすっぽりと収まるミニサイズ。あざやかなカラー液晶ディスプレイ、親指で操作できるクリックホイールも自慢です。ヘッドフォンをつけたら、さっそくボリュームを上げてみましょう。iPod nanoが、小さくてもまさにiPodだとすぐにわかるはず。」と宣伝されていることが認められる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>その上、証拠（甲21）及び弁論の全趣旨によれば、iPodに搭載されたクリックホイール自体についても、被告は、「親指ひとつでコントロール」、「いつでも完全主義を貫くアップルのエンジニアたちは、iPodの操作ボタンをホイールの下に移動して『究極のシンプルさ』を目指しました。それが大好評のクリックホイールです。（中略）耐久性と感度の良さ、ホイール下側に組み込まれた操作ボタンの使いやすさはこれまでどおり。この最小限のスペースを最大限に利用したクリックホイールで、iTunesのミュージックコレクションから選んだ最大1,500曲を親指だけで楽々とスクロールできます。このようによく考えられた仕組みは、アップル製品ならではの。競合メーカーがどんなに追いつこうとしても追いつけない部分です。」などとして、特に宣伝していることが認められる。上記認定事実によれば、本件各発明は、操作性良く薄型でしかも少ない部品点数で電子機器を構成することができるように、1つの部品で複数の操作ができるプッシュスイッチ付きの接触操作型電子部品を提供するものであるところ、被告は、本件各発明の構成の中核であるクリックホイールにつき、競合他社の製品と差別化するために特に利用していたことが認められる。そうすると、本件各発明を被告各製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献の程度は、被告各製品の薄型化及び小型化並びに操作性の向上に寄与するものとして、被告各製品の顧客吸引力の向上という観点からすれば、少なくないものと認めるのが相当である。他方、証拠（甲32、乙27）及び弁論の全趣旨によれば、被告各製品の人気の理由は、上記において説示したとおり、クリックホイールという指先だけで操作できるインターフェイスを搭載し、携帯音楽プレーヤの操作性を向上させたことにあるほか、音楽配信サービスであるiTunes Music Storeに対応するiTunesを、そのまま持ち歩くような環境を備えたことや、デザイン、カラーバリエーション、大容量のハードディスク及び長時間持続するバッテリーという被告各製品の特長にもあり、これらのほか、「Apple」という極めて高いブランド価値、被告の宣伝広告等が、被告各製品の売上げに相当程度貢献したことが認められる。また、操作性については、上記のとおり、被告自身がクリックホイールによる操作性の向上を宣伝していることから、クリックホイールの貢献は明らかであるものの、クリックホイールの機能の割当てや本件各発明とは無関係のセンターボタンの果たす役割も少なくないものと解される。そうすると、被告各製品の本体（ハードウェア）の一部であるクリックホイールに係る本件各発明が、被告各製品の売上げに寄与した程度は、主要なものとはいえない。</p> <p>（イ）侵害の態様前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、別件訴訟において、別件被告各製品の輸入及び販売を行うことが本件特許権の侵害に当たる旨の第1審判決及び控訴審判決が言い渡された後も、なお別紙別件被告製品目録記載3の被告製品（本件における被告製品1）を販売し続けたことが認められる。したがって、その侵害態様は看過し得ないところがある。工特許権者の営業方針等弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各発明を実施するものではなく、被告に対し、本件各発明の許諾をする旨の申出をし、被告との間で、その交渉をしていたことが認められる。才実施料率の算定上記認定に係る業界における実施料の相場、本件各発明の技術内容や重要性、本件各発明を被告各製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、特許権者の営業方針等その他の本件に現れた諸事情を踏まえ、特許権者等が当該特許権等の侵害があったことを前提として、これを侵害した者との間で合意をすることとしたならば特許権者等が得ることとなるその対価を考慮すれば、実施に対し受けるべき料率は、少なく見積もっても、0.5%を下らないというべきである。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/092933_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/933/092933_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和5年（ネ）第10010号
判決日	令和6年2月27日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	X
被控訴人	株式会社ライフピース
賠償金額	49万6000円
発明の名称	「機能水」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>相当実施料率について、化学の分野における平均実施料率は4.3%であると認められるところ（甲32）、本件特許が機能水に関する用途発明であることや、特許法102条4項の趣旨を考慮すると、同条3項の相当実施料率については、5%と認めるのが相当である。</p> <p>（中略）</p> <p>控訴人は、本件特許についての特許法102条3項の実施料率は10%とすべきであり、被控訴人製品の売上額は、控訴人の関連会社から購入した現ATW及びATW-2の量に照らすとその売上額について1000万円は優にあると主張する。しかし、相当な実施料率に関し提出されている証拠は前記甲32のみであり、本件特許に関する特許法102条3項の実施料率について、これを10%とすべきとすることについての的確な証拠はなく、前記のとおりの本件特許の内容にも照らせば、同実施料率については5%とすべきである。また、被控訴人は、控訴人の関連会社から購入した現ATW及びATW-2を用いて「無限七星花凜水」（乙46）など被控訴人製品以外の製品も販売していたとするものであるから、必ずしも控訴人の関連会社から購入した旧ATW及び現ATWの量をもって、本件特許の侵害に係る被控訴人製品の売上額を推認させるものとは認め難い。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/902/092902_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/902/092902_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ワ)第12107号
判決日	令和5年8月29日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	P 1
被告	全星薬品工業株式会社
賠償金額	388万8000円
発明の名称	「徐放性経口固形製剤」「徐放性塩酸アンブロキソール口腔内崩壊錠」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>実施料率の判断にあたっては、被告(特許権者)の実施許諾例があればまず検討し、それがなければ業界相場等や発明の内容等を検討することになるが、被告における実施許諾例がある事情は見当たらない。医薬品の自己実施に係る実施料率に関する資料によれば、「医薬品では6%前後の率に...上下1~2%程度増減した率が大方の相場」とされるもの(乙116)、「医薬品・その他の化学製品(イニシャル有)」では3~5%が最も多いとするもの(乙117【図2-5-1】)、3~5%未満が最も多いとするもの(乙118)が見られる。そして、本件発明2は、1回の投与で長時間シグモイド型の薬物放出を続けるアンブロキソール塩酸塩の徐放OD錠に関する発明であるが、剤形が異なるものの治療学的に同等の有効性、安全性を有する医薬品は他にも存在する。このような事情を総合考慮すると、本件における仮想実施料率は5%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/388/092388_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/388/092388_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和4年(ネ)第10046号
判決日	令和5年5月26日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社ドワンゴ
被控訴人	FC2, INC.
賠償金額	1101万5517円
発明の名称	「コメント配信システム」
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2)特許法102条3項に基づく損害額について(予備的請求関係)ア特許法102条3項に基づく控訴人の損害額については、①株式会社帝国データバンク作成の「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産(資産)価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」(本件報告書)の「Ⅱ.我が国のロイヤルティ料率」の「1.技術分類別ロイヤルティ料率(国内アンケート調査)」の「(2)アンケート調査結果」には、「特許権のロイヤルティ料率の平均値」について、「全体」が「3.7%」、「電気」が「2.9%」、「コンピュータテクノロジー」が「3.1%」であり、「Ⅲ.各国のロイヤルティ料率」の「1.ロイヤルティ料率の動向」には、国内企業のロイヤルティ料率アンケート調査の結果として、産業分野のうち「ソフトウェア」については「6.3%」であり、「2.司法決定によるロイヤルティ料率調査結果」の「(i)日本」の「産業別司法決定ロイヤルティ料率(2004～2008年)」には、「電気」の産業についての司法決定によるロイヤルティ料率は、平均値「3.0%」、最大値「7.0%」、最小値「1.0%」(件数「6」)であるとの記載があること、②前記(1)イ(ウ)のとおり、本件各発明の技術的な特徴部分は、コメント付き動画配信システムにおいて、動画上に複数のコメントが重なって表示されることを防ぐというものであり、その技術的意義は高いとはいえず、被告各サービスの購買動機の形成に対する本件各発明の寄与は限定的であること、その他本件に現れた諸般の事情を総合考慮すると、本件生産1ないし3による売上高に実施料率2パーセントを乗じた額と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/092146_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/092146_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年（ワ）第4913号
判決日	令和5年4月20日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	ヨコタ工業株式会社
被告	アトラスコプロ株式会社
賠償金額	4486万7903円
発明の名称	「電動式衝撃締め付け工具」
司法決定実施料率	4%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(ア) 実施料率本件訂正発明について実施許諾契約がされた事実はない（弁論の全趣旨）。また、証拠（甲32、33）及び弁論の全趣旨によれば、平成15年9月20日に社団法人発明協会が発行した「実施料率〔第5版〕」において、「金属加工機械」の技術分野における平成4年度～平成10年度の実施料率の平均値についてイニシャル有りが4.4%、イニシャル無しが3.3%であること、同様の最頻値が5%、3%、中央値が4%、3%であること、平成22年8月31日に発行された経済産業調査会が発行した「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」において、「成形」の技術分野における実施料率の平均値が3.4%であることが認められる。これらに、原告と被告とが競業関係にあること、本件訂正発明の内容、重要性、代替可能性、被告製品の売上に対する貢献の程度のほか、本件訂正により特許請求の範囲が減縮されていること等本件に現れた諸事情を総合的に考慮すると、本件における実施に対して受けるべき料率としては、4%が相当であると認める。これに反する原告及び被告の主張はいずれも採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/092070_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/070/092070_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和4年(ネ)第10073号、同年(ネ)第10096号
判決日	令和5年3月23日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	フィリップモーリスプロダクツソシエテアノニム
被控訴人	ジョウズ・ジャパン株式会社
賠償金額	2253万6467円
発明の名称	「加熱式エアロゾル発生装置、及び一貫した特性のエアロゾルを発生させる方法」
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2) 特許法102条3項の損害金についてア原判決146頁13行目～14行目の「前掲知財高裁特別部判決参照」を「令和元年大合議判決参照」に、同頁18行目及び20行目の各「ロイヤリティ率」をいずれも「ロイヤリティ料率」に、同頁25行目の「10%」を「10%を下らないもの」にそれぞれ改め、イのとおり控訴人の当審における追加主張に対する判断を加えるほかは、原判決の第4の10(2)に記載するとおりであるから、これを引用する。</p> <p>(原審における記載)</p> <p>特許法102条3項は、「特許権者...は、故意又は過失により自己の特許権...を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。」旨規定する。そうすると、同項による損害は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。そして、同項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも当該特許権についての実施許諾契約における実施料率に基づかなければならない必然性はなく、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。したがって、実施に対し受けるべき料率は、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである(前掲知財高裁特別部判決参照)。イ前提事実及び前記認定事実のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。本件報告書の表Ⅱ-3には、アンケートの調査結果として、技術分類を「食料品、たばこ」とする特許権のロイヤリティ率の平均値は3.8%(最大値5.5%、最小値1.5%)(4件)、「健康;人命救助;娯楽」とする特許権のロイヤリティ率の平均値は5.3%(最大値14.5%、最小値0.5%)(54件)と記載されている(乙A73)。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>原告は、被告ジョウズが被告製品の販売等により別件特許権を侵害したと主張して、別件訴訟を東京地方裁判所に提起したところ、同裁判所は、令和4年1月27日、別件発明の実施に対し受けるべき料率を被告製品の売上高の10%と判断した（乙A80）。そして、前記イのとおり、別件発明は、エアロゾル発生のための加熱アセンブリに関するものであり、エアロゾル形成基材を加熱するための熱源を局所化し、エアロゾル発生装置のための頑丈でコストの低い加熱アセンブリを提供するためのものである。前記イのとおり、本件各発明は、エアロゾル形成基材の加熱中にエアロゾルを均等に送達することを可能にする発明であり、加熱式タバコの香りや味等に直結するものであるから、加熱式タバコにおいて相応の重要性を有し、被告製品の売上げ及び利益にも一定の貢献をしたものである。また、エアロゾルを均等に送達することを可能にする代替技術が存在することは、本件全証拠によっても認めるに足りない。原告と被告らは、いずれも原告製品専用のタバコスティックを使用することができる加熱式タバコ用デバイスを販売していたことからすると、その市場において競業関係にあったといえる。ウ前記イ(ア)ないし(エ)の各事情その他の本件訴訟に現れた諸事情を総合すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は、10%を下らないものと認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/017/092017_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/017/092017_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和4年(ネ)第10062号、第10064号
判決日	令和5年1月23日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	X
被控訴人	三菱電機株式会社
賠償金額	197万3393円
発明の名称	「軸流ファン、及び、その軸流ファンを有する空気調和機」「空気調和機」「多翼送風機の羽根車構造」
司法決定実施料率	3.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(10) 原判決116頁14行目の「ものであること」から15行目末尾までを「ものであることを考慮すべきである。」と改め、同頁16行目から117頁14行目までを次のとおり改める。「(イ)以上の事情を総合考慮すると、本件発明2-1に係る仮想実施料率10は、3.5%と認めるのが相当である。」</p> <p>(原審における記載)</p> <p>才仮想実施料率本件発明2-1に係る仮想実施料率を検討するにあっても、上記工の事情(※)は同様に考慮されるべきである。また、経済産業省知的財産政策室編「ロイヤリティ料率データハンドブック」(平成22年8月31日発行。乙A4)によれば、技術分類を「機関またはポンプ」とする対象例(16件)では、平均ロイヤリティ料率3.1%、標準偏差1.4%、最大値5.5%、最小値0.5%である。また、技術分類を「照明;加熱」とする対象例(16件)では、平均ロイヤリティ料率3.9%、標準偏差2.2%、最大値9.5%、最小値1.5%である。●(省略)●以上の事情のほか、本件発明2-1がルームエアコン室内機における熱交換器の配置とクロスフローファンの翼の出口角の数値を限定したものであり、このような最適な数値を検討する行為自体は当業者が自ずと行うものであること等を踏まえると、本件発明2-1の仮想実施料率は、3.5%とするのが相当である。</p> <p>※: 工超過売上の割合(ア)対象製品群2の販売による市場占有率の変化等対象製品群2は、平成16年10月から被告の2005シーズン年度モデルとして販売され、●(省略)●また、被告のルームエアコンの国内の出荷台数は、2003冷凍年度から2005冷凍年度にかけて増加し、国内4位から3位に上昇するだけでなく、1位及び2位との出荷台数の差が縮小したことを踏まえれば、2005冷凍年度においては、その市場占有率が上昇したものと認められる(前記(2)キウ)。このような被告の市場占有率の上昇には、当該時期に被告の製造販売する●(省略)●対象製品群2の販売が直接貢献していることがうかがわれる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>なお、原告は2004シーズン年度モデルによる被告の市場占有率の上昇等についても指摘するが、本件発明2-1は当該モデルでは実施されていないことから（弁論の全趣旨）、当該モデルの市場占有率の変動と本件発明2-1との間に関連性は認められない。(i)本件発明2-1の技術的意義及び代替技術等 a 本件発明2-1は、ルームエアコン室内機に搭載される熱交換器の配置について、前面熱交換器の設置角度<math>\alpha</math>を特定すると共に、クロスフローファンの翼の出口角<math>\beta_2</math>を特定することで、所定風量を得るのに必要なファンモータ入力や回転数を低減することができ、省エネを図ることができる点にその技術的意義がある。また、設置角度<math>\alpha</math>を<math>65^\circ</math>以上とすることで、熱交換器からの水滴がファンへ流入して室内ユニットの外部へ吹き出されること等を防止し、また、ユニットの奥行きをコンパクトにできるという効果もある（前記(1)ア(イ)【0024】）。bもつとも、省エネ、ドレン水の確実な処理及び室内機ユニットのコンパクト化という課題自体は本件発明2-1の出願以前から存在するものである。また、当該課題に対して、熱交換器を逆V字状にすること、前面熱交換器と背面熱交換器との連結部を送風ファンの中心軸よりも前面側に位置させ、かつ前面熱交換器の傾斜を急な配置にすること、熱交換器を通過した空気がファンの翼に当たる際の空気の流れを滑らかにし、空気流の剥離等を防ぐために、翼形状を変更することといった着想やその技術自体も、従来から存在した（前記(2)ウ）。したがって、本件発明2-1は、熱交換器の配置とクロスフローファンの翼形状（出口角）の双方を、同時に、具体的な数値をもって特定したところに技術的な意義があるといえる。cまた、ルームエアコンの省エネ性能の向上を図る技術には、室内機及び室外機それぞれを見ても、熱交換器、圧縮機、モータ、送風機等に係る種々の技術が存在する。しかも、被告のほか、国内の競合他社であるパナソニック、ダイキン、東芝、日立等は、それぞれ、省エネのための独自の基本的な技術を有しており、●（省略）●被告以上又は同等の市場占有率を保持していたと認められる（上記(2)イ、キ(ウ)、ク(イ)及び(ウ)）。加えて、本件発明2-1は熱交換器の配置とクロスフローファンの翼形状を特定するものであるから、それぞれ独自のユニット、熱交換器、ファン等の形状や配置を工夫して製品化している競合他社において、本件発明2-1をそのまま実施することにより直ちに性能が向上するといった性質の技術であるとは思われぬ。d以上の事情を総合的に考慮すると、本件発明2-1に係る超過売上の割合は50%と見るのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/974/091974_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/974/091974_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第28930号
判決日	令和4年12月15日
裁判所	東京地方裁判所
原告	浜松ホトニクス株式会社
被告	株式会社東京精密
賠償金額	15億0697万8762円
発明の名称	「レーザ加工装置」「レーザ加工方法及びレーザ加工装置」
司法決定実施料率	30%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、利益率や各種費用などの水準、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(工) 実施料率の算定上記認定に係る実際の実施許諾契約における実施料率、本件各発明の技術内容や重要性、本件各発明を被告製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、原告の営業方針その他の本件に現れた諸事情を総合考慮して、特許法102条4項の趣旨に鑑み、合理的な料率を定めると、実施に対し受けるべき料率は、少なく見積もっても30%を下らないというべきである。したがって、上記実施料率は、30%と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/186/092186_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/186/092186_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年（ネ）第10024号
判決日	令和4年10月20日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	株式会社フジ医療器
被控訴人	ファミリーイナダ株式会社
賠償金額	3億9154万9273円
発明の名称	「椅子式施療装置」「椅子式マッサージ機」
司法決定実施料率	1%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>（3）特許法102条3項に基づく損害額についてア被告製品1について前記工の認定事実によれば、控訴人の特許法102条3項に基づく損害額は、被告製品1の売上高に実施料率1%を乗じた額と認めるのが相当である。そうすると、控訴人の特許法102条3項に基づく損害額は、別紙17記載4の「被告製品1」の「実施料相当額」欄記載のとおり、合計●●●●●●●●●●円となる。これに反する控訴人及び被控訴人の主張はいずれも採用することができない。イ被告製品2について被告製品2は、被告製品1と同様の構成を有することに鑑みると、被告製品2についての控訴人の特許法102条3項に基づく損害額は、被告製品1と同様に、被告製品2の売上高に実施料率1%を乗じた額と認めるのが相当である。そうすると、控訴人の特許法102条3項に基づく損害額は、別紙17記載4の「被告製品2」の「実施料相当額」欄記載のとおり、合計●●●●●●●●●●円となる。これに反する控訴人及び被控訴人の主張はいずれも採用することができない。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>※工(工)そこで、市場の非同一性を理由とする本件推定の覆滅事由に係る推定覆滅部分について、特許法102条3項に基づく損害額について判断する。①株式会社帝国データバンク作成の「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」(本件報告書)の「1. 技術分類別ロイヤルティ料率（国内アンケート調査）」の「アンケート調査結果」には、「特許権におけるロイヤルティ料率の平均値について、全体では3.7%となった。」(50頁)、表Ⅱ-3に、「個人用品または家庭用品」が平均3.5%、最大値7.5%、最小値0.5%（件数13）、「器械」が平均3.5%、最大値9.5%、最小値0.5%（件数63）(52頁)、「4. 司法決定によるロイヤルティ料率」の表Ⅲ-12には、「産業別司法決定ロイヤルティ料率（2004年～2008年）」について「産業分野」を「機械」とする司法決定によるロイヤルティ料率は平均値3.9%、最大値10.0%、最小値1.0%（件数12）(109頁)との記載があること、②前記ウのとおり、本件各発明Cは、椅子式マッサージ機の構造のうち、「肘掛部の前腕部施療機構」に関する発明であり、被告製品1の部分のみに実施されていること、本件各発明Cの前腕部施療機構におけるスムーズな前腕部の載脱が可能となり、施療者が起立及び着座を快適に行うことができるという効果は、椅子式マッサージ機の基本的な機能であるマッサージ機能そのものではなく、「腕部」のマッサージを行う際の付随的な効果であり、また、本件各発明Cの技術的意義は高いとはいえず、被告製品1の購買動機の形成に対する本件各発明Cの寄与は限定的であること、③実施許諾をするに当たり消費税相当額を含めて実施許諾料を定める場合があり得ること、その他本件に現れた諸般の事情を総合考慮すると、上記推定覆滅部分に係る特許法102条3項に基づく損害額は、被告製品1の売上高に実施料率1%を乗じた額と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/091518_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/518/091518_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ワ)第15955号
判決日	令和4年9月22日
裁判所	東京地方裁判所
原告	八幡化成株式会社
被告	株式会社オークローンマーケティング
賠償金額	159万7112円+66万9289円
発明の名称	「調理用具スタンド」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(ウ)不正競争防止法5条3項の算定による損害についてa平成27年8月4日から平成28年8月8日までに譲渡した被告商品●(省略)●個のうち、原告が販売することができないとする事情に相当する数量である●(省略)●個(前記)について、被告商品の譲渡と原告商品の販売減少との間に相当因果関係が認められないとしても、その理由に照らせば、被告が原告商品の形態を模倣した被告商品を譲渡したことについて損害の評価が尽くされているとはいえないと解される。したがって、原告は、前記に加え、上記数量について、原告商品の形態の使用に対し受けるべき金銭に相当する額を損害額としてその賠償を請求することができるというべきである。そして、株式会社帝国データバンク作成に係る平成22年3月付け「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産(資産)価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～本編」によれば、個人用品又は家庭用品に係る発明についてその実施料率は平均3.5%であるとされている(乙25)ものの、原告商品は、家型の独特な形状の商品であり、雑誌やテレビ番組等で紹介された(前記1(1)ア、ウ)ほか、被告が原告商品の存在を認識しながらその形態を模倣した被告商品を譲渡したことなど、本件に現れた諸事情を総合考慮すれば、原告商品の形態の使用に対し受けるべき金銭としては、商品の販売価格に対する5%相当額が合理的であると認められる。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/693/091693_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/693/091693_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第1391号
判決日	令和4年9月15日
裁判所	大阪地方裁判所第
原告	ファミリーナダ株式会社
被告	株式会社フジ医療器
賠償金額	4862万9824円
発明の名称	「マッサージ機」
司法決定実施料率	7%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競争関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2) 実施料率原告が本件特許権の実施を許諾した例があることを認めるに足りる証拠はなく、椅子型マッサージ機に関する特許発明の実施許諾料に関する業界相場は明らかでない。もっとも、証拠(甲44、45)及び弁論の全趣旨によれば、「研究報告書」では、産業分野を「一般機械」とする特許のロイヤルティにつき、国内企業に対するアンケート結果は3.4%、先行文献に基づく国内データは4.2%であり、日本の司法決定において、産業分野を「機械」とするものは、平均値が4.4%、中央値が5.0%、最高値が10.0%とされていること、料率ハンドブックでは、技術分類を「医療機器」とするものは、平均値が5.0%、標準偏差が3.1%、最大値が14.5%、最小値が0.5%とされていることが認められる。そうすると、これらの産業分野におけるロイヤルティ料率の平均値は、おおよそ3.4%~5.0%であることがうかがえる。また、前記2(2)ア(イ)のとおり、本件各発明は、背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と座部に設けられた第二側壁とを一体的に形成された側壁に、使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部を設け、第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する構成によって、使用者の身体を保持し、使用者の腰や臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサージ作用を与えるという効果を奏するものである。これらの作用は、マッサージ機としての基本的かつ本質的な要素であるマッサージの部位及び態様にかかわるものであるから、需要者に対して相応の顧客訴求力を生じさせるものといえる。証拠(甲5、7、20の1~20の3)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、被告製品のパンフレットにおいて、「ダブルソリューション機構」として肩や背中、腰回りのマッサージ機能について広告するのと同程度の紙面を使用して、「骨盤回りエアーマッサージ」などとして、腰横、もも横、尻、もも裏の骨盤周りのマッサージ機能について広告していることが認められる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	一方、従来から、腰部、臀部及び大腿部を左右方向から身体を中心側に向かって押圧する態様の椅子型マッサージ機は存在していたこと（乙6～8）に加え、その販売開始時期は明らかでないものの、令和2年6月頃時点で、骨盤や大腿部をマッサージする製品が市場に流通していたこと（乙30～44の2）に照らすと、本件各発明に係る技術に代替する技術が存在しないとまではいいきれない。以上の諸事情に加え、原告と被告は同一市場においてシェアを分かち合う競業関係にあること（甲42の1・2、46、47、乙29、47）、本件各発明の前記作用効果は、本件発明1により奏するものであり、被告製品1と2の実施料率を別異とする合理的な理由はないことを考慮すると、被告製品1及び2における本件特許の実施料率はいずれも7%であると認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/091462_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/091462_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ネ)第10042号
判決日	令和4年7月6日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	有限会社P X Z
被控訴人	東日本高速道路株式会社
賠償金額	2693万0317円
発明の名称	「車両誘導システム」
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、利益率や各種費用などの水準、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(4) 証拠(甲26、31、乙51、55)によると、①被控訴人各システムはスマートICに設置されるものであるところ、被控訴人は、スマートICの導入により、従前10kmであったIC間の平均距離を欧米並みの5kmに改善し、地域生活の充実・地域経済の活性化を推進しようとしていること、②設置コストは、通常のICが30～60億円であるのに対し、スマートICが3～8億円、管理コストは、通常のICが1.2億円/年であるのに対し、スマートICが0.5億円/年と、スマートICを設置することで、被控訴人はコスト削減ができていないこと、③既存のサービスエリアに被控訴人各システムを設置することで、出入口を増やすことができ、高速道路の利便性が上がるので、利用者増加につながる可能性があること、④もっとも、佐野SAスマートICの設置により東北自動車道の利用台数が顕著に増加したとはいえないこと、⑤被控訴人は、本件特許に抵触しないスマートICも設置しており、代替技術があること(控訴人の主張によると、本件特許に抵触しないスマートICが半数弱存在する。)、⑥控訴人は、自ら本件特許を実施しておらず、今後も実施する可能性がないこと、⑦佐野SAスマートICの施設に占める被控訴人各システムの構成割合(価格の割合)は7.8%であること、⑧被控訴人は、控訴人からの警告を受けた後も本件特許の実施を継続していること、がそれぞれ認められる。上記各事情を総合すると、本件において、本件特許の実施料率は、2%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/286/091286_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/286/091286_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ワ）第32239号
判決日	令和4年6月30日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社DAPリアライズ
被告	シャープ株式会社
賠償金額	819万9458円
発明の名称	「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」
司法決定実施料率	0.01%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(3) 実施料率の認定ア上記(2)アないしウによれば、①実際の実施許諾契約における実施料率、業界における実施料の相場等について、次の点を指摘することができる。本件発明を含め、原告による特許発明の実施許諾の実績はない。また、業界における実施料の相場等として、調査研究報告書における平均値等の記載を採用することも相当ではない。このような状況に照らせば、本件発明に関し、業界における実施料の相場等を示すものとしては、被告が締結した被告製品に関する特許の実施許諾契約の内容を参考とするのが相当である。そして、被告の従業員作成に係る前記陳述書においては、被告各製品に関連する標準必須特許以外のライセンス契約において、パテントファミリー単位での特許権1件あたりのライセンス料率が●(省略)●%であり、また、ランニング方式での契約をとるC社との契約においては、代表的な特許1件当たりのライセンス料率の平均が約●(省略)●%であったこと、また、被告が、平成22年頃、被告各製品の販売に関連し、画像処理・外部出力関連の標準規格の特許ライセンス料を含む使用許諾料として支払っていた額は1台当たり合計0.8米ドルであったことが説明されている。イ上記アの点に加え、前記(2)エのとおり、②本件発明が被告各製品にとって代替不可能なものとは認められず、③本件発明を実施することによる被告の利益の程度も明らかではないこと、前記(2)アのとおり、④原告と被告との間に競業関係がなく、原告は、特許発明について自社での実施はしておらず、他社に実施許諾をして実施料を得ることを営業方針としているものの、これまで保有する特許発明について、実施許諾契約の締結に至ったことはないことといった事情を総合考慮すれば、本件発明について、被告各製品の製造、販売に対して受けるべき実施料率は0.01%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/557/091557_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/557/091557_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ワ）第9842号
判決日	令和4年6月9日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社オーエス
被告	プラス株式会社
賠償金額	1億7590万6278円
発明の名称	「自立式手動昇降スクリーン」
司法決定実施料率	6%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>イ 実施料率本件において、本件各訂正後発明の実施許諾契約の存在を認めるに足りず、証拠（乙26）及び弁論の全趣旨によれば、平成22年8月31日に発行された「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」において、光学機器及び家具、ゲームの技術分野における正味販売高に対する実施料率は、光学機器については、平均が3.5%、最大値が9.5%、最小値が0.5%、標準偏差が1.9%であり、家具及びゲームについては、平均が2.5%、最大値が4.5%、最小値が0.5%、標準偏差が1.5%であることが認められる。これらに、原告と被告は競業関係にあること、前記(1)イのとおり、本件各訂正後発明の貢献の程度その他本件に現れた諸事情を総合的に考慮すると、本件における実施に対して受けるべき料率としては6%が相当であると認める。原告は、他社との和解内容等を考慮して、被告製品1台あたり1万円（実施料率23.6%）が妥当である旨を主張する。しかし、種々の事情を総合的に考慮して和解に至ることが通常であり、和解内容を実施許諾契約と同様に考えるのは相当でないことに加え、証拠（甲42、43）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、和解契約等において、相手方が、原告に対し、原告が実施料相当額であると主張している金員を支払う他に金員を支払う条項は存在しないことが認められ、特許法102条3項及び同条2項の適用により損害の額を算定する本件とは条件を異にするというべきである。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/241/091241_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/241/091241_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成31年(ネ)第10027号
判決日	令和4年5月25日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	X
被控訴人	ソニーグループ株式会社
賠償金額	3204万8673円
発明の名称	「光ディスクにおけるエラー訂正技術」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論	(原審のみライセンス料率の記載があるため原審を引用) 以上のとおり、本件特許1-5及び本件特許2-1について、被告が受領したライセンス料を特許権数で除すと「【E】対象特許1件当たりの利益の額」の金額となり、相当対価の算定にあたり、同額の5倍(本件特許1-5)又は2倍(本件特許2-1)を基礎とし、被告の使用者としての貢献度を95%、原告の共同発明者間における貢献度を本件特許1-5について25%、本件特許2-1について33%(ただし、本件特許1-5及び2-1がいずれもライセンス対象特許となっているSCEライセンス契約については両特許が併存する期間につき25%と33%の平均である29%)として算定すると、本件特許1-5及び本件特許2-1に係る特許を受ける権利の承継の相当の対価は、別紙相当対価計算表の【J】欄の欄外に記載のとおり、●省略●と認められる。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/091308_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/308/091308_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ワ)第29604号
判決日	令和4年4月27日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社DAPリアライズ
被告	ソフトバンク株式会社
賠償金額	705万7771円
発明の名称	「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」
司法決定実施料率	0.01%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(3) 被告製品の相当実施料率ア特許発明の実施に対し受けるべき料率を認定するに当たっては、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮するのが相当である。イそこで検討するに、本件発明に関しては、前記①ないし④に係る事情として、次のとおりのものが認められる。「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」には、以下のような実施料率を報告するが、同時に、関係特許が多数に上り、クロスライセンスが主流であるデバイスの特許の分野では、その相場は1%以下であるとも記載されている。(甲26) 実際、被告補助参加人は、被告製品の製造販売のため、11社とライセンス契約を締結したが、破産直前という特殊事情のある1社を除くと、アプリ特許等に係るパテントファミリー1件当たりのライセンス料率は、平均●(省略)●%であると計算された。(乙14) (ウ) また、前記の10社とのライセンス契約のうち、ライセンス料率が初年度の●(省略)●%から逡減する特殊な規定となっていた1社を除き、画像処理に関連する発明に限定したとすると、1件当たりのライセンス料率は、平均●(省略)●%と計算された。(乙16) (エ) 平成20年5月発行の雑誌「日経エレクトロニクス」には、「携帯電話の画面サイズには限界がある。」、「HDTV対応によって、大画面テレビなど周囲のAV機器を接続し、コンテンツをやりとりする機能が携帯電話機に必須となる。」との記載がある。(甲29・43頁) 他方、前記雑誌には、「スマートフォンのような両手の操作を前提とする端末であれば、比較的大きな4～5型程度のディスプレイを搭載する可能性はある。このような端末ならば、「液晶パネルの画素数を高精細化してHDTV対応にできる」との記載もある。(甲29・59頁) 原告は、情報処理・通信システムの考案及び開発を目的とする会社であり、自ら実施品の製造販売をすることはせず、その発明を他社に許諾し、これに対する実施料収入を得るという営業方針をとっているが、本件発明については、実施許諾をした例はない。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>（弁論の全趣旨）ウこれらの事情によれば、①本件発明の技術分野においては、ライセンス料率を0.5%ないし9.5%程度とする例はあるが、スマートフォンのように多数の特許が関連する分野では、クロスライセンスによる場合に限らず、特許1件当たりで計算した実施料率が、0.01%を下回ることも通常であること、②本件発明で実現される高解像度画像を外部出力する機能は、携帯電話において早くから望まれていたものではあるが、被告製品のようなスマートフォンにおいては、当然に必須の機能であるとはいえず、その顧客に対する顧客吸引力は明らかとはいえないこと、③原告は、その保有する発明を他社に許諾し、その実施料収入を得るという営業方針をとっているものの、本件発明を実施するため、原告とライセンス契約を締結した者はいないこと、以上の事情を認めることができる。これらの事情を考慮すると、被告補助参加人の売上高に乗じる相当実施料率は、侵害があったことを前提に通常の実施料率よりも自ずと高くなることをも十分考慮しても、0.01%の限度で認めるのが相当である。エこれに対し、原告は、被告補助参加人におけるライセンス例は、大部分が一時金方式であり、ランニング方式よりも割安となっていることなど種々の事情を指摘し、これを相当実施料率の認定の参考にすることを争うものの、原告の指摘を踏まえても、業界における実施料の相場等として、当該ライセンス例を上記の限度で参酌することまで妨げられるべきものではなく、上記認定を左右するに至らない。また、原告は、本件発明には代替技術がなかったと主張するが、これを認めるに足りる証拠はないほか、原告は、本件発明を代替するには、2400円程度の部品（甲31）を追加する必要があったとも主張するが、当該部品は、本件発明に係る機能のみを実現するものとは認められず、その2400円というのも「サンプル価格」にすぎず、いずれも、上記の結論を左右するものとはいえない。（4）原告に生じた損害及び損失以上によれば、原告に生じた損害及び損失の額は、被告製品のそれぞれについて、被告補助参加人における売上高と認められる下表の「売上高」欄の金額に、それぞれ前記相当実施料率0.01%を乗じた「損害又は損失」欄記載の額と計算され、その合計は705万7771円となる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/091253_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/091253_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ネ)第10057号
判決日	令和4年3月29日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社リコー
被控訴人	株式会社ディエスジャパン、株式会社ディエスロジコ、株式会社奥美濃プロデュース
賠償金額	470万円
発明の名称	「情報記憶装置、着脱可能装置、現像剤容器、及び、画像形成装置」「情報記憶装置及び着脱可能装置」
司法決定実施料率	1.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(3)特許法102条3項に基づく損害額についてア被告製品の販売に係る売上高は、平均小売価格である1万3000円(乙37)に販売数量である2万1000本(争いが無い)を乗じた2億7300万円であると認められる。イ社団法人発明協会発行の「実施料率〔第5版〕」(乙78)には、電子・通信用部品の実施料率に係る平成4年度～平成10年度の平均値として、イニシャル有りが3.5%、イニシャルなしが3.3%であるとの記載があり、また、経済産業省知的財産政策室編「ロイヤルティ料率データハンドブック」の表I-3(乙79)には、アンケート結果(調査実施期間2009年11月5日～2010年2月15日)として、技術分類を「電気」とする特許の「ロイヤルティ料率」について2.9%と記載され、「器械」とする特許の「ロイヤルティ料率」について3.5%との記載がある。そして、本件各発明1ないし3の技術的意義は、前記のとおりであること、その他本件に現れた諸事情を総合考慮すると、控訴人の特許法102条3項に基づく実施料相当額の損害額は、被告製品の売上高に1.5%を乗じた額と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/227/091227_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/227/091227_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年（ネ）第10034号
判決日	令和4年3月14日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	イーグル工業株式会社
被控訴人	株式会社テージケー
賠償金額	8920万円
発明の名称	「ソレノイド」（精密機械）
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>イ 被告製品の実施料率について判断する。甲79報告書によれば、日本国内で特許出願を行った国内企業・団体のうち上位となっている企業・団体（対象2031件）及び株式会社帝国データバンク保有データ信用調査報告書ファイル（約143万社収録）の中からライセンス契約を実施していると判断できる企業（対象975件）につき、重複データを削除した合計3006件を調査対象とし、平成21年11月5日から平成22年2月15日までを調査対象期間として、技術分類別ロイヤルティ率のアンケート調査を実施した結果（有効回答は563件）によると、本件発明に最も近い技術分野である「精密機械」のロイヤルティ率は、最大値9.5%、最小値0.5%、平均値3.5%であった（同報告書52頁）ことが認められる。また、同報告書によると、実施料の決定要因の重要度としては、①当事者におけるライセンスの必要性、②ライセンス対象（特許権の評価）の重要度が高いことが挙げられている。なお、控訴人は、前記第2の4ウ【控訴人の主張】のとおり、平成4年度から平成10年までのデータによる実施料率〔第5版〕データや平成10年3月30日言渡しの別件判決の説示を基にした主張もするが、平成27年から平成30年までの間の実施料率を問題とする本件では参考とならず、採用の限りではない。本件発明の特許請求の範囲及び本件明細書の記載を総合すると、本件発明は、「ソレノイド」を備えた制御弁の発明であるが、その特徴的部分は、①アッパーブレードの外側で取付孔に嵌合して取付孔の開口部を塞ぐ端部部材と、②取付孔と端部部材との間に配置されるシール部材の2つの構成を採用したことにより、これらの構成によって、外部雰囲気（湿気や水等の流体）の進入が抑制されて、ソレノイドの耐食性を向上させるとともに、ハウジングの取付孔に挿入するだけで正確な位置決めができ、ボルトによるハウジングへの締結等も不要となり、取付性が向上するという効果を奏するものである。これに対し、相手方ハウジング部材に取付孔を設けてこの部分に容量制御弁を挿入するという技術は、本件発明の出願時には公知の技術である（乙8、9）。また、シール部材の配置については、原告製品2のように、取付孔と端部部材の間のシール部材を設けることなく、腐食防止のために鉄系材料にメッキを施して可変容量制御弁の耐久性を保つ代替技術（従来技術。本件明細書の【0011】）があることから、ソレノイドの耐食性の向上という観点からいえば、当事者のライセンスの必要性の程度が高いとはいえず、特許としての重要度も高いとはいえない。</p>



項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第24818号
判決日	令和4年3月23日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ボンマーク
被告	アテネ株式会社
賠償金額	5730万1332円
発明の名称	「メタルマスク及びその製造方法」「ボール配列用マスクの製造方法」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論	<p>(2)相当実施料率ア特許法102条3項の「受けるべき金銭の額」を算定する基礎となる相当実施料率については、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである(知財高裁平成30年(ネ)第10063号令和元年6月7日特別部判決参照)。イこれを本件についてみると、本件訂正発明1の実際の実施料率は存在しないものの、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、実施料の相場について、「精密機器」の特許の実施料率が、平均3.5%(最大値9.5%、最低値0.5%)であり、「その他」の分野の司法決定の実施料率が、平均7.3%(最大値12.0%、最小値3.0%)であると報告された例があること(甲22)、原告が、第三者との間で、その発明の名称を「導電性ボール配列用マスク及びその製造方法」とする特許について、実施料率を10%とする旨の合意をしたことがあり(甲23)、その発明の名称を「クリーム半田用メタルマスクおよびスクリーン印刷用スキージ技術」とする特許について、実施料率を20%とする合意をしたことがあること(甲24)、以上の事実を認めることができる。これに対し、被告は、これらの許諾例は、認識マークの電解処理とは無関係なものを抽象的に一括するものであると主張するが、特許発明の属する一定の範囲の分野を相当実施料率の考慮要素とすることは正当であり、被告が指摘するような個別具体的な特許発明の内容については、特許発明自体の価値や技術内容の観点から考慮するのが相当である。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>ウそして、本件訂正発明1は、前記1(1)のとおり、認識マークを形成する従来の技術が、認識マークとして充填したトナーが凹部から脱落し、また、箔物メタルマスクに適用することが困難であるという欠点があったため、これを解消するものであって、本件訂正発明1と同一の作用効果を代替する技術があることを認めるに足りる証拠はない。ただし、現在においても、本件訂正発明1の電解マーキングによる認識マーク以外の認識マークの形成方法も相当な割合で使用されており(乙93、99)、顧客によっては、電解マーキング以外の方法を特に指示する場合があることも認められることからすると、メタルマスクの認識マークに係る市場において、本件訂正発明1の方法が、唯一の実用的な技術であるとまでいうことはできない。工上記のような本件訂正発明1の技術内容や重要性に照らせば、これを実施することは、原告及び被告にとって、相応に売上げや利益に貢献するものであるといえる。そして、原告が、本件訂正発明1に係る技術を広く宣伝等しているとは認められないとしても(乙97)、原告と被告が、本件訂正発明1に係るメタルマスクの分野で競合する会社同士であることを考慮すれば、仮に、原告が、被告に対し、本件訂正発明1の実施を許諾するとすれば、その実施料は相当に高額になったものといえる。このような事情に加え、特許法102条3項の「受けるべき金銭の額」を算定する基礎となる相当実施料率は、特許権侵害をした者に対し事後的に定められるものであって、通常の実施料率に比べて自ずと高額になることをも踏まえると、被告製品1による本件訂正発明1の侵害に係る実施料率としては、売上高の●(省略)●%を認めるのが相当である。なお、被告は、侵害論に係る裁判所の心証開示後、損害論の相当実施料率の考慮要素として、本件訂正発明1が、既知の技術であり、被告が、先使用していたものであるなどとして、乙2メタルマスクとは別個の製品に係る分析結果などを証拠提出した。しかし、当該主張は、実質的には先使用の抗弁(争点2)の根拠となる事由を追加するものであり、訴訟の完結を遅延させると認められたことから、当裁判所は、被告に対し、上記証拠提出に係る主張を補充しないように訴訟指揮をした。そして、被告は、これを侵害論の段階で主張立証し得なかった理由を特に説明しないのであるから、当該主張立証は、時機に後れた攻撃防御方法(民事訴訟法157条1項)として、原告の申立てに基づき却下するのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/210/091210_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/210/091210_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ワ）第20074号
判決日	令和4年1月27日
裁判所	東京地方裁判所
原告	フィリップモリスプロダクツ
被告	ジョウズ・ジャパン株式会社
賠償金額	5185万2556円
発明の名称	「エアロゾル発生システムのための加熱アセンブリ」
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>ウ 本件発明の実施に対し受けるべき料率(ア)前記アの実施に対し受けるべき料率については、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。(イ)本件訴訟において、本件発明の実際の実施許諾契約における実施料率は現れていないところ、証拠（甲14）によれば、本件報告書には「食料品、タバコ」の技術分野における実施料率の平均が3.8%であること、「健康；人命救助；娯楽」の技術分野における実施料率の平均が5.3%であることが記載されていると認められる。(ウ)前記(1)ウ(オ)のとおり、本件発明は、被告製品の一部にのみ実施されているものではあるが、原告製品と互換性を有する加熱式タバコ用デバイスとして不可欠な部分であるエアロゾル発生システムの加熱アセンブリに関するものであるから、被告製品における本件発明の意義は重要なものというべきであり、本件発明を被告製品に用いることが被告の売上げ及び利益に大きく貢献していると認めるのが相当であって、他のものによる代替可能性はうかがわれない。(I)原告と被告は、いずれも原告タバコスティックを使用することができる加熱式タバコ端末を販売しているから、その市場において競業関係にある。(オ)本件訴訟に現れた前記(イ)ないし(I)の各事情に照らすと、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は、10%を下らないものと認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/282/091282_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/282/091282_hanrei.pdf</a>



項目	概要
事件番号	平成31年(ワ)第10945号
判決日	令和3年11月25日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ホリ
被告	株式会社レイ・アウト
賠償金額	7116万8343円
発明の名称	「シート貼付構造体及びシート貼付構造体を用いて保護シートを貼付する貼付方法」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(イ)前記(ア)の認定事実及び本件に表れた諸事情に基づき、実施に対し受けるべき料率について検討する。まず、原告が本件特許権の実施を許諾した例があることを認めるに足りる証拠はなく、また、本件全証拠によっても、スマートフォンの液晶を保護するフィルムに関する特許発明の実施許諾料に関する業界相場は明らかでないものの、前記(ア) aのとおり、全産業のロイヤルティ料率の平均値が4パーセント台前半であることをうかがわせる統計資料が存在する。また、前記(ア) cのとおり、スマートフォンの液晶を保護するフィルムの使用者は、フィルム自体の機能である衝撃の吸収やブルーライトのカット等と共に、フィルムを的確に貼付しやすいか否かに関しても、相当の関心を有するものであることがうかがわれる。そして、前記(ア) bのとおり、メーカーも、上記の機能の宣伝広告と併せて、フィルムの貼りやすさを強調した宣伝活動を行っていることがうかがわれる。そうすると、フィルムの貼りやすさは、フィルム自体の機能と同程度の顧客誘引力を有するものであって、貼りやすい構造を有するフィルムは、その売上げ及び利益に相当程度貢献していることが推認される。そして、本件特許発明1及び3は、前記1(2)イのとおり、装置に保護フィルムを貼付する際の位置ずれを防止することを課題とし、この課題を解決するものであるから、フィルムに関する発明として重要であるということができ、フィルムの顧客誘引力を生じさせる一要素として売上げ及び利益への貢献度が高いといふべきである。さらに、原告も被告もゲーム機又はスマートフォンの液晶画面を保護するフィルムを販売又は販売の申出をする株式会社であるから、競業関係にあるものと認められる。以上の諸事情を総合すれば、特許権侵害をした者に対して事後的に定められる、実施に対し受けるべき料率は、本件においては5%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/082/091082_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/082/091082_hanrei.pdf</a>



項目	概要
事件番号	令和3年(ネ)第10005号
判決日	令和3年9月16日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社豊田自動織機
被控訴人	ハノンシステムズ・ジャパン株式会社
賠償金額	6億9885万8050円
発明の名称	「ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造」
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>イ以上の検討を踏まえると、圧縮機分野では、実施料率を3%から4%程度とする例を中心としつつ、その前後の実施料率とする例も相当程度あることがうかがわれること、本件訂正発明が相応の技術的価値を有し、代替品もなかったこと、一審原告と一審被告が競業関係にあり、相互に実施許諾を行うことが考えにくいこと、他方、本件訂正発明の作用効果に対する顧客吸引力等は一定程度限定されること、被告各製品の売上高はクラッチ部分を含むものであること等の本件諸事情を考慮すれば、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は、3%と認めるのが相当である。なお、一審被告は、第2の3本件訂正発明の作用効果や侵害の成否等について、前件侵害訴訟における知財高裁判決や本件無効審決、ソウル高等法院等、判断主体によって判断が分かれていることを理由に、本件訂正発明の価値が低いと主張するが、事前の実施許諾契約の料率については特許権が無効となる可能性等も考慮して算定されるのとは異なり、特許法102条3項の損害は、特許権が有効であり、特許権侵害があることを前提に算定されるものであるから、別個の手續の状況を考慮に入れるのは相当でない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/090642_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/090642_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第1130号
判決日	令和3年8月31日
裁判所	東京地方裁判所
原告	日本カーバイド工業株式会社
被告	スリーエムジャパンイノベーション株式会社
賠償金額	15億5344万4548円
発明の名称	「印刷された再帰反射シート」
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(イ) その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額 a 特許法 102 条 3 項所定の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」については、平成 10 年法律第 51 号による改正前は「その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額」と定められていたところ、「通常受けるべき金銭の額」では侵害のし得になってしまうとして、同改正により「通常」の部分が削除された経緯がある。特許発明の実施許諾契約においては、技術的範囲への属否や当該特許が無効にされるべきものか否かが明らかではない段階で、被許諾者が最低保証額を支払い、当該特許が無効にされた場合であっても支払済みの実施料の返還を求めることができないなどさまざまな契約上の制約を受けるのが通常である状況の下で事前に実施料率が決定されるのに対し、技術的範囲に属し当該特許が無効にされるべきものとはいえないとして特許権侵害に当たるとされた場合には、侵害者が上記のような契約上の制約を負わない。そして、上記のような特許法改正の経緯に照らせば、同項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも当該特許権についての実施許諾契約における実施料率に基づかなければならない必然性はなく、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。したがって、実施に対し受けるべき料率は、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>b そこで検討するに、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①原告は、本件訴訟の提起前に、被告らを含む3 Mグループに対し、本件特許のライセンス料率5%を提案していたこと（乙41）、他方で、米国3 Mは、過去に第三者に提起した特許権侵害訴訟において、再帰反射シートに関する特許の実施料率は9%であると主張していたこと（甲71）、米国3 Mらは、過去に第三者に提起した訴訟において、ロイヤルティ料率20%での合意をしたこと（甲72、乙66）、株式会社帝国データバンク編「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」（平成22年3月）において、再帰反射シート（樹脂シート）が該当する「化学」の最小値が0.5%、最大値が32.5%、平均が4.3%であるとされていること（甲73、乙67）、被告3 Mジャパンらは、原告に提起した特許権侵害訴訟において、実施料率を10%と主張していること等が認められる。また、②本件発明は、前記のとおり、再帰反射シートの構成全体に関わる発明であり、相応の重要性を有しているといえ、これらの構成を備えた従来技術は存在せず、この点についての代替技術が存在することはうかがわれない。そして、③本件発明は、被告旧製品の全体について実施されており、これによって向上される耐水性・耐候性は、需要者の購入動機に影響を与えるものであるから、本件発明を被告旧製品に用いることにより、被告らの売上及び利益に貢献するものと認められる。さらに、原告と被告らは、いずれも再帰反射シートの製造販売業者であり、競業関係にある。c 上記bの諸事情を含む本件訴訟に表れた事業を総合考慮すると、本件特許権を侵害した被告らに事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は、10%を下らないものと認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/776/090776_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/776/090776_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第36506号
判決日	令和3年5月19日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社フューチャーアイ
被告	LINE株式会社
賠償金額	1404万7576円
発明の名称	「コンピュータシステムおよびプログラム」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)
実施料に関連する結論	<p>(2)相当実施料率についてア本件各発明の実施許諾契約における実施料率やその相場等原告は、原告代表者から専用実施権の設定を受けているが、その設定契約の詳細は本件の証拠上明らかでなく、また、原告が他人に本件各発明の実施を許諾したことをうかがわせる証拠はない。そこで、相場等につきみるに、証拠(甲157~159、乙82)によれば、電子計算機に係るロイヤルティ(件数719件)は、平均値が33.2%、最頻値が50.0%、中央値が40.0%とされている一方、「技術分類コンピュータテクノロジー」、「対象となる製品・技術例計算;係数、チェック装置等」におけるロイヤルティ料率の相場は、1%未満、1~2%未満、2~3%未満、3~4%未満がいずれも16.7%であり、4~5%未満が25.0%であるとされている。しかし、本件においては、被告アプリは無償で配信され、被告アプリのユーザが「ふるふる」を使用して友だち登録をし、その後の交流を行うといった行為自体による被告の売上げは発生しないという特殊性があることからすれば、上記の相場等を重視することはできない。イ本件各発明の価値や代替可能性等本件各発明は、前記1(2)に記載のとおり、初対面の人物同士が出会った後互いにコンタクトを取ることができるようにする際に、極力個人情報情報を明かすことなくコンタクトが取れるようにするためのコンピュータシステム及びプログラムに関する発明であって、相手方に互いの個人情報情報を通知することなく後々コンタクトを取ることができ、かつ、相手方以外の他人がその相手方に成りすましてコンタクトしてくる不都合をも防止できる理想的な連絡可能状態を構築する手段を提供することを目的として、現実世界で出会ったユーザ同士がユーザ端末を操作し、コンピュータを利用して交流を行うに当たり、コンピュータ(サーバ)が各ユーザ端末の位置情報を取得し、該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として、該検索されたユーザ端末を新たな交流先として交流先のリストに追加して表示させ、ユーザが表示された複数の交流先の中からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し、指定された相手との間でメッセージを送受信できるようにするという手段を採用することで、互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が連絡先の個人情報情報を知らせ合うことなく交流できるという効果が得られるようにしたことを特徴とする発明である。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>このような発明には一定のニーズが存在するものと考えられるから、本件各発明には相応の価値があるものと認められる。もっとも、前提事実(6)のとおり、本件特許に関する無効審判請求において、特許庁は、本件特許が進歩性を欠く旨の職権審理結果通知をしているところ、このことは、実際に本件特許が無効となるか否かはともかく、類似の技術が存在することを示すものといえることができる。ウ本件各発明の被告の売上げや利益への貢献等証拠（甲4 1・3丁）によれば、「ふるふる」を利用する場合の最大の特長は、複数人と一度に友だちになれることであり、サークルや部活、仕事のチーム、パーティーなど、複数の人が集まる場で活躍しそうであるとされていることが認められ、これらの事実に加え、前記(1)イ(i)記載の事実関係によると、既に友人等であるユーザ同士が友だち登録する方法が多く、実際にもそのようなユーザ同士により友だち登録がされることが多いことがうかがわれることからすると、被告システム等においては「ふるふる」による友だち登録がされる場合であっても、それ以前に相互の個人情報を交換している場合も少なくないものと考えられる。●（省略）●被告による企業努力が大きく貢献しているとうかがわれるところである。そうすると、被告システム等に係る売上げや利益についての本件各発明の貢献の度合いは、かなり限定的なものであると認められる。エ以上の諸事情、とりわけ、本件各発明には相応の価値があると認められるものの、これと類似の技術が存在することがうかがわれることや、被告システム等に係る売上げや利益についての本件各発明の貢献の程度は限定的なものであることなどを総合的に考慮すると、本件における相当実施料率は●（省略）●と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/090479_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/479/090479_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第1233号
判決日	令和3年1月29日
裁判所	東京地方裁判所
原告	大成建設株式会社
被告	株式会社大林組
賠償金額	4184万0755円
発明の名称	「コンクリート造基礎の支持構造」
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>才実施料率の認定(ア)前記工(ア)ないし(ウ)によれば、①実際の実施許諾契約における実施料率、業界における実施料の相場等について、次の点を指摘することができる。前記工(ア)のとおり、本件発明についての和解による許諾の例があるところ、当該和解では許諾対象の構造物が限定されていないため、実施料率の算定は不可能である。そこで、仮に、前記(2)ウ(ア)の本件実施に係る場所打ちコンクリート杭の売上高に基づいて計算すると、当該和解における●(省略)●円の和解金は、各売上高の約●(省略)●%から約●(省略)●%に相当するものであり、上記のとおり、対象の構造物が一つに限定されていないことや、和解において権利行使しないとされた特許権は本件特許権を含む2件であることから、本件発明に係る実質的な料率はそれよりもさらに低くなることが考えられる。他方で、当該和解については、前記工(ア)のとおり、本件特許権を含め2件の特許権に係る無効審判請求をいずれも取り下げ、今後これらの有効性を争わない旨の合意が含まれており、これが実施料率を引き下げる要因となったものと考えられる。前記工(イ)の本件発明の構成と共通する構成を含む別の特許発明に関する実施例を見ると、特許発明2件の実施許諾で、杭の完成工事高の約●(省略)●%程度の例があったことが窺われるが、この許諾契約の対象構造物の完成工事高を示す資料は現存していない等として提出されておらず、上記の約●(省略)●%との割合も、本件訴訟の中で原告が図面等から推定した杭の完成工事高に基づくものであるから、確実なものとはいえない。そうすると、合理的な実施料率の算定に当たっては、前記工(ア)及び工(イ)の原告における実施許諾の例に加えて、前記工(ウ)の文献に記載された実施料の相場(平均値3.8%、最大値は15.5%、最小値は0.5%、標準偏差は2.7%)も参考とすべきである。(イ)前記(ア)に加え、前記工(イ)のとおり、②本件発明が他の技術によって代替不可能な重要性を持つものであったとはいえ、③本件発明を実施することによってどの程度、売上や利益に貢献するかは明らかでないこと、前記工(オ)のとおり、④原告と被告は競業関係にあること、原告と被告との間では、別件無効審判2について、本件特許に無効理由は認められないとした別件審決2が既に確定していることといった事情を総合考慮すれば、本件発明について、本件実施に係る場所打ちコンクリート杭の構築に対して受けるべき実施料率は3%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/349/090349_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/349/090349_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第24942号
判決日	令和3年1月20日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ジェイ・キャスト
被告	Zホールディングス株式会社
賠償金額	10億3109万2361円
発明の名称	「ウェブページ閲覧方法およびこの方法を用いた装置」
司法決定実施料率	YDNのうち被告ウェブサイト広告に掲載する部分及びプレミアム広告につき3%、YDNのうち他の提携ウェブサイト広告に掲載する部分は1.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>ア相当実施料率の算定基準特許法102条3項所定の「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額」の算定に当たり、実施に対し受けるべき料率は、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、③当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、④特許権者と侵害者との競争関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである(知財高裁平成30年(ネ)第10063号令和元年6月7日特別部判決・判時2430号34頁参照)。</p> <p>イ実施料率等について(中略)(イ)甲30のライセンス料金表の各類型の適用に関し、原告は、広告を掲載するサイトを基準とするもの、すなわち、自らのウェブサイトにおいて広告を掲載する場合は3%であるが、他社のウェブサイト広告に掲載する場合は1.5%とするものであると主張するのに対し、被告は、広告の主体を基準とするもの、すなわち、第三者の広告を請け負って掲載する場合はアドネットワーク事業社用の条件に従って1.5%の料率が適用され、自社の広告を掲載する場合は3%の料率が適用されると主張する。</p>

項目	概要
<p>実施料に関連する結論（一部抜粋）</p>	<p>甲30のライセンス料金表の各類型が適用される広告掲載サービスについては、本件ライセンスに係る特許権者である原告が当然知悉していると考えられるところ、アドネットワーク事業社用について他の場合より安い料率が設定されることについての原告の説明、すなわち、他社のウェブサイト広告に掲載する場合には別途広告枠を媒体社などから購入する必要がありその費用が掛かるためにアドネットワーク事業社用では料率を下げているとの説明や、それにもかかわらず親会社の業務を子会社が行う場合は3%としたのは、アドネットワーク事業社である親会社が広告掲載を自らの子会社の広告枠で行う場合には広告枠の購入費用は子会社に支払われるために親子会社全体としてみれば費用支出がないからであるとの説明は合理的であるといえる。被告は、ウェブサイト運営者用のライセンス料金表に「EC（電子商取引）を含む、ウェブサイト内で物品などの販売を補助するサービス」が対象となることが記載されていることをもって、ウェブサイト運営者用の実施料率が3%であるのは、自社商品の広告表示を切り替えるといったサービスを提供することを念頭に置いたものであると主張する。しかし、同サービスを行う場合に発生するのはビジネス利用料であって、広告利用料ではないので、上記の記載から、ウェブサイト運営者用のライセンス料金表が適用されるのは自社の広告に掲載する場合であると認めることはできない。むしろ、甲30・4枚目においては、ウェブサイト運営者用の「広告利用料」は「広告売上の3%」と規定されているところ、ここに「広告売上」と記載されているのは、他社の広告を自らのサイトで行うことにより広告売上げを得る場合を想定しているからであると推認するのが自然かつ合理的である。そうすると、原告が主張するとおり、本件ライセンスにおけるライセンス料率は、自らのウェブサイトにおいて広告に掲載する場合は3%であるが、他社のウェブサイト広告に掲載するなどして、広告枠を媒体社などから購入する費用を生ずる場合には1.5%とするものであると認めるのが相当である。</p> <p>(ウ)上記(イ)の説示を踏まえ、被告の地域ターゲティング広告が本件ライセンスのいずれの類型に属するかにつきみるに、YDNのうち被告ウェブサイト広告に掲載する部分及びプレミアム広告はウェブサイト運営社用にあたるから、ライセンス料率は3%となり、YDNのうち他の提携ウェブサイト広告に掲載する部分はアドネットワーク事業社用にあたるから、ライセンス料率は1.5%となるものと認められる。この点につき、被告は、過去にウェブサイト運営社用にあたるにもかかわらず0.75%や1.5%のライセンス料率が適用されたことがあることを指摘し、本件においてもこれらの料率を参考とすべきであると主張するが、証拠（甲100）及び弁論の全趣旨によれば、これらは原告とライセンシーとの関係に基づき特別に減額されたものであることがうかがわれ、他にサービス提供事業社用の類型ではあるものの、原則どおりライセンス料率を3%として契約した実績もあることからすれば、上記のとおり認定するのが相当である。</p> <p>ウ 実施料率を下げるべき他の事情について●省略●(イ)被告は、被告自身の多数の特許を実施することによりウェブ広告の分野において大きなシェアを獲得することができているのであるから、本件各発明の相当実施料率の算定に当たってもこの点を考慮すべきであると主張するが、被告がウェブ広告の分野において多数の特許を実施していることやそれが売上げに寄与していることは、本件特許の相当実施料率を算定すべき上で考慮すべき事情ということではできない。また、被告は、本件特許の相当実施料率の算定に当たり、被告が自身の努力により●省略●を作成したことを考慮すべきであると主張するが、上記と同様、この点も本件特許の相当実施料率を算定すべき上で考慮すべき事情ということではできない。(ウ)被告は、甲20公報を引用し、本件各発明の「IPアドレス対地域データベース」は「アクセスポイント側」の情報を用いるものであり、●省略●含まないとした上で、原告の主張を前提とするのであれば、本件各発明の価値・技術的意義は低いなどと主張する。しかし、被告の上記主張は、データベースの構成と●省略●を誤解・混同するものであり、その前提において失当であり、また、本件各発明が公知技術との関係で新たな技術的意義が存在しないということではできない。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>むしろ、本件各発明は、IPアドレスを所有するアクセスポイントが属する地域を判別し、判別した地域に対応したウェブ情報を選択して前記ユーザ端末に送信する方法によって、同一URLにおいてもユーザの発信地域ごとに異なるウェブ情報を送信することができるという効果を得る発明であって、他にGPS等のシステムを用いることなく、ユーザ端末に割り当てられたIPアドレスとIPアドレス対地域データベースを照合するという比較的簡易な方法によりユーザの発信地域の判別をすることができるものであるから、従来技術にはない新たな技術的意義を有するということができる。(I)被告は、本件特許の相当実施料率の算定に当たり、地域ターゲティング以外のターゲティング機能の効用を考慮すべきであると主張する。しかし、地域ターゲティングは中心的な機能であり、他のターゲティング機能に比べてその重要性は高いというべきであり、また、これらの機能は重複して利用されることも多く、その寄与の度合いを個別に算定することが困難であることは、前記(2)イ(I)のとおりである。このため、YDN及びプレミアム広告が地域ターゲティング以外のターゲティング機能を備えていることを考慮しても、適用すべき実施料率を下げるのが相当ということとはできない。</p> <p>(A)被告は、YDNのクリック数や売上げは、被告が長年にわたり多大な労力を積み上げてきたサービスの圧倒的な利用者数及びアクセス数を前提とするものであり、これらは本件各発明と無関係であるから、本件特許の相当実施料率の算定に当たってはこの点を考慮すべきであると主張する。しかし、YDNの売上げにおいて、被告の提供するサービスの利用者数や被告のウェブサイトへのアクセス数が影響を与えたとしても、本件各発明の売上げ及び利益への貢献の程度という観点からみると、本件各発明は、IPアドレス対地域データベースを使用して、アクセスポイントの属する地域を判別することを通じて、地域によって異なるウェブ情報をユーザ端末に送信することを可能にするものであるから、エリアターゲティング広告に必要不可欠なものであり、本件各発明と同程度に簡易かつ効果的に地域判別をし得る代替技術の存在を示す証拠のないことに照らすと、本件各発明を利用することができない場合には、被告のYDNやプレミアム広告の利用者に対する訴求力は大幅に減殺されたものというべきである。このような本件各発明のYDN及びプレミアム広告の提供サービスにおける必要不可欠性や売上げや利益に対する貢献度に照らすと、YDNの売上げにおいて、被告の提供するサービスの利用者数や被告のウェブサイトへのアクセス数が影響を与えたとしても、これをもって、適用すべき実施料率を下げるのが相当であるということとはできない。また、被告は、プレミアム広告においては、被告ウェブサイトへのアクセス数のみが売上げに貢献するので、本件各発明は売上げに寄与、貢献していないと主張するが、上記と同様の理由から、そのような事情をもって適用すべき実施料率を下げるのが相当であるということとはできない。工小括以上によれば、本件各発明の実施についての相当な実施料率は、YDNのうち被告ウェブサイトへに広告を掲載する部分及びプレミアム広告につき3%、YDNのうち他の提携ウェブサイトへに広告を掲載する部分は1.5%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/338/090338_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/338/090338_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第36690号
判決日	令和3年1月15日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社DAPリアライズ
被告	シャープ株式会社
賠償金額	980万1770円
発明の名称	「携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム」
司法決定実施料率	0.01%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>ウ 実施料率の認定(ア)前記イ(ア)ないし(ウ)によれば、①実際の実施許諾契約における実施料率、業界における実施料の相場等について、次の点を指摘することができる。本件発明を含め、原告による特許発明の実施許諾の実績はない。また、業界における実施料の相場等として、本件報告書及び前記「実施料率〔第5版〕」における平均値等の記載を採用することも相当ではない。このような状況に照らせば、本件発明に関し、業界における実施料の相場等を示すものとしては、被告が締結した被告製品に関する特許の実施許諾契約の内容を参考とするのが相当である。そして、被告従業員の前記陳述書においては、被告各製品に関連する標準必須特許以外のライセンス契約において、パテントファミリー単位での特許権1件あたりのライセンス料率が●(省略)●%であり、そのうち、ランニング方式での契約をとるC社との契約においてはライセンス料率の平均が約●(省略)●%であったこと、また、被告が、平成22年頃、被告各製品の販売に関連し、画像処理・外部出力関連の標準規格の特許ライセンス料を含む使用許諾料として支払っていた額は1台当たり合計●(省略)●米ドルであったことが説明されている(別紙5「被告各製品の販売状況」記載の売上合計を販売台数合計で除して算出した、被告各製品1台当たりの売上高は約●(省略)●円である。)。なお、上記陳述書における被告従業員の説明によれば、これらのライセンス契約のうち、C社を含む一部の会社との間の契約においてはクロスライセンスの条項が設けられていたところ、前記イ(イ)a(a)によれば、クロスライセンスの存在はライセンス料率を引き下げる要因と考えられるから、上記の被告従業員の説明に係るライセンス料率についても、クロスライセンスによる減額がされていた可能性は否定されない。(イ)前記(ア)の点に加え、前記イ(I)のとおり、②本件発明が被告各製品にとって代替不可能なものとは認められず、③本件発明を実施することによる被告の利益の程度も明らかではないこと、前記イ(ア)のとおり、④原告と被告との間に競業関係がなく、原告は、特許発明について自社での実施はしておらず、他社に実施許諾をして実施料を得ることを営業方針としているものの、これまで保有する特許発明について、実施許諾契約の締結に至ったことはないことといった事情を総合考慮すれば、本件発明について、被告各製品の製造、販売に対して受けるべき実施料率は0.01%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/090208_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/208/090208_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ネ)第10025号
判決日	令和2年11月18日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	日亜化学工業株式会社
被控訴人	東芝映像ソリューション株式会社
賠償金額	1億3200万円
発明の名称	「発光装置と表示装置」「発光装置、樹脂パッケージ、樹脂成形体並びにこれらの製造方法」
司法決定実施料率	0.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>イ 実施料率について(ア) a 一審原告は、クロスライセンス以外の形態でLEDメーカーにライセンスを供与することは、一部の例外を除いてはなく(前記(2)オ(イ))、特許権が侵害された場合、一審原告の製造するLEDへの置換えが可能な場合にはそれを前提に5%前後の実施料率を用いて、置換えが難しい場合にはより高い実施料率を用いて和解をしており、平成28年に、本件特許1を含む二つの特許権を侵害するLED電球の販売に係る事案において、10%の実施料率を想定し、それに8%の消費税相当額を付加して、裁判上の和解をした(前記(2)ア(ウ))。 b 平成10年度までにおいて、電子・通信用部品分野のうち、半導体については、実施料率8%以上の契約が少なからず存する(前記2ア(ア) c)。 c 本件特許1は、長時間の使用に対する特性劣化が少なく、色ずれや輝度低下の極めて少ない発光装置に係る特許であり、本件特許2及び3は、ダイシングの際の剥離の防止や廃棄される樹脂の低減を図るとともに、生産効率を大幅に向上させ、安価な発光装置を提供する方法及び当該装置に係る特許である。これらの特性は、液晶テレビのバックモニタ用の白色LEDとして、大きく活かされるものであったといえ、殊に、本件特許1は、非常に重要な産業上の意味を持つものとして、その後のLED市場の急速な拡大に大きく寄与した(前記(2)イ(ア)、(ウ) a, 同ウ(イ) b, c, e, 同工(イ) a)。この点、YAG系の蛍光体以外の蛍光体を用いた白色LEDも存在していたことが認められる(同イ(イ)、(ウ))が、一審原告は、白色LEDメーカーとして、平成24年~平成28年において継続してシェア第1位を占めており、平成28年にバックライト用LED収入でも世界第2位のシェアを占めていること(同工(ウ) a, 同オ(ア))や、平成27年の出荷数量実績において黄色の蛍光体につきYAG系の蛍光体が大部分を占めていること(同工(イ) c)に照らすと、一審被告製品の販売期間である平成26年1月から平成28年12月までの期間において、液晶テレビのバックライト用の白色LEDについて、一審原告の製品は他の製品に比べてかなり優位な地位にあったものと認められる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>d 以上の a～c で述べたところに、前記(1)で特許法 102 条 3 項の実施料率について述べたところや、前記(2)で認定した関連技術分野における実施料率の特徴や幅、YAG 系蛍光体を用いた白色 LED の価値等に係る他の事情を総合すると、平成 26 年 1 月から平成 28 年 12 月までの期間（ただし、本件特許 3 については平成 27 年 10 月 23 日以後、本件特許 2 については平成 28 年 12 月 16 日以後）における本件発明 1～3 の実施料率は、10% を下回ることはない相当に高い数値となるものと認められる。なお、①フィリップス社は平成 28 年に単色の LED 照明の実施料率について 3% と公表しており（前記(2)ア(I)）、②LED の属する技術分野における実施料率の平均値は、3.3%、2.9% といった数値である（同ア(ア) a、(イ)）。しかし、上記①の数値は、フィリップス社の特許についてこれからライセンスする場合の数値であり、また、上記②は、広汎な分野における実施料率の平均値であり、いずれも上記認定を左右するものではない。(イ)液晶テレビである一審被告製品は、本件 LED 以外の多数の部品から成り立っており、上記(ア)の実施料率をそのまま適用することは相当ではないが、前記(ア) c のとおり、本件発明 1～3 の技術は、液晶テレビのバックモニタ用の白色 LED として、大きく活かされるものであったとすることができる上、一審被告製品は、映像美を一つのセールスポイントとするなどして、売れ行きは好調であった（前記(2)ウ(イ) c、d）のであるから、一審被告製品の売上げに対する本件発明 1～3 の技術の貢献は相当に大きいものであり、前記(2)で認定した白色 LED の価格等に係る事情を考慮しても、平成 26 年 1 月から平成 28 年 1 月までの間（ただし、本件特許 3 については平成 27 年 10 月 23 日以後、本件特許 2 については平成 28 年 12 月 16 日以後）において、一審被告製品の売上げを基礎とした場合の実施料率は、0.5% を下回るものではないと認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/089853_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/853/089853_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第25436号
判決日	令和2年9月24日
裁判所	東京地方裁判所
原告	味の素株式会社
被告	シーエイジャパン株式会社
賠償金額	9億9000万円
発明の名称	「アミノ酸生産菌の構築方法及び構築されたアミノ酸生産菌を用いる醗酵法によるアミノ酸の製造法」「L-グルタミン酸生産菌及びL-グルタミン酸の製造方法」
司法決定実施料率	1%以下
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	原告は特許権ごとに売上金額の約18.6%の実施料率を主張するが、これは相場から著しく乖離しており、実施料率についての原告の主張は争う。①当該技術分野での一般的な実施料率、②本件各特許に係る発明は、いずれも汎用品の製造方法に関するものであり、代替技術が存在すること、③本件各特許に係る発明は、いずれもグルタミン酸の製造プロセスのうち、発酵工程中の一部にのみ使用されており、利益への寄与、効果が小さいことに照らせば、本件各特許権に係る実施料率は低く、1%以下が相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/053/090053_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/053/090053_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第29490号
判決日	令和2年8月26日
裁判所	東京地方裁判所
原告	A
被告	ソニー株式会社
賠償金額	1227万6603円
発明の名称	「ディスク、ディスク記録装置及びディスク記録再生装置（日本特許）」「光ディスク記録装置及び光ディスク（オーストラリア特許）」
司法決定実施料率	2.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場
実施料に関連する結論（一部抜粋）	(ア) 前記(2)ケ認定の本件報告書及び実施料率〔第5版〕の記載、取り分け、本件報告書に、国内同業他社のロイヤルティ料率に関するアンケート結果に係る特許権のロイヤルティ率の平均値として、産業分野を電気とするものは2.9%、全体の平均は3.7%と記載されていることを踏まえ、実施料率〔第5版〕に、技術の普及や対象技術の標準化が重要視されるケースが多い技術分野では実施料率が低く抑えられることが考えられる旨記載されていることも併せ考慮すれば、被告製品1及び2に実施されている本件発明1及び2を含む特許発明に係る仮想実施料率は、2.5%と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/090207_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/090207_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成31年(ワ)第3197号
判決日	令和2年7月29日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ワコー
被告	第一精工株式会社
賠償金額	4506万0843円
発明の名称	不明
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(1) 本件契約の解釈等ランニング・ロイヤルティの支払義務を負う場合について、本件契約書4条1項2号は、「本件特許権等が有効に存続している国において」と規定しているところ、このうち、「本件特許権等」については、原告が現に所有する特許権及び出願中の特許並びに原告が将来に所有すべき特許権及び出願中の特許を含むものであり(本件契約書1条1号)、これを踏まえれば、本件契約書4条1項2号の上記文言のうち「有効に存続している」との文言については、本件特許権等のうち同号の対象となるものを限定する趣旨であると解するのが自然である。そして、その文言に照らせば、本件特許権等のうち同号の対象となるのは、現に有効に存続している特許権、又は出願後に取り下げられたり、拒絶査定が確定した等の事情が存在せず、特許権として発生する余地のある特許出願であり、まだ出願すら存在しない将来所有すべき出願中の特許又は特許権については除かれると解するべきである。さらに、本件契約書4条1項2号は、本件特許権等が有効に存続している国において本件製品を販売したときに当該国における販売分についてランニング・ロイヤルティの支払義務を課すものであるから、ランニング・ロイヤルティの支払義務につき、本件特許権等に含まれる特許権又は出願中の特許が存在する国における本件製品の販売に限定することを定めたと解するのが自然である。また、前記2イのとおり、本件契約書1条1号の「本件製品を技術的範囲に含む本件特許権等」とは、本件製品のいずれかに関する発明を含む本件特許権等を意味するものである。以上によれば、被告は、発明の対象が本件製品のいずれかに該当する特許権又は出願中の特許が存在する国において本件製品を販売したときは、原告に対し、本件契約書4条1項2号に基づき、当該国における販売分について、ランニング・ロイヤルティとして、本件製品の正味販売価格の3%相当額及び消費税相当額を支払う義務を負うことができる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/089642_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/642/089642_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第36424号
判決日	令和2年6月11日
裁判所	東京地方裁判所
原告	A
被告	株式会社セガ
賠償金額	17万0625円
発明の名称	「競争ゲームのベット制御方法」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>ア 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。(A)スターホースプログレスリターンズは、予想ゲームと馬主ゲームを組み合わせた競馬メダルゲームであり、ゲーム機は、ゲームセンターにおいて、プレイヤーに共通するゲーム画面であるレースの内容等を映し出す大型ディスプレイと、各プレイヤーが操作する複数のサテライトという構成で提供されていた(甲10, 11)。(イ)スターホースプログレスリターンズの予想ゲームにおける賭け方としては、単勝(単勝式)、複勝(複勝式)、馬連(馬番連勝)、ワイド(拡大馬番連勝)、ライド(前レースでの的中したメダルを指定した競走馬1頭に一括でベットする賭け方)、サイド(CPU馬に対して指定されたメダル枚数を支払えば、1レースだけ所有馬として賞金が獲得できるという賭け方)があり、ベット方法としては、新聞ベットのほかに、ボックス(最大6頭までの馬による組合せでベットできる方法)、ながし(軸とする1頭の馬を決め、相手になる馬を何点でも選択し、ベットできる方法)があった(甲10)。(ウ)新聞ベットの機能が採用された機種は、平成21年発売のスターホースプログレスリターンズが最後であり、それ以降に発売された機種に、新聞ベットの機能は採用されていない(甲10, 弁論の全趣旨)。(エ)被告は、上記のようなスターホースプログレスリターンズを製造販売することにより、本件発明1-1を自社実施していた(弁論の全趣旨)。</p> <p>イ以上を前提に検討すると、上記のような被告において、スターホースプログレスリターンズにおいて本件発明1-1を実施したことによる独占の利益は、第三者に実施を許諾した場合に得られる実施料額というべきところ、これは、上記の売上高に対して、被告が第三者に実施許諾をせずに本件発明1-1を独占的に実施していることによって得た超過売上高の割合を乗じた上で、これに対して仮に第三者に実施許諾をした場合の実施料率を乗じることにより算定されるというべきである。</p> <p>(計算式) 独占の利益 = 売上高 × 超過売上高の割合 × 仮想実施料率</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	そして、前記前提事実及び上記アで認定した事実に加え、新聞ベットの機能により、競馬メダルゲームの課題であるベットの簡易化及び迅速化が実現されることなど、本件に顕れた諸般の事情を総合考慮すると、本件における超過売上げの割合は●（省略）●，仮想実施料率は5%と認めることが相当であるから、これによれば、上記独占の利益は、1365万円（＝●（省略）●×0.05）と算定される。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/236/090236_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/236/090236_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第10016号
判決日	令和2年5月27日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	株式会社GF(藤崎電機株式会社訴訟承継人)
被控訴人	大川原化工機株式会社
賠償金額	2189万8823円
発明の名称	「液体を微粒子に噴射する方法とノズル」
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>イ 実施料相当の不当利得(予備的主張)について(ア)本件噴霧乾燥機(2)の販売は、本件発明4及び6の実施に、本件噴霧乾燥機(3)ないし(5)の販売は、本件発明4の実施にそれぞれ該当することは、前記ア(ア)認定のとおりである。そして、被控訴人は、本件発明4及び6の上記実施についての実施料を支払っていないから、被控訴人は、本件噴霧乾燥機(2)ないし(5)を販売したことにより、その実施相当額の利得をし、これにより控訴人は同額の損失を被ったものと認められる。そこで、実施料相当額について検討するに、①実施料率(第5版)(甲54,乙53)には、一般産業用機械の技術分野において、「平成4年度～平成10年度」の実施料率の平均は、イニシャル有りで4.4%、イニシャル無しで4.2%であり、最も契約件数が多いのは5%である旨の記載があること、②平成21年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書(甲55,乙54)には、アンケートの結果、技術分類のうち「分離・混合」の製品分野においては、ロイヤルティ料率の平均値が3.2%(最大値9.5,最小値1.5)である旨の記載があること、③ノズルは本件噴霧乾燥機(2)ないし(5)の一部品であること、④噴霧乾燥機における微粒化装置(ノズル)の技術的位置付け並びに本件発明4及び6の技術的意義(前記(1)ウ(ア)c)など本件訴訟に現れた諸事情を総合考慮すると、本件発明4及び6の実施料率は、噴霧乾燥機全体の売上高の2%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/718/089718_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/718/089718_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第29228号
判決日	令和2年1月30日
裁判所	東京地方裁判所
原告	コスモ石油マーケティング株式会社
被告	コモタ株式会社
賠償金額	4億5054万3000円
発明の名称	「流体供給装置及び流体供給方法及び記録媒体及びプログラム」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(イ) 実施に対して受けるべき料率について、本件において、本件発明の実施許諾契約の存在を認めるに足りず、証拠(乙20)によれば、平成22年8月31日に発行された「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」において、「器械」の実施料率は平均3.5パーセントであり、最大値は9.5パーセント、最小値は0.5パーセントであることが認められる。これらに、原告と被告とは競業関係にあることその他の本件に現れた諸事情を総合的に考慮して、本件における実施に対して受けるべき料率としては5パーセントが相当であると認める。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/090482_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/090482_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第7532号
判決日	令和元年12月16日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	シーシーエス株式会社
被告	株式会社レイマック
賠償金額	1000万4068円
発明の名称	「光照射装置」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論	<p>b なお、原告は、三菱化学から、その共有に係る特許権に基づく被告に対する損害賠償請求権を譲渡されたと主張する。しかし、証拠(甲16)及び弁論の全趣旨を総合しても、そのような事実を認めるに足りる証拠はない。この点に関する原告の主張は採用できない。</p> <p>c そこで、三菱化学の賠償請求し得る損害額を特許法102条3項に基づき算定する必要があるところ、同項による損害額は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。実施に対し受けるべき料率を定めるに当たっては、当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、当該特許発明自体の価値すなわち特許発明の技術内容や重要性、他のものによる代替可能性、当該特許発明を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、特許権者と侵害者との競業関係や特許権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合的に考慮して、合理的な料率を定めるべきである。まず、料率について、「実施料率〔第5版〕」(甲17)によれば、「民生用電気機械・電球・照明器具」(イニシャル無)の技術分野における平成4年度～平成10年度の実施料率の平均値は4.6%であり、昭和63年度～平成3年度に比較してほぼ横ばいとなっている。また、平成4年度～平成10年度の実施料率の最頻値及び中央値はいずれも4%である。なお、上記技術分野は、民生用電気機械器具製造技術及び電球・電気照明器具製造技術であり、具体的には、電球、蛍光灯、ネオンランプ等の電球ないし電気照明器具のほか、電気アイロン、暖房用電熱器、扇風機、電気洗濯機、電気冷蔵庫等を含む。次に、本件再訂正発明の価値及び他のものによる代替可能性については、推定覆滅に関する前記事情に鑑みると、価値的には必ずしも高いとはいえず、また、競合品による代替の余地は大きく、売上げに対する貢献の程度も同様である。さらに、証拠(乙27)及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、長年にわたって競業関係にあることが認められる。これらの各事情を斟酌すると、本件において、本件特許権の実施に対し受けるべき料率は、●(省略)●とするのが相当である。これに反する原告及び被告の主張は、いずれも採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/236/089236_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/236/089236_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第10006号
判決日	令和元年9月11日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	株式会社カプコン
被控訴人	株式会社コーエーテクモゲームス
賠償金額	1億4384万3710円
発明の名称	「システム作動方法」「遊戯装置、およびその制御方法」
司法決定実施料率	1.5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	イ 実施に対し受けるべき金銭の額前記アのとおり、本件訴訟において本件特許Bの実際の実施許諾契約の実施料率は現れていないところ、本件特許Bの技術分野が属する分野の近年の統計上の平均的な実施料率が、本件アンケート結果では2.5%(最大値4.5%、最小値0.5%、標準偏差1.5%)である。このことに加え、本件発明B1に係る技術は、侵害品であるゲームソフトにとってそれなりに意味を有するものであり、かつ代替性もないものであるとはいえ、口号製品の売上げ及び利益への貢献度は、同製品の設定、ビジュアル、演出、キャラクターなど訴求力の高いものと比較すると低く、イー9号製品等における本件発明Aの重要性と比べても、その価値は低いものであること、控訴人と被控訴人は競業関係にあることなど、本件訴訟に現れた事情を考慮すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率は1.5%を下らないものと認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/088970_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/088970_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第12296号
判決日	令和元年9月10日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	扶桑産業株式会社、株式会社ソーグ
被告	アイリスオーヤマ株式会社
賠償金額	1155万3472円
発明の名称	「棒状フック用のカードケース」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(b)そこで、原告ソーグが被告に対して請求することができる特許法102条3項に基づく実施料相当損害金の額について検討する。この点について、被告は原告らの間で支払われていた差益をもとに実施料率を算定すべきと主張するが、原告らが指摘する差益は特許権の共有者間で支払われているものであり、その具体的内容や法的位置付けは判然としない(なお、原告らは訴状において原告製品の原材料の売買による差益と主張していた。)から、この金額を実施料相当損害金の額を算定するのに用いることは相当でない。そこで、本件では業界における実施料の相場を考慮に入れつつ、相当な実施料率を認定するのが相当である。被告はそれを前提としつつも、本件発明の寄与度や被告による販売力等を考慮すると、原告ソーグの共有持分(2分の1)に係る相当な実施料率は0.025%であると主張するが、推定覆滅事由に関する前記判示によれば、本件発明の寄与度を考慮するのは相当でない。そして、プラスチック製品(イニシャル・ペイメント条件無し)の平成4年度から平成10年度までの実施料率の統計データによると、最頻値は1%、中央値は3%、平均値は3.9%であること(乙83)、本件発明の構成によるとカードケースの使用者の操作性等が相当向上すると認められること、前記認定のとおり、被告による被告製品の売上には被告の販売力やブランドイメージ等が大きく影響したと認められること、その他本件に現れた事情に加え、さらには特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、通常の実施料率に比べて自ずと高額になるであろうこと(前掲知財高裁令和元年6月7日判決参照)をも考慮すると、本件で相当な実施料率は5%と認めるべきであり、原告ソーグの特許法102条3項に基づく損害は(中略)円(計算式:被告製品の売上額(中略)円×5%×1/2(共有持分の割合))となる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/947/088947_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/947/088947_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第9201号
判決日	令和元年6月20日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	デブアイピーリミテッド
被告	サラヤ株式会社、東京サラヤ株式会社
賠償金額	683万6000円
発明の名称	「シリコーン・ベースの界面活性剤を含むアルコール含有量の高い発泡性組成物」
司法決定実施料率	7%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(イ)実施料の相場(①)「実施料率〔第5版〕」(社団法人発明協会研究センター編、平成15年発行。甲38)によれば、「医薬品・その他の化学製品」(イニシャル無)の技術分野における平成4年度～平成10年度の実施料率の平均値は7.1%であり、昭和63年度～平成3年度に比較して上昇しているところ、その要因として、「実施料率全体の契約件数は減少しているものの、8%以上の契約に限れば件数が増加しており、この結果、...実施料率の平均値が高率にシフトしている。」、「この技術分野が他の技術分野と比較して実施料率が高率であることと、実施料率の高率へのシフト傾向は、医薬品が支配的であるが、これは近年医薬品の開発には莫大な費用が必要となっており、また、代替が難しい技術が他の技術分野と比較して多いためであると考えられる。」との分析が示されている。また、同時期の実施料率の最頻値は3%、中央値は5%であることも示されている。他方、「平成21年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産(資産)価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～本編」(株式会社帝国データバンク、平成22年3月作成。乙11)によれば、「健康;人命救助;娯楽」の技術分野における実施料率の平均は5.3%、最大値14.5%、最小値0.5%とされている。また、「バイオ・製薬」の技術分野においては、平均6.0%、最大値32.5%、最小値0.5%とされている。</p> <p>(ウ)本件における実施料率を考えるにあたり考慮すべき事情(②～③) a原告は、本件各発明の技術的価値は極めて優れたものであり、また、速乾性手指消毒剤の市場における泡状の製品の占めるシェアの動向から、経済的にもその価値は高いなどと主張する。泡状の速乾性手指消毒剤である被告各製品に係る宣伝広告(甲5,7,8)、製品情報(甲6,9)及び医薬品インタビューフォーム(甲10)では、液状の速乾性手指消毒剤では手に取ったときにこぼれやすく、ジェル状の速乾性手指消毒剤では増粘剤が配合されているためにポンプのノズルの詰まりや繰り返し塗布したときの使用感が問題になることがあったところ、被告各製品は、これらの問題点を解決する製品である旨がうたわれていることが認められる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>また、本件各発明の実施品である泡状の速乾性手指消毒剤（平成23年6月発売。甲39、41の1～41の5、弁論の全趣旨）の販売業者が医療関係者向けに開設したウェブサイト（甲40）には、泡が目に見えるので消毒範囲が確認できるとともに、泡が消えるまで塗り広げることが消毒時間の目安にもなる点や、増粘剤が入っていないので、ポンプが詰まらず、手に擦り込んでもヨレ（増粘剤入りの消毒剤や化粧品を手擦り込んだ際に出る糊状の剥離物）が出ないことがうたわれている。さらに、平成30年9月26日付け薬事日報ウェブサイトの新薬・新製品情報に関する記事（甲44）においては、第三者の販売に係る「医薬品として日本で初めて承認された低アルコール濃度72vol%の手指殺菌・消毒剤」の出荷開始予定について報じる中で、「同品の登場によって、手指消毒剤の課題であったアルコールによる手肌への刺激が低減され、...このほか、▽きめ細かく弾力のある泡で、手からこぼれるリスクを軽減する▽泡が目でしっかり見えるため、手指消毒の状態を確認できる」といった使用感も特徴。」「現在、医療分野における手指消毒剤市場は約160億円とされ、構成比は液状が6割、ジェル状が3割、泡状が1割という状況。ただ、液状の構成比は年々減少しており、今後はジェル状と共に泡状も伸びていくことが見込まれている。」とされている。加えて、被告サラヤが実施したアンケートによれば、アンケート対象者である医療従事者の施設で使用されている速乾性手指消毒剤の種類は、平成25年にはジェルタイプ67%、液タイプ27%、泡タイプ6%であったものが、平成27年にはそれぞれ66%、24%、10%となっている（甲42、43）。以上の事情を総合的に見ると、被告各製品と本件各発明の実施品に加え、第三者の製品も、本件各発明の奏する作用効果（前記3(2)ア）と同趣旨と見られる効果を利点としてうたっていることなどに鑑みれば、泡状の手指消毒剤において本件各発明が持つ技術的価値は高いものと見られる。また、手指消毒剤の市場において、泡状の製品のシェアが徐々に高まっていることがうかがわれることに鑑みると、本件各発明の経済的価値も積極的に評価されるべきものといえる。もっとも、後者に関しては、ジェル状の製品のシェアはなお維持されているとよいことに鑑みると、その評価は必ずしも高いものとははいえない。実施料率の決定要因としては、当該特許発明の技術的価値よりも経済的価値の方がより影響力が強いと推察されることに鑑みると、このことは軽視し得ない。これに対し、被告らは、本件各発明は平均的な発明に比して技術的に優れた発明ではなく、また、泡状の手指消毒剤のシェアの拡大は直接的には当該製品の販売事業者の営業努力によるものであり、シェア拡大をもって特許の経済的価値が高いとはいえないなどと主張する。しかし、進歩性が認められる本件各発明の奏する作用効果と同趣旨と見られる効果が実際の製品の利点としてうたわれていることなどに鑑みれば、上記のとおり本件各発明の技術的価値は高いものと評価するのが相当である。また、販売事業者が営業活動に当たって相応の営業努力を行うことは当然である上、泡状の手指消毒剤に係る営業方法等が、ジェル状ないし液状のものに係る営業方法等と比較して、格別のものであると見るべき事情もない。これらのことから、この点に関する被告らの主張は採用できない。b被告各製品は、被告製品1（500mLの泡ポンプ付が定価1760円、300mLの泡ポンプ付が1200円、80mLの泡ポンプ付が670円、600mLのディスペンサー用が2000円。甲5、28、乙13）、被告製品2（500mLの泡ポンプ付が1760円、300mLの泡ポンプ付が1200円、200mLの泡ポンプ付が930円、80mLのものが670円、600mLのディスペンサー用が2000円。甲8、29、乙14）いずれも比較的低価格である。反面、これを踏まえて被告各製品の売上高を見ると、その販売数量は多いといえるから、被告各製品はいわゆる量産品であり、利益率は必ずしも高くないと合理的に推認される。この点は、本件各発明を被告各製品に用いた場合の利益への貢献という観点から見ると、実施料率を低下させる要因といえる。</p> <p>(工) 小括上記(イ)及び(ウ)の各事情を斟酌すると、特許権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での実施に対し受けるべき料率については、7%とするのが相当である。これに反する原告及び被告らの各主張は、いずれも採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/742/088742_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/742/088742_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第14753号
判決日	令和元年5月22日
裁判所	東京地方裁判所
原告	X
被告	クラウン精密工業株式会社
賠償金額	227万8512円
発明の名称	「ネジおよびドライバビット」
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>7争点3(不当利得返還請求権の有無及び額)について(1)原告は、被告が本来支払うべき本件特許の実施料を支払わずに被告製品を製造販売し、その実施料相当額を法律上の原因なく利得したとして、不当利得返還請求権に基づき、売上高に実施料率を乗じた額の支払を求めるところ、計算鑑定の結果によれば、平成20年11月21日から平成30年10月31日までの被告製品の売上数量は合計5261万2814本であり、売上金額は合計4557万0242円であると認められる。</p> <p>(2)原告は、被告製品の製造に使用された金型の納入数量から、1つの金型で製造されるネジの数量を乗じることにより、被告製品の全製造数量をより正確に把握できると主張するが、計算鑑定書によれば、計算鑑定人は上記原告の主張を踏まえ、①金型の購入数量等と製品売上との関連性の把握として、鑑定対象製品の売上取引1件について抽出し、受注、製造、請求に関連する資料として、注文一覧、受注入力チェックリスト、製作要請入力チェックリスト、工程管理票、支払通知書兼検収書を手し、内容を検証した結果、各帳票の内容が整合したものであったことを確認したこと、②製造現場において使用される工程管理票には、ネジ部の製造に係る主要工具の番号は記載されているものの、当該主要工具は鑑定対象製品専用のもではなく、工程管理票を含めて、受注から請求に至る一連の資料で、鑑定対象製品専用の金型と受注(売上)数量、受注(売上)金額と直接結びつく情報が記載された帳票、管理資料はないことを確認したこと、③一般的に、1つの金型が破損等により廃棄されるまでに何個の製品の製造に使用されたかは、個々の金型によって異なるものであり、金型の保有期間や購入数量等が直接的に製品の売上数量、売上金額に結びつくものではなく、被告担当者へのヒアリング、製造現場の視察、帳票の確認を実施した結果、被告も同様であると確認した上で、金型の購入数量等の検証は有用でないと判断したものであると認められる。計算鑑定人の上記判断は妥当であり、その計算鑑定の結果については高い信用性を認めることができる。(3)証拠(甲10, 13, 22, 30)によれば、原告が本件特許の実施料率を原則5%としてライセンス契約を締結していた事実が認められるところ、本件特許については、被告の主張する無効事由の存在は認められないことや、本件特許の内容及び作用効果等も併せて考慮すると、相当な実施料率は5%と定めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/803/088803_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/803/088803_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第10017号
判決日	平成31年4月25日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	ビーエーエスエフソシエタスヨーロピア
被控訴人	バイエルクロップサイエンス株式会社
賠償金額	3億7383万6477円
発明の名称	「2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論	<p>(1) 実施料率ア①平成19年に日本で特許出願を行った国内企業・団体のうち、合計出願件数の上位となっている企業・団体(対象2031件)に加えて、株式会社帝国データバンク保有データ信用調査報告書ファイルの中からライセンス契約を実施していると判断された企業(対象975件)に対するアンケート調査(有効回答563件)において、化学分野(IPC分類のC01~C14;103件)に係る特許権のロイヤルティ料率の平均値は4.3%であるとされていること(甲67,乙58)、②財団法人経済産業調査会発行の「ロイヤルティ料率データハンドブック~特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ~」(甲68)において、上記アンケート結果をその技術分類と異なる技術分類で新たに分析した結果として、「有機化学,農薬」分野(IPC分類のA61,C07,C40;54件)のロイヤルティ率の平均値は5.9%とされていることが認められる。本件各発明のIPC分類は,C07D,A01N,A01Pである(甲2の2)から、上記①よりは②の方が本件各発明からより遠い技術分野のサンプルが除外されており、②の54件というサンプル数も少なくないといえることができるから、本件各発明の相当実施料率の検討に当たっては、①よりは②を念頭に検討することが相当である。イ証拠(甲2の2,乙1~4)及び弁論の全趣旨によると、本件各発明は、除草剤の有効成分又はその候補となる新規化合物を提供することを課題として、化合物の一般式及び置換基の組合せを示したものであるが、発明の詳細な説明において、上記化合物の除草特性に関する個別の実験結果は示されておらず、本件出願日当時の技術常識に照らして上記化合物が除草作用を有しており、除草剤の有効成分の候補となり得るものであることが認識できるとどまるものである。そうすると本件各発明の化合物を水稻など特定の作物に用いる農薬として利用するためには、本件各発明の多数の化合物の中からテフリルトリオンのような特定の化合物を選び出した上、その化合物が上記作物の栽培に当たり想定される具体的な雑草に対する除草効果を発揮する一方、上記作物に対する有害性がないことを確認する必要があるが、相応の試行錯誤を要することは明らかである。したがって、本件各発明の実施料率は、類似する技術分野の実施料率の分布において、平均よりも一定程度低く位置付けることが相当である。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>ウ証拠(甲4, 5, 甲6の1~4, 甲7の1~3, 甲55~61, 72)及び弁論の全趣旨によると, ①被告製品2は, いずれもテフリルトリオンに加えてもう1種類の有効成分(被告製品2(1)~(3)のフェントラザミド, 同(4)~(6)のメフェナセット, 同(7)~(12)のトリアファモン。以下, 「フェントラザミド等」という。)を含有する農薬混合物であること, ②テフリルトリオンは, ノビエを除く幅広い雑草に対する除草効果に優れ, スルホニルウレア抵抗性雑草(ホタルイ類, アゼナ類, コナギ等)に高い除草作用を有しているのに対し, フェントラザミド等は, いずれもテフリルトリオンの除草効果が十分でないノビエに対して優れた除草効果を有しており, テフリルトリオンと相互に除草効果を補完する関係にあること, ③一審被告が作成した被告製品2の技術資料やパンフレット等の広告宣伝でも, 2種類の有効成分が含まれた農薬混合物であることによってスルホニルウレア抵抗性雑草及びノビエに対して優れた除草効果を発揮することが一貫して記載されていること(例えば, 被告製品(4)~(6)の技術資料〔甲5〕においては, 表紙である1頁に「2成分で白く枯らす。効きめが見える。」と記載され, 4頁の「ポッシブルの特長」においても6項目中の1番目に「2成分で高い除草効果ノビエをはじめとした一年生雑草から, ホタルイ, ウリカワ, ミズガヤツリ, ヘラオモダカ, ヒルムシロ, セリ, オモダカ, クログワイなど〔判決注・「など」の誤記と認める。〕の多年生雑草に対し高い効果を示します。また, 新規成分テフリルトリオンとメフェナセットの2種混合なので, 減農薬栽培にも適しています。」などと記載されている。)が認められる。上記認定の事実によると, 被告製品2においては, テフリルトリオンが, ノビエを除く幅広い雑草に対する除草効果に優れ, スルホニルウレア抵抗性雑草にも高い除草作用を有していることから, 有効成分として主たる役割を果たすものと認められるが, フェントラザミド等は, テフリルトリオンの除草効果が十分でないノビエに対して優れた除草効果を有しているところ, ノビエに対する除草効果も重要であるものと認められる。そうすると, 被告製品2の顧客吸引力は, その過半がテフリルトリオンによるものではあるが, その一部はフェントラザミド等によるものであると認められる。工前記ア~ウに併せて, 一審被告が一審原告から本件特許の実施許諾を得ずに被告製品2の製造販売等を継続していた一方, 結果的に本件訂正により解消したとはいえ, 本件特許は無効理由を有していたことなど, 本件に顕れた全ての事情を総合すると, 被告製品2に係る本件特許権侵害の不法行為の損害の額を特許法102条3項により算定する際に適用すべき実施料率は●●●●が相当である。なお, 証拠(乙65~67)によると, OATアグリオ株式会社は, 平成28年8月頃, 「サスケーラジカルジャンボ」, 「半蔵1キロ粒剤」という水稲用一発処理除草剤を販売していたこと, いずれも, ホタルイ, コナギ, アゼナ類などSU抵抗性雑草に強いことを宣伝文句としており, 有効成分にシクロスルファミロン及びベンゾビシクロンを含む(その余の有効成分として, 前者はカフェンストロール及びダイムロンを, 後者はペントキサゾンを含む。)こと, 「サスケ」及び「半蔵」はBASF社(一審原告又はその関連会社と推認される。)の登録商標であったことが認められる。しかし, 上記登録商標の使用許諾以外には, これらの除草剤の販売に一審原告がどのように関わっているかや, これらの除草剤が被告製品2とどの程度競合関係にあるかは, 本件全証拠によっても明らかではないから, これらの事実については, 考慮しないこととする。また, 前記認定のとおり, バイエル特許が存することが認められるが, 被告製品2は, 本件各発明の技術的範囲に属するから, 本件特許を実施してはじめてバイエル特許を実施することができるものであり, 前記のとおり, 本件各発明の化合物を除草剤とするには相応の試行錯誤が必要であることは既に考慮しているから, バイエル特許が存することを, 既に判示したところを超えて考慮する必要はない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/724/088724_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/724/088724_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第21762号
判決日	平成31年3月28日
裁判所	東京地方裁判所
原告	富士フイルム株式会社(第1事件・第2事件・第3事件原告)
被告	ソニー株式会社(第1事件・第3事件被告)、ソニーストレージメディアマニュファクチャリング株式会社(第2事件・第3事件被告)
賠償金額	465万0855円+685万7730円+4644万7500円+1億3301万1450円
発明の名称	「磁気テープおよびその製造方法、サーボライタ、ならびにサーボバンドの識別方法および装置」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	一般的な相場、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論	<p>6争点6(損害の有無及び額)(1)前記4(3)及び前記5からすれば、原告は、原告AP-75契約8条2項の●(省略)●でのライセンス料相当額(本件ライセンス料相当額)について、被告らに対して損害賠償を請求することができる。</p> <p>(2)本件ライセンス料相当額についてLTO-7規格の技術分野及びその規模、FSP間の競争関係、当該技術分野の実施料率の相場(具体的には、社団法人発明協会発行「実施料率〔第五版〕」(甲85)では、「電子計算機・その他の電子応用装置」のうち、ハードウェアに関する実施料率は、多い方から1%、10%、3%、4%、5%の順である(平成4~10年度の総件数)こと、また、経済産業省知的財産政策室編「ロイヤルティ料率データハンドブック~特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ~」(甲86)では、「情報記憶(G11)」を含む「器械」について、正味販売高に対する料率は、2~3%未満と4~5%未満がいずれも23.4%(15件)、3~4%未満(18.8%、12件)、1~2%未満(14.1%、9件)であること)、被告製品の1巻あたりの販売価格(原告は被告製品の小売価格については8800円としており、被告らもこれを特に争っていないこと)、以上の事情に加え、●(省略)●(乙3)も考慮すると、本件ライセンス料相当額は、1巻につき●(省略)●円を下回るものではないと認められる。この点、原告は、本件ライセンス料相当額が1巻につき●(省略)●円を下回るものではないと主張するが、上記のとおり、●(省略)●を考慮すると、原告の上記主張は採用できない。他方、被告らは、●(省略)●と主張する。しかしながら、●(省略)●かえって、●(省略)●よって、被告らの主張はその前提を欠き、採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/209/089209_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/209/089209_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第7536号
判決日	平成31年3月5日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社湯山製作所
被告	株式会社ネクスト、株式会社ヨシヤ
賠償金額	415万6644円+71万6378円+82万7818円+47万4242円
発明の名称	「薬剤分包用ロールペーパー」
司法決定実施料率	特許権について3%、商標権について1%
実施料率算定根拠	特許権：一般的な相場、利益率や各種費用などの水準 商標権：商標表示の優位性（若しくは非有用性）、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(3) 使用料相当額についてア本件特許について本件発明は、薬剤分包装置において使用するロールペーパーの構造に関する発明であること、被告製品の利益率が約15～20%であること（前記5(2)参照）、「実施料率〔第5版〕」（平成15年9月。社団法人発明協会研究センター編）において、「パルプ・紙・紙加工・印刷」に関する実施料率別契約件数について最頻値が3%であるとされること（乙93）、「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」（平成22年8月。経済産業省知的財産政策室編）において、「機械部品」に関するロイヤルティ料率の平均値が3.4%、「その他消耗材」に関するものが4.3%とのアンケート結果が示されていること（乙92）等を総合考慮すると、本件特許の実施料率は3%と認めるのが相当である。</p> <p>イ本件刻印について本件刻印は、前記4(3)のとおり、被告製品の一部である原告製の芯管の表面にあって視認可能であり、出所表示機能を有する。また、原告が競業他社の製品に本件刻印のような態様で本件各商標の使用を許諾することは極めて考えにくい。一方で、被告製品の需要者は、被告らのウェブサイトに表示される情報（原告製の薬剤分包装置に対応可能であること、分包紙の長さや幅、材質等）を重視して被告製品を注文する場合がほとんどであると考えられ、上記ウェブサイトには本件刻印の写真や画像等は掲載されていないことや、被告製品全体の外観から本件刻印が取り立てて目立つとはいえないことから、本件刻印の顧客吸引力はそれほど高くはないものと解される。よって、本件刻印が被告らの事業に影響した程度は相当低いというべきであるが、被告らが商標権侵害を免れるために支払うべき許諾料相当額は、算定の基礎となる被告らの売上高の1%（本件商標1につき0.5%、本件商標2につき0.5%）と認めることが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/088582_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/088582_hanrei.pdf</a>



項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第10039号
判決日	平成31年1月31日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	シーピー化成株式会社
被控訴人	株式会社エフピコ
賠償金額	1864万4217円
発明の名称	「容器」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論	<p>(2)実施料率については、次のとおり原判決を補正するほか、原判決54頁12行目～56頁3行目に記載のとおりであるから、これを引用する。(原判決の補正)(中略)工原判決56頁3行目の後に次の記載を加える。「(I)一番原告は、「セーフティエッジ」加工には、顧客誘引力がある旨主張するが、一番原告の製品において「セーフティエッジ」加工が行われている容器の部位を明確に確認できる甲36, 38, 39には、蓋の端縁部に「セーフティエッジ」加工が行われている旨が記載されているものの、容器の端縁部に同加工が行われている旨の記載はなく、甲37にも、蓋に「セーフティエッジ」加工が行われている旨のみが記載されており、また、乙61には、容器の端縁部に同加工を行っている旨の記載があるものの、発泡積層シート製の製品ではないから、容器の端縁部の凹凸形状につき、前記認定を上回る実施料率を認めるに足りる事情があるということとはできない。また、一番被告は、被告製品においては端縁部に凹凸を設けても設けなくとも指等を裂傷する可能性はなく、また、被告製品においては手指の切創を防止できないはずであるから、被告製品は、「端縁部における手指の切創を防止すること」による顧客誘引力を発揮しないのであって、本件発明1及び2の被告製品の売上げに対する寄与度はゼロ又はゼロに近いと主張するが、一番被告の製品のカタログ(甲40)にも、一番原告の製品のカタログ(乙62)にも、相当数の種類の製品についての一般的な注意として、容器の縁により指先を傷つけるおそれがあることが記載されているのであって、樹脂製の容器の切断面による手指の切創のおそれを一般的に否定することはできず、したがって、本件発明1及び2の手指の切創の防止の効果を否定できるわけではない。なお、上記カタログ(甲40)は、被告製品を含むものであるが、そのことから直ちに本件発明1及び2の上記効果が否定されるということにはならない。そうすると、一番被告の上記主張は、前記認定を左右するに足りない。</p> <p>(3)したがって、本件発明1及び2の実施に対し一番原告が受けるべき金銭の額に相当する額は、1694万4217円であると認めるのが相当である。また、本件特許権侵害によって通常生ずべき弁護士費用の額は170万円であると認めるのが相当である。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>さらに、前記3(3)のとおり、一審被告は、平成28年6月17日までに被告製品の製造、販売及び販売の申出を終了したものと認められるところ、一審原告は、不法行為の日の後の日として、平成28年9月21日以降の不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金を請求しているから、不法行為に基づく損害賠償請求権につき、同日以降の遅延損害金請求権が存在することを認めることが相当である。」</p> <p>(原審における記載)</p> <p>イ 実施料率前記1(3)のとおり、本件発明1及び2は、端縁部の形状について、上面に他の部分との厚みの差を付けて凹凸形状を形成するという形状とすることで端縁部での怪我を防止するとの課題を解決し、端縁部につき上記の端縁部の形状とすることに加えて下面を平坦にすることで、蓋の強固な止着を実現するという課題を解決し、これによって上記各課題の双方を解決することを技術的意義とする発明である。なお、被告は、従来技術において怪我防止効果を必要とする問題点があったとすること自体疑わしい趣旨の主張をするが、後記のとおり被告製品を含む製品のカタログにおいて端縁部における手指の切創について注意喚起していることに照らし、採用し難い。また、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、①一般に、プラスチック製品の実施料率の平均値が平成4年度～平成10年度において3.0%（インシャルペイメントあり）及び3.9%（同なし）であり（甲27）、技術分野を運輸、対象となる製品例を「車輛一般」、「鉄道」、「運搬；包装；貯蔵；薄板状または線条材料の取扱い」等とする特許権についてのロイヤリティ率の平均は、独占的なライセンスの場合で2.0%、代替技術が存在しない場合で2.1%である（甲28）こと、②被告製品を含む製品のカタログには、容器の縁で指先等を怪我する場合があるので注意すべき旨の記載があるほか、ボリューム感がアップしたこと、立体的な盛付けとなること、安定した積み重ねが可能であることなどの特徴の記載があるが、容器の端縁部に凹凸形状を設けた旨の記載がないこと（甲5、40、41、乙54〔別紙〕、68～70）、③原告が、遅くとも平成15年頃までに容器の蓋の端縁部の1～1.5mmの波状に成形する加工を開発し、これを「セーフティエッジ」と称して販売していたこと、上記加工を施した製品として、蓋の端縁部の写真を掲載したカタログや記事があるが、少なくとも平成27年版及び平成29年版のカタログにおいては上記加工についての記載がないこと（甲29～39、乙61～63）が認められる。上記①によれば、プラスチック製品や容器についての一般的な実施料率は2～4%程度ということが出来る。また、上記（ア）及び（イ）によれば、本件発明1及び2の技術的意義が現れているのは容器の一部である端縁部の形状に限定されるところ、一般的には端縁部における手指の切創を防止することは顧客吸引力を持ち得るといえるものの、原告の製品において行われている上記「セーフティエッジ」加工は、蓋の端縁部の加工であって本件発明1及び2の包装用容器に係る加工であるとは認め難く、原告においても平成27年以降はこの加工の存在をカタログ等において顧客に告知していない。被告においても、端縁部において手指の怪我が生じ得るという課題を認識して顧客に告知する一方で、その部分の怪我防止の措置について顧客に告知をしていない。そうすると、本件発明1及び2の技術的意義が容器の売上げに寄与する程度は相当程度小さいものとならざるを得ないから、上記の一般的な実施料率よりも相当程度低くすべきである。以上によれば、本件発明1及び2の実施によって受けるべき相当な実施料率は●（省略）●と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/523/088523_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/523/088523_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第4107号
判決日	平成30年10月4日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	P1
被告	アステラス製薬株式会社
賠償金額	4728万4116円
発明の名称	我が国の特許「デブシペプチド誘導体、その製法およびその用途」、外国の特許「環状デブシペプチド物質およびその製造法、ならびにそれを含有する駆虫剤」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論	<p>(イ)また、ロイヤルティ（実施料）については、まず被告がバイエルから支払を受けたロイヤルティの金額を確定する必要があることから、その点について検討する。a平成17年から平成28年までのロイヤルティバイエルが被告に対して支払ったロイヤルティが別紙「実施料収入計算表（改訂第2版）」記載のとおりであることは、当事者間に争いが無い。同別紙によると、その総額は●（省略）●円である。しかし、これには、本件特許の出願・本件特許権の設定登録がされていない国における販売に係るロイヤルティや、本件特許権の存続期間が満了した国における期間満了後の販売に係るロイヤルティも含まれており、これらを本件特許に係る独占の利益と認めることはできないから、相当の対価の額の算定に当たってはこれらを控除して考えるべきところ、これらの販売に係るロイヤルティを控除すると、前記第2の2(5)ウのとおり、被告が支払を受けたロイヤルティは合計●（省略）●円（うち、我が国における販売に係るロイヤルティは合計●（省略）●円であるから、外国における販売に係るロイヤルティは合計●（省略）●円である。）である。そして、ここから、上記ウ(ア)で藤沢薬品及び被告が受けるべき利益に含まれないと判断したロイヤルティ（我が国においては●（省略）●%分、外国においては●（省略）●%分）を控除し、さらに本件特許の寄与割合（9割）を乗じることになる（結局、我が国の分も外国の分も、●（省略）●%分のロイヤルティを考慮するということになる。）。そうすると、藤沢薬品及び被告が受けるべき利益に含まれるものは、合計●（省略）●円となる。（計算式）我が国●（省略）●円（1円未満は四捨五入。以下同じ。）外国●（省略）●円b平成29年から本件特許の存続期間が満了するまでのロイヤルティ(a)平成29年1月以降も本件特許が存続していた国は、別紙「実施許諾対象特許国一覧」の「i. 第2874342号（本件特許）関連」の№1, 3, 5, 7, 10, 15, 16, 17及び21記載の国であるが、平成29年1月以降にバイエルから被告に対して支払われた各国での販売に係るロイヤルティの金額は不明である。そして、原告はこれを平成26年から平成28年までに支払われた実施料の平均値によって推計すべき旨主張しているのに対し、被告はこれを特段争うことなく、また平成29年以降に支払を受けたロイヤルティのうち開示できるものを開示していない。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論	<p>そして、本件特許は本件の口頭弁論終結時までにて全て特許期間が満了しているところ、平成29年から存続期間満了までにバイエル製品に対する有力な競合品が上市されたという事情もうかがわれないから、原告主張の方法によって推計すべきである。そこで、原告主張の方法によって推計すると、№5 (●(省略)●), 17 (●(省略)●) 及び21 (●(省略)●) について、同国での販売に係るロイヤルティは過去3年間いずれも●(省略)●円であるから、平成29年1月以降に支払われるロイヤルティの金額も●(省略)●円と推計するほかない。また、その他の国での販売に係るロイヤルティは、年額次のおりと推計される(計算式は、例えば●(省略)●については、(●(省略)●円)÷3。原告の主張と同じく、1000円未満は四捨五入)。15№7●(省略)●№1●(省略)●№15●(省略)●№10●(省略)●№3●(省略)●20№16●(省略)●(b)そして、各国における本件特許の存続期間の満了日は、別紙「実施許諾対象特許国一覧」の「i. 第2874342号(本件特許) 関連」の「延長後満了日」欄記載のとおりであるから、同日までのロイヤルティを推計すると、次のとおりとなる(計算式は、例えば●(省略)●については、●(省略)●円÷36525日×●(省略)●日。1円未満は四捨五入。以下同じ。)。№7●(省略)● №1●(省略)●№15●(省略)●№10●(省略)●№3●(省略)●5№16●(省略)●合計●(省略)●(c)上記(b)記載の金額について、上記aと同じ計算をすると、藤沢薬品及び被告が受けるべき利益に含まれるのは、合計●(省略)●円となる。(計算式) 我が国●(省略)●円外国●(省略)●円(ウ)小括以上より、藤沢薬品及び被告が受けるべき利益は、合計●(省略)●円となる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/265/088265_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/265/088265_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成27年(ワ)第4292号
判決日	平成30年6月28日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社メディオン・リサーチ・ラボラトリーズ
被告	ネオケミア株式会社、株式会社コスメプロ、株式会社アイリカ、株式会社キアラマキアート、リズム株式会社、株式会社アンプリー、合同会社SHIN、株式会社ジャパンコスメ、ウインセンス株式会社、株式会社コスメポーゼ、クリアノール株式会社
賠償金額	665万9019円+70万5873円+1157万3540円+210万0968円+819万2802円+523万9432円+69万1152円+142万3288円+278万6410円+662万1308円+1億9512万7282円+5698万0626円+64万4127円+125万7616円+43万4872円+84万7960円+52万1381円+804万1199円+47万7540円+278万6410円+48万4985円+31万2434円+1223万6265円+227万7668円+680万6545円+89万6579円+12万1000円+23万7772円+39万0548円+90万0686円
発明の名称	「二酸化炭素含有粘性組成物」
司法決定実施料率	—
実施料率算定根拠	一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論	(3)以上認定の事実や前記10の認定・判示を踏まえ、被告各製品の販売について相当な実施料率を検討すると、本件各発明の技術分野が属する分野の近年の統計上の平均的な実施料率が、国内企業のアンケート結果では5.3%で、司法決定では6.1%であり、また、本件が侵害訴訟にまで至った事案であることを踏まえると、本件での実施料率は●(省略)●相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/963/087963_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/963/087963_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成27年(ワ)第1190号
判決日	平成30年5月29日
裁判所	東京地方裁判所
原告	X
被告	ソニー株式会社
賠償金額	3181万8836円
発明の名称	発明1「通信方法、および、情報処理装置」、発明2-1「情報処理方法および情報処理装置」、発明2-2「情報処理方法および情報処理装置」、発明3-1「情報処理方法および情報処理装置」、発明3-2「情報処理方法および情報処理装置」、発明4-1「情報処理装置および情報処理方法、並びに記録媒体」、発明4-2「情報処理装置および情報処理方法、並びに記録媒体」、発明5-1「情報処理装置および情報処理方法」、発明5-2「情報処理装置および情報処理方法」、発明5-3「情報処理装置および情報処理方法」、発明6-1「データ記憶装置およびデータ記憶方法」、発明6-2「データ記憶装置およびデータ記憶方法」、発明7「認証システムおよび方法、並びに認証方法」、発明8「通信システム、通信方法、データ処理装置、およびデータ処理方法」、発明9「情報携帯処理システム、情報携帯装置のアクセス装置及び情報携帯装置」、発明10-1「携帯装置の記憶領域分割方法」、発明10-2「携帯装置の記憶領域分割方法」、発明10-3「携帯装置の記憶領域分割方法」、発明11「認証方法、および情報処理装置」、発明12「認証装置、および認証方法」
司法決定実施料率	0.8%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)
実施料に関連する結論(一部抜粋)	工仮想実施料率(ア)本件発明1~7, 9~11の意義は、前記1(4)ウ(ウ)(中略)のとおりである。また、本件発明8の特許請求の範囲の記載(別紙特許目録記載14(3)のとおり)及び本件明細書8の記載(発明の詳細な説明欄の段落【0001】~【0011】、【0013】)に照らせば、本件発明8の意義は、バッテリーを装備内ICカードはリーダライタから受信した電磁波を整流してその電力を電源として利用するので、従来技術においては安定した電力を供給するために変調派の振り幅が一定であるPSK(PhaseShiftKeying)やFSK(FrequencyShiftKeying)を用いるが、これらの変調方法では占有帯域が広くなり、他の電子機器に影響を与える一方、占有帯域を制限すると高い通信レートで送受信を行うことが困難であるという課題があったところ、本件発明8の構成を採用し、変調度が1未満のASK(AmplitudeShiftKeying。段落【0032】)変調を利用することで、占有帯域幅を狭くしたまま高い通信レートで通信を行い、かつ、ICカードに良好な電源を供給することとした点にあるといえる。(イ)上記のとおりの本件実施発明の技術的意義に加え、証拠(甲23, 31, 乙172, 173)により認められる被告製品の機能及び前記イの表のとおりの実施の有無等に照らすと、本件実施発明は、被告製品の基本的な機能の一部として実施されていると認められる。もっとも、例えば●省略●被告製品には、本件実施発明に係る発明だけで一定数の発明が実施されているものがある。

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>さらに、この点に関係し、被告は、被告製品においては、本件発明1～11を含めてF e l i C aに関連する特許●省略●件に係る発明が実施されていると主張する。括弧内の証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告が被告製品において実施されていると主張する上記各発明中には、半導体集積回路（I C）の構成を定める発明（乙25）や複数の認証先で共用される鍵データと認証先固有の別の鍵データを用いて認証を行う発明（乙306）のようにI Cチップにおいて実施されていることがわかる発明がある。もっとも、被告が主張する上記各発明中には、被告が非接触I Cチップ関連に分類される発明であると主張するもの（55件）に限っても特許登録がされたか不明のものが●省略●ある（乙73, 77, 88, 95, 96, 216, 217, 221, 225, 227～232）ほか、コア剤と外装材とを含んでなるプラスチックカードの材料や加工、集積回路チップが設けられていることその他の構成のみを構成要素とする発明（乙98）、ループアンテナを含む略四角形状で略板状の電子装置における上記ループアンテナの形状等を構成要素とする発明（乙107）などI Cチップにおいて実施されていないものも含まれていると認められる。したがって、被告が主張する上記各発明について、被告製品のI Cチップにおいて、その全ての発明が実施されているとは認められないものの、被告製品のI Cチップに実施されている発明があることもうかがわれる。(ウ)前記(ア)及び(イ)のとおりの本件実施発明に係る諸事情を考慮すると、本件実施発明に係る各発明についてそれぞれ仮想実施料率を定め、その仮想実施料率をいずれも0.8%と認めるのが相当である。</p> <p>(工)被告は、被告のF e l i C a事業全体の累積利益率が1.7%であり、これに利益三分法又は25%ルールと呼ばれる評価方法を適用して知的財産全体の利益率を算出し、これが知的財産全体の実施料率となり、その上で本件特許に係る実施料率を算出すべきと主張し、本件では知的財産全体の実施料率が0.42%又は0.56%であると主張する。しかし、被告が主張する方法を採用することに一定の合理性がある場合があるとしても、証拠（乙177の1）上、産業分野により実施料率にばらつきがあるとされており、この点を考慮する必要があること、上記のとおり被告製品のI Cチップにおいて本件発明以外の特許発明が実施されているとうかがわれる一方でその内容が明らかでないことなどに照らすと、本件において上記の算出方法を採用することは相当でない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/087930_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/930/087930_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ネ)第10087号
判決日	平成30年4月18日
裁判所	大阪地方裁判所
控訴人	株式会社ピカパワー
被控訴人	株式会社キャストイングイン
賠償金額	251万8878円
発明の名称	「マイクロ波照射による銀イオン定着化物および銀イオン定着化方法および銀イオン定着化物の製造方法」
司法決定実施料率	6%
実施料率算定根拠	既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(1) 甲4契約に基づく請求についてア前記3(2)工のとおり、被控訴人は、控訴人に対し、甲4契約に基づき、本件機械の売上高の6%の実施料支払義務を負う。イ控訴人は、被控訴人に対し、平成26年12月から平成27年10月までの本件機械の販売分について、実施料の支払を求めるところ、同期間内の売上台数は161台であり、売上高は、8396万2620円である(乙44)。一方、被控訴人は、控訴人に対し、上記期間内の実施料として、本件機械の売上高の3%を支払済みである(乙44。当事者間に争いが無い。)。そうすると、未払実施料は、本件機械の売上高の、実施料率6%から支払済みの3%を減じた3%に相当する251万8878円(小数点以下切捨て)である。ウよって、甲4契約に基づく請求は、251万8878円の支払を求める限度で理由がある。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/680/087680_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/680/087680_hanrei.pdf</a>

# 商標權

項目	概要
事件番号	令和5年(ワ)第70130号
判決日	令和6年5月22日
裁判所	東京地方裁判所
原告	X
被告	Y
賠償金額	755万6659円
司法決定実施料率	4%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>使用に対し受けるべき料率：後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告商標の使用に対し受けるべき料率の算定に関連して、以下の指摘をすることができる。(ア)原告が原告商標権について第三者と使用許諾契約を締結したことを認めるに足りる証拠はない。そして、証拠(甲17)によれば、我が国における「ロイヤルティ料率」についてのアンケート調査の結果、①原告商標権の指定役務である第44類に係る登録商標の使用料率は5.5パーセント(1件)であったこと、②他の指定商品及び指定役務を含む全体の使用料率の平均値は2.6パーセント(205件)であったことが認められる。もっとも、当該第44類に係る登録商標の外観、称呼、観念、指定役務等が具体的にどのようなものであるのかを認めるに足りる証拠はなく、第44類に係る登録商標であれば、当然に他の指定商品及び指定役務を含む全体の平均値の2倍を超える使用料率が相当であることを認めるに足りる証拠もない。(イ)原告商標は、標準文字商標であって、特に意匠性の高いものとはいえない。また、需要者の間における原告商標の具体的な周知度や知名度を認めるに足りる証拠はない。もっとも、虹色は、LGBTのイメージカラーとされているから(当事者間に争いが無い。)、LGBTの患者を対象とするクリニックにおいて原告商標を使用することは、患者獲得に貢献し得ると考えられ、この点において、原告商標は相当程度の価値を有するものと認められる。(ウ)そして、前提事実(3)及び後掲の各証拠によれば、被告標章1は被告クリニックのウェブサイト(甲4の1)、被告標章3は被告クリニックの扉や屋外に設置された看板に(甲4の5、7の2、8)、被告標章4は被告クリニックの受付の壁面(甲4の1、4の5、4の10)に、それぞれ付されているなど、いずれも顧客に認識されやすい位置及び態様にて掲げられる形で使用されていると認められる。さらに、前記(イ)のとおり、虹色は、LGBTのイメージカラーとされていることを考慮すると、原告商標に類似する被告各標章を使用することは、LGBTの患者を顧客に含む被告クリニックの売上げ及び利益に相当程度貢献するものと認められる。(エ)原告と被告は、いずれも性病クリニックを運営する医師であり、競業関係にあるところ、前記(ア)のとおり、原告がこれまでに原告商標権の使用許諾をした実績があるとは認められず、本件全証拠によっても、原告が被告にその使用を許諾したであろうとの事情は認められない。(オ)以上の事情を総合考慮すると、商標権侵害をした者に対して事後的に定められる原告商標の使用に対し受けるべき料率については、4パーセントと認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/386/093386_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/386/093386_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和3年(ワ)第11358号
判決日	令和6年3月19日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社喜代村
被告	ダイショージャパン株式会社
賠償金額	600万0809円
司法決定実施料率	3.8%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、侵害態様の悪質性、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2) 商標法38条3項による損害額の算定についてア前提事実(5)のとおり、平成26年から令和5年までの被告の本件すし店に対する売上げは合計1億4475万8151円である。そして、証拠(甲44、乙3)及び弁論の全趣旨によれば、株式会社帝国データバンク作成の「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産(資産)価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～」には、商標権における使用料率(ロイヤルティ料率)全体の平均値は2.6パーセント、第43類「飲食物の提供及び宿泊施設の提供」に関する平均値は3.8パーセントであると記載されていることが認められる。この点について、前提事実(1)のとおり、被告は、スーパースシを含めたダイショーグループ各社に対して、日本で仕入れた食材の輸出を行っているところ、被告が本件各ウェブページに被告各表示を掲載することによって本件すし店(スーパースシ)の売上げが増加した場合、それに伴って被告の本件すし店に対する売上げ(輸出)も増加する関係にあるものと認められる。他方で、前記(1)で説示したとおり、日本国内における原告すし店とマレーシアにおける本件すし店の市場が競合すると認めることはできないことに照らすと、本件各ウェブページへの被告各表示の掲載が被告の売上げに与えた影響は限定的なものであったことがうかがわれる。このような事情に加え、本件各ウェブページにおける被告各表示は遅くとも平成26年12月頃から相当長期にわたって掲載されていたと認められること(前提事実(4)及び弁論の全趣旨)及び商標権侵害があった場合に事後的に定められるべき登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額は通常の使用料と比べて高額となることを考慮すると、被告による原告各商標の使用に対し原告が受けるべき金銭の額に相当する額を算定するための使用料率については、3.8パーセントと認めるのが相当である。そうすると、上記の金銭の額は、被告の本件すし店に対する売上げである1億4475万8151円に使用料率3.8パーセントを乗じた550万0809円であると認められる。イこれに対し、原告は、前記アの金銭の額を算定するに当たっては、被告が被告各表示を被告各ウェブサイトに掲載することにより自己の取引上の信頼を高めて事業全般に及ぶメリットを享受していることから、被告の全売上高をその基礎とすべきであると主張する。しかしながら、上記の金銭の額を算定する際に基礎とすべきは、侵害行為に関する売上高であると解されるところ、別紙被告ウェブページ目録記載のとおり、本件各ウェブページに掲載された被告各表示は本件すし店に関するものであり(甲4及び弁論の全趣旨)、それを超えて被告の事業全体に関するものであると認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/092924_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/924/092924_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和3年(ワ)第16043号
判決日	令和6年1月26日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社パウート
被告	サムライワークス株式会社
賠償金額	94万8681円
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(3) (中略) (ウ)以上のとおり、原告商品と被告商品は、市場が非常に大きく異なった。原告商品の市場は被告商品の市場に比べて小さく、被告商品の市場のうち、ごく一部が原告商品の市場と重なっていたといえる。このような事情によれば、被告商品を購入した者のうち、被告商品に被告標章が付されていることによって原告商品に代えて被告商品を購入したといえる者の割合はかなり低いと認められ、被告が主張する事由のうち、上記の理由により、原告は被告商品の販売数量のうちの相当多くのものについて販売することができたとはいえない事情があり、商標権者が受けた損害との相当因果関係が欠けると認める。上記の理由により、原告は被告商品の販売数量の95%について販売することはできたとはいえず、被告が得られた限界利益のうち、原告の損害との相当因果関係のあるものは、5%であったと認めるのが相当である。エそうすると、商標法38条2項による原告の損害は次のとおり、19万0521円である(小数点以下切り捨て)と認められる。(計算式) 381万0437円×0.05 = 19万0521円(小数点以下切り捨て)</p> <p>(4)商標法38条2項による推定が覆滅される場合であっても、当該推定覆滅部分について、商標権者が使用許諾をすることができたと認められるときは、同条3項の適用が認められると解される。前記(3)によれば、本件の事情の下においては、原告が販売することができない事情があるとされた数量に相当する被告商品については、原告が使用許諾をすることができたと認められる。そして、商標法38条3項の使用の対価を算定するにあたっては、当該商標権の侵害があったことを前提として当該商標権を侵害した者との間で合意をすれば、当該商標権者が得ることとなるその対価を考慮することができる(同条4項)。第10類の商標の使用料率の平均値は売上高の3%とされるが、その最大値は5.5%とされ(乙61)、この使用料率の平均値には、非侵害者との間の合意による使用料率も含まれており、侵害した者との間で合意をする場合平均値より高い使用料率になり得ることを踏まえると、原告の使用機会の喪失による得べかりし利益は、対象となる商品の売上高の5%は下回らないものと認める。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/092767_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/767/092767_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和5年（ネ）第10070号
判決日	令和5年12月20日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	TRAVELPLUSINTERNATIONAL株式会社
被控訴人	ヴェンガーエスアー
賠償金額	—
司法決定実施料率	4%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性（若しくは非有用性）、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>3 当審における被控訴人の補充主張に対する判断被控訴人は、本件商標の相当使用料率は10%を下らないと主張する。しかし、商標法38条3項に基づく損害額の算定に当たって用いる相当使用料率として、通常取引におけるライセンスの場合の使用料率よりも高い率とすべきであるとしても、本件において認められる原判決「事実及び理由」第4の5(3)に挙げられた事情を総合すれば、相当使用料率としては売上高の4%が相当である。控訴人が控訴人各標章を使用したことによって現実に出所の混同が生じている例がある事実や、控訴人本社が被控訴人のブランドの一つである「SWISSGEAR」のOEM製造を行ったことがある事実を考慮しても、相当使用料率を4%より高くすべきとは解されない。したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。</p> <p>（原審における記載）</p> <p>(3) 使用料率について本件商標の実施に対し受けるべき料率を検討するに、前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、①経済産業省知的財産政策室「ロイヤルティ料率データハンドブック」（平成22年）において、商標権におけるロイヤルティ料率の平均値は2.6%であること（なお、商標分類の18類については、サンプル数は0とされている。）（乙32）、②原告は、長年の間、「WENGER」ブランドとして世界的に著名なアーミーナイフを製造販売していたが、現在は同ブランドとして時計やバッグを製造販売し、本件商標を付したかばん製品を販売していること（甲24ないし27）、③インターネット上のショッピングサイトにおいて、本件商標が付された原告商品（かばん製品）が販売されており、原告商品と被告商品とは競合すること（甲16）、以上の事実が認められる。そして、商標法38条3項による「受けるべき利益」の算定の基礎となる相当使用料率は、侵害があったことを前提として合意されるべきものであるから、通常料率よりも自ずと高くなることに鑑み、上記認定事実を含め本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、その料率は売上高の4%であると認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/722/092722_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/722/092722_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ワ)第7918号
判決日	令和5年12月14日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	ヴイストーン株式会社
被告	ロボショップ株式会社
賠償金額	1519万2324円
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	ウ 使用料率について本件において、本件商標の使用許諾契約の存在を認めるに足りず、本件報告書において、商標権のロイヤルティ料率は、第7類の平均値が1.8%、最大値が9.5%、最小値が0.5%、標準偏差が2.3%であり、第9類の平均値が2.7%、最大値が9.5%、最小値が0.5%、標準偏差が1.9%であることが認められる(甲27)。これらに、原告と被告は競業関係にあり、本件商標はカナダ法人の商号としても使用されている一方、前記(1)ウのとおり、本件商標の貢献の程度は限定的であること、その他本件に現れた一切の事情を総合的に考慮すると、本件商標の使用に対して受けるべき料率としては2%が相当であると認める。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/597/092597_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/597/092597_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和4年(ワ)第19876号
判決日	令和5年8月24日
裁判所	東京地方裁判所
原告	A
被告	特定非営利活動法人NPO現代の理論・社会フォーラム、株式会社同時代社
賠償金額	17万5808円
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	ウ 使用料相当額商標権のロイヤルティ料率の平均値が約2.6%とされていること(乙22)、被告各出版物がいわゆるオピニオン誌であること、被告らによる本件各商標権の侵害行為の態様その他本件の諸般の事情を総合考慮すると、本件各商標に係る使用料相当額(商標法38条3項)は、その売上高の3%と認めるのが相当である。これに反する原告及び被告らの主張はいずれも採用できない。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/397/092397_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/397/092397_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ワ)第23616号
判決日	令和4年12月8日
裁判所	東京地方裁判所
原告	アングロフランチャイズリミテッド
被告	PAGE-ONER株式会社
賠償金額	322万1388円
司法決定実施料率	20%
実施料率算定根拠	一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	イ 実施料率証拠(乙33)及び弁論の全趣旨によれば、一般的な被服のロイヤルティ料率は、平均が4.9%、最大で7.5%であることが認められ、その他本件に現れた諸事情を考慮して、弁論の全趣旨を踏まえ、本件における実施料率を算定すれば、本件仮処分決定前は10%の限度で、同決定後は、同決定後も被告製品の販売を続けたという侵害態様の悪質性を考慮して20%の限度で、それぞれ認めるのが相当である。これに対して、原告は、原告が他社と締結したライセンス契約(甲52)に基づいてロイヤルティ額を計算すると、被告製品については、売上高の約31%に相当する金額がロイヤルティ額となるから、使用料率は20%を下回らないと主張する。しかしながら、証拠(甲52)及び弁論の全趣旨によれば、上記ライセンス契約は、年間の最低ロイヤルティ料5万6000米ドル、最低使用料超過部分のロイヤルティ料率を7%と定めるものであるから、全体のロイヤルティ料率は、売上高によって左右されるものとなる。そうすると、売上高の規模を異にする上記他社のロイヤルティ額は、本件に適切ではなく、原告の主張は、上記認定を左右するものとはいえない。したがって、原告の主張は、採用することができない。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/729/091729_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/729/091729_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和2年(ネ)第10017号
判決日	令和4年11月30日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	株式会社守半海苔店
被控訴人	株式会社東京蒲田守半
賠償金額	145万4809円
司法決定実施料率	0.5%
実施料率算定根拠	一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>ウ 推定の覆滅について(ア)後掲各証拠によると、次の事実が認められる。a 被控訴人が「守半總本舗」を標章として用いた商品を販売したことにより、控訴人の売上げが減少したとしてもその程度は大きくないものと認めるのが相当である。この点は、控訴人が、書類提出命令に応じることなく、控訴人の商品の売上高に係る書類を提出していないことから推認される。なお、控訴人は、平成18年9月1日から平成19年8月31日までの期間の損益計算書(甲147)を提出しているところ、これによると、控訴人の上記期間の売上高は、その前期よりも216万5097円減少したことが認められるものの、これが、控訴人の売上額全体に対しどの程度の影響であったものか、また、被控訴人による「守半總本舗」標章の使用による影響によるものか明らかではなく、上記証拠をもって、被控訴人の行為によって控訴人の被控訴人商品1、3、4、6、7の競合品の売上高が相当程度に減少したと認めることはできない。b 控訴人は卸売販売をしていないが、被控訴人は卸売販売をしているので、市場が一部異なっている。被控訴人の売上高のうち約13.5%は、卸売販売によるものと認められる(乙127、128)。c 控訴人は1店舗、被控訴人は3店舗において、小売販売をしている。d 控訴人及び被控訴人の顧客は、約8割が固定客である(乙42)。</p> <p>(中略)</p> <p>(ア)使用料率について証拠(乙146「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」平成22年8月31日経済産業省知的財産政策室編)によると、国内同業他社にライセンスすることを想定したアンケート調査の結果(サンプル数205)では、商標権のロイヤルティ料率(正味販売高に対する料率)は、全体で平均2.6%であり、本件商標権の指定商品である30類では平均1.5%、32類では平均0.5%であり、29類及び31類で回答が得られなかったことが認められる。上記に、前記ウ(ア)の各事情その他本件に顕れた事情を考慮すると、本件における使用料率は0.5%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/601/091601_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/601/091601_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ワ）第34096号
判決日	令和4年3月18日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社東京フード、BOTEJYUGroupホールディングス株式会社
被告	北山食品工業株式会社
賠償金額	819万0870円
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	一般的な相場、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(1) 損害額の算定ア商標法38条3項は、商標権侵害の際に商標権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定であり、その損害額は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。これに対し、被告は、争点7で主張した事情を援用し、そもそも原告らに損害が生じることはあり得ないとして、損害不発生の抗弁も主張するが、その主張が採用できないことは、前記7で説示したところと異なるところはない。そして、実施に対し受けるべき料率は、㊦実際の実施許諾契約における実施料率や、業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、㊧当該商標権に蓄積された信用や顧客吸引力の程度、㊨当該商標を使用した場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様、㊩商標権者と侵害者との競業関係や商標権者の営業方針等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである（知的財産高等裁判所平成30年(ネ)第10063号令和元年6月7日特別部判決参照）。イこれを本件についてみると、被告商品①及び④の年間売上高が、1億1600万円であり、その販売期間の開始が、原告が損害算定の始期とする平成28年12月18日以前であることは、当事者間に争いが無い。そして、被告が、令和元年9月1日、商品の包装を変更したことを裏付ける証拠を提出するのに対し（甲36、乙1、2、4）、同日以後、被告標章Ⅰ又はⅢを付した商品が販売されていたことを裏付ける証拠は存在しない。そうすると、その販売期間としては、同年8月31日までの限度で認めるのが相当である。したがって、原告東京フードに生じた損害の算定の基準となる侵害品の売上高は、訴訟提起の3年前である平成28年12月18日から本件商標1の譲渡日である平成31年2月6日までの2年51日間に相当する2億4820万8219円となり、原告BGHDに生じた損害の算定の基準となる侵害品の売上高は、上記譲渡日の翌日である同月7日から前記令和元年8月31日までの206日間に相当する6546万8493円となる。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>ウ 本件商標 1 の実施に対し受けるべき料率を検討するに、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、㊦原告東京フードは、わかば食品株式会社に対し、本件商標 1 の使用をライセンス料率 2 % で許諾し、同社は「ぼてぢゅう」の標章を付したお好み焼きなどの商品を販売していること（甲 7 2、8 7）、㊧経済産業省知的財産政策室「ロイヤルティ料率データハンドブック」（平成 2 2 年）において、コーポレートブランドにおけるロイヤルティ料率の平均が 1. 9 % とされていること（甲 7 9）、㊨本件商標 1 の「ぼてぢゅう」は、特徴的、印象的な造語であり、原告らが、これに顧客誘引力があることを前提として、「ぼてぢゅう」の名を付した多数の店舗を出店し、多数の関連商品をも販売していること（甲 1 3 ないし 1 6、4 3 ないし 4 5）、以上の事実が認められる。そして、商標法 3 8 条 3 項による「受けるべき利益」の算定の基礎となる相当使用料率は、侵害があったことを前提として合意されるべきものであるから、通常の料率よりも自ずと高くなることに鑑み、上記認定事実を含め本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、その料率は売上高の 3 % であると認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/129/091129_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/129/091129_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和3年(ネ)第10013号
判決日	令和3年8月18日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	現代の理論編集委員会、X
被控訴人	特定非営利活動法人NPO現代の理論・社会フォーラム、株式会社同時代社
賠償金額	12万円(NPOのみ) + 14万4000円
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(2) 商標法38条3項に基づく使用料相当額の損害額証拠(乙21ないし29, 証人A2)及び弁論の全趣旨によれば, ①被控訴人NPOは, 平成28年7月頃から平成29年7月頃までの間, 被告出版物1を1冊当たり800円で合計5000部(各号1000部ずつ)販売したことが認められる。そうすると, 被告出版物1の売上高は合計400万円, 被告出版物2の売上高は合計480万円と認められる。そして, 商標権のロイヤルティ料率の平均値は, 約2.6%とされていること(平成22年8月31日発行の経済産業省知的財産政策室編「ロイヤルティ料率データハンドブック」15頁参照), 被告出版物1及び2がいわゆるオピニオン誌であること, 被控訴人らによる原告商標権の侵害行為の態様その他本件の諸般の事情を総合考慮すると, 控訴人Xの商標法38条3項に基づく使用料相当額の損害額は, 被告出版物1及び2の上記売上高の3パーセントと認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/538/090538_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/538/090538_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成31年(ワ)第8117号
判決日	令和3年6月28日
裁判所	東京地方裁判所
原告	ヨツハシ株式会社
被告	東薫酒造株式会社
賠償金額	83万7755円
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	一般的な相場、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>ア法38条3項による損害は、原則として、侵害品の売上高を基準とし、そこに、実施に対し受けるべき料率を乗じて算定すべきである。そして、実施に対し受けるべき料率については、当該商標の実際の実施許諾契約における実施料率、業界における実施料の相場、当該商標を当該製品に用いた場合の売上げ及び利益への貢献や侵害の態様等訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。(中略)</p> <p>ウ以上を前提に、まず、原告がこれまでに原告商標の通常使用権を許諾したことにより得られた利益について検討する。(中略)</p> <p>工次に、原告商標を被告商品に用いた場合の売上げ等への貢献について検討する。原告商標は、「夢」の標準文字からなり、これ自体は、比較的頻繁に目にする文字であるから、本来的に高い顧客吸引力があるとまではいえない。また、前記前提事実(3)のとおり、被告商品の商品名は「夢とまぼろしの物語」であり、被告各標章はこの商品名の一部を切り出したものであること、本件瓶の正面には本件ラベルよりも大きい商品名等ラベルが貼付され、本件外箱の正面には特徴的な武者の絵が大きく描かれていることからすると、被告各標章が独自に有する顧客吸引力は限定的というべきであり、被告商品の売上げに対する貢献もそこまで大きなものであったとは認め難い。</p> <p>オ以上の諸事情に加え、前記ウのとおり、原告が原告商標の通常使用権を許諾したことにより得られた利益の実績を基に、被告商品について計算した原告商標の使用の対価に相当する金額の割合や、広告業等における商標権のロイヤルティ料率の相場は概ね3ないし6%であり、1%未満の例もあると認められること(甲23)を考慮すると、原告商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額は、被告商品の売上げの2%に相当する額と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/475/090475_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/475/090475_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ワ）第11874号
判決日	令和3年6月23日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ベガスベガス
被告	株式会社テキサス・カンパニー、株式会社和光興産、株式会社栄光商事
賠償金額	1億0288万1588円
司法決定実施料率	0.15%
実施料率算定根拠	利益率や各種費用などの水準、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>本件各店舗の月当たりの営業利益をみると、売上高の概ね●（省略）●前後で推移しているものと認められ（乙112, 113），売上高に対する営業利益の比率は必ずしも高くないことからすると、通常想定される使用料率は上記の割合より相当程度低くなると考えられるが、本件においては、さらに、店舗の名称が売上げに貢献する程度は限定的であり、原告と被告らは本件各店舗の所在地で競合していないこと、被告の営業努力の寄与が大きいなどの事情が認められる。e以上の事情も含め、本件に現れた事情を総合考慮すると、原告各商標に関する使用料率は0.15%であると認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/614/090614_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/614/090614_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第16422号
判決日	令和3年4月23日
裁判所	東京地方裁判所
原告	A
被告	有限会社クワイア
賠償金額	98万1839円
司法決定実施料率	8%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2) 商標法38条3項の損害額についてア本件店舗は、「舞豚」というブランドの豚肉のしゃぶしゃぶ料理を提供することを特徴とする飲食店であるところ、被告は、被告各使用標章を本件店舗の名称、店舗の外観や料理のメニュー表などに広く用いていたこと(前記前提事実(3)アイ)からすれば、商標法38条3項による損害額の算定に当たっては、本件店舗の売上げに対して、本件商標1の使用に対し受けるべき料率を乗じて算定するのが相当である。イ次に、本件商標1の使用に対し受けるべき金銭の料率について検討する。証拠(甲36)によれば、株式会社帝国データバンク作成の「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査報告書」において、「商標権に関する分類別ロイヤルティ料率の平均値」について全体(205件)では2.6%であり、「商標の分類」が「第43類飲食物の提供及び宿泊施設の提供」については3件の例があり、最大値5.5%、最小値1.5%、平均値3.8%であるとの記載が認められ、飲食物の提供についての商標権のロイヤルティ料率は、全体の平均値より相当程度高いといえる。また、証拠(後掲)及び弁論の全趣旨によれば、豚肉舞豚は平成7年10月19日の第39回長崎県種豚共進会において農林水産大臣賞を受賞したこと(甲37)、本件店舗の開店時に長崎新聞には「島原産ブランド豚提供「舞豚」」という見出しの記事が、島原新聞には「「舞豚」が東京進出」という見出しの記事がそれぞれ掲載されたこと(乙4)が認められる。これらの事実を照らせば、豚肉舞豚に対して一定の評価が与えられていたことがうかがえる。そして、本件店舗は、豚肉舞豚をしゃぶしゃぶ料理として提供することを大きな特徴とする店舗であるところ、被告は、店舗の名称や看板、メニュー表等に被告各使用標章を使用していた。他方、本件店舗には、他に顧客を特に引き付けるような標章等が使用されていたともいえない。そうすると、被告は、一定の評価が与えられていた豚肉舞豚と同じ呼称等を有する被告各使用標章を、店舗の名称も含めて積極的に活用して本件店舗を営業していたといえ、被告各使用標章の使用は被告の売上げにも貢献するものであったといえる。これらの事情に加えて、被告は、本件各商標の使用許諾契約が被告による信頼関係を破壊する行為により解除された後も、被告各使用標章の使用を継続していたなど本件訴訟に現れた一切の事情を併せて考えれば、商標権を侵害した者に対して事後的に定められるべき商標の使用に対し受けるべき料率は、8%と認めるのが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/090314_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/314/090314_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第11672号
判決日	令和3年1月12日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社学情
被告	一般社団法人履修履歴活用コンソーシアム
賠償金額	44万3919円
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	一般的な相場、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(3) 商標法38条3項の主張についてア被告は、加盟企業が「Re就活」と混同し、関係があるものと誤認することはなく、原告に損害が生じていないことが明らかであると主張するが、前記のとおり、需要者である学生が誤認混同するおそれがあり、原告に何らの損害も生じていないとはいえない。イ前記のとおり、本件商標に係る役務は既卒の就職希望者や転職希望者を対象としたものであり、被告役務は新卒の就職希望者を対象としたものであるから、各役務に登録しようとする求職者が異なり、役務を利用しようとする求人企業もその差異を前提として使い分けることになり、役務自体は市場において競合する関係にはない。もっとも、前記のとおり、原告は、新卒求職者向けに「あさがくナビ」という名称の役務を提供しており、「あさがくナビ」との関係では、被告役務は競争関係にあるといえる。また、原告は、本件商標に係る役務について多数の広告宣伝活動を行っており(甲47ないし270)、前記のとおり、転職希望者の間で本件商標はある程度認知されているといえるが、本件商標は、「通常の時期よりも後に行う就職活動」ないし「再び行う就職活動」という観念を生じるから、通常の時期の新卒採用を希望する学生を対象とする被告役務とは整合せず、被告役務が本件商標に係る役務に関係があると認識させることによる顧客誘引力は、それほど高いものとは考え難い。証拠(乙189)によれば、平成21年度に国内同業他社に対しコーポレートブランド以外の商標について非独占的なライセンスを与える場合の販売高に対する料率をアンケート調査した結果、役務区分第35類の役務に係る商標権については、平均値が3.9%、最大値が11.5%、最小値が0.5%であったこと、訴訟などの和解交渉の場合の変動料率の平均値が0.6%、コーポレートブランドであった場合の変動料率の平均値は1.9%であったことが認められる。ウ被告は、本件商標や原告が実際に役務に使用しているロゴが被告標章と相応に相違しているので、本件商標の顧客誘引力を利用できないと主張するが、前記認定のとおり、本件商標と被告標章は類似しているし、原告が使用しているロゴ(甲1)も、本件商標と文字列自体は同一で字形をデザイン化した程度の差異しかないから、やはり類似したものと認識され、顧客誘引力を利用できるものといえる。原告は、被告が被告役務について2万名の学生から個人情報取得したことから、個人情報の価値は一人当たり5万円であるとして金1億円をもって、商標法38条3項の受けるべき金銭の額と主張する。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	しかしながら，原告も被告も，自己の役務に関して入手した個人情報を他社に販売しているわけではなく，学生が会員登録したことにより被告が得ているものは前記認定の被告役務に係るシステム利用料のみであるから，原告が，被告において収集した個人情報の販売価格を商標法38条3項の受けるべき金銭の額として取得すべき理由はない。工以上の事情及び侵害行為後に事後的に定める使用料率であることを考慮すると，本件について被告が原告に対し支払うべき使用料相当額は，被告役務に係る売上額である223万9196円の10%である22万3919円と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/089994_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/994/089994_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第19783号
判決日	令和2年7月30日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社Shapes
被告	エクササイズコーチジャパン株式会社
賠償金額	7442万6732円
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(3) 原告が請求し得る使用許諾料相当額についてア平成24年10月から平成29年12月までにおける被告会社が運営する店舗の月ごとの売上額の合計は、別紙計算書の「被告会社チェーン売上高」欄記載のとおりであり、店舗数は別紙計算書の「店舗数」欄記載のとおりである(争いが無い。)。イ本件の使用許諾料相当額の算定を検討するに当たり、原告と被告会社間の本件ライセンス契約には、以下の条項があった。①本件ライセンス契約は、ライセンサーである原告はライセンシーである被告会社に対して、Shapes及びCの商標・サービスマーク・その他の標章及びダイエット・ボディメイクのノウハウを用いて、統一されたShapesブランドのもとに継続して事業を行う権利を与え、その代償としてライセンシーは一定の対価を支払い、相互の繁栄を図ることを目的とする。(1条)②原告は、本件ライセンス契約に基づき、ライセンサーの保有するトレードマーク、ノウハウを利用して、許諾地域において、ボディメイクやダイエットを目的として、女性顧客に対するパーソナルトレーニングを実店舗ジムで行うサービスを行う権利を付与する。(3条1項)本件ライセンス契約において、「トレードマーク」とは、サービスマーク、ロゴ、ラベル、スローガンなど、「Shapes」の名称(Shapes Girlを含む。),「C」の名称、その他随時使用されるイメージ統一のための全ての表示のうち、原告によって随時指定されるものを意味する。(2条1項)本件ライセンス契約において、「ノウハウ」とは、ダイエット及びボディメイクにおける知識、経験、能力、サービスメニュー、サービスプログラム、オペレーションマニュアル、スタッフトレーニング、店舗開店及び運営等、顧客にサービスを提供する仕組みで、ライセンサーやその関係者が保有しているものうち、原告によって随時指定されるものを意味する。(2条2項)③被告会社は、原告から、原告の指定する方法で、その所有するライセンス対象事業に関するトレードマーク、システム、コンテンツに関する情報の提供及びノウハウの開示を受け、ノウハウを使用することができる。(5条)④被告会社は、業務を遂行するに当たり、ライセンス対象事業の品質及びサービスの均一性を維持し、Shapes及びCブランド全体の名声と信用を向上させるように努めなければならない(8条①)⑤被告会社は、本件ライセンス契約に基づき開設した各店舗の売上げについて、第1店舗について5パーセント、第2店舗について4パーセント、第3店舗目以降について3パーセントの割合の合計額をライセンスフィーとして原告に支払う(9条1項)。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>ウ本件ライセンス契約では、ライセンスフィーについて、第1店舗について5パーセント、第2店舗について4パーセントと定められるほか、第3店舗目以降は3パーセントと定められた。本件ライセンス契約では、被告会社は、本件商標の使用が許されるほか、パーソナルトレーニング等の指導者として活動するCの名称を含むトレードマークを使用することができ、パーソナルトレーニングジムを既に開設し運営していた原告の幅広いノウハウも使用することができるものであった。したがって、本件ライセンス契約において、本件商標権に関する部分はその使用許諾料のうちの一部であったといえる。このことに、被告会社は本件営業譲渡契約の解除後も平成29年12月20日まで「Shapes」を含む商標の登録出願をするなどして、本件商標に一定の顧客誘引力があつたことがうかがえること、本件における前提事実記載の経緯や被告会社が運営する店舗数が相当数に及ぶことなどを踏まえると、本件商標権の使用許諾料相当額としては、被告会社が運営する店舗の売上額合計の2パーセントをもって相当であると認める。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/089709_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/089709_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	令和元年（ネ）第10049号
判決日	令和2年3月19日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	F C 2, I N C.
被控訴人	株式会社ドワンゴ
賠償金額	992万6250円
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	利益率や各種費用などの水準、侵害態様の悪質性
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(3) 商標法38条3項に基づく損害前述のとおり、F C 2におけるブロマガの配信サービスによる売上げについては、F C 2そのものが持つ顧客誘引力や、ブログ記事の投稿者の知名度や記事の持つ顧客誘引力が非常に大きいと考えられることからすると、上記売上げに乗すべき実施料率は高いものであるとはいえず、侵害プレミアムを考慮しても3%（原判決が認定した実施料率）を上回るものとは認められない。</p> <p>（原審における記載）</p> <p>(2) 商標法38条2項に基づく損害証拠（甲95）及び弁論の全趣旨によれば、平成25年10月1日から平成30年6月末日までのF C 2のブログの配信サービスの購読料の合計額は●（省略）●であり、そのうち、F C 2は、システム使用料等として、合計●（省略）●を受領したと認められる。また、F C 2が提供するサービスにおいて、ブログ記事の購入が増えることによって処理するデータも増えてサーバーの負担が大きくなり、保守費用やサーバーに関する費用が上がるという関係がないとはいえず、商標法38条2項の利益を算定するに当たり、上記システム使用料から、F C 2ブログの開発保守費やサーバー費用について案分したことで算出されるブロマガ負担保守運営費を控除するのが相当である。そして、上記システム使用料よりもブロマガ負担保守運営費が●（省略）●多いから（甲96）、商標法38条2項に基づき損害の賠償を求めることはできない。これに対し、ドワンゴは、F C 2ブログの開発保守費やサーバー費用が売上とは関係なく不自然に増加している期間があることを挙げてこれらを案分して得られる額を控除することが相当でない旨主張する。しかし、設備投資を行う時期と関係して上記費用が特定の時期に多く増加することもあり得るのであり、ドワンゴが主張する理由によって当該各費用が控除されるべき費用でないとは直ちにはいえない。</p> <p>(3) 商標法38条3項に基づく損害前記(2)のとおり、F C 2は、平成25年10月1日から平成30年6月末日までに、F C 2ブログのうちブログの配信サービスに関して、使用料及び手数料として合計●（省略）●を受け取った。そして、これら使用料及び手数料を基礎とした場合、乙標章の使用に対して受けるべき金員はその3%が相当であると認める。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/089485_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/485/089485_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第10081号
判決日	令和2年1月29日
裁判所	東京地方裁判所
控訴人	任天堂株式会社
被控訴人	株式会社MARIモビリティ開発
賠償金額	5000万円
司法決定実施料率	本件各ドメイン名を使用しているMariCAR店舗及び富士河口湖店の売上に係る料率は15%、本件各ドメイン名を使用していないその他の店舗の売上に係る料率は12%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、既存ライセンスや過去の実施許諾例などにおける料率
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(3) 使用許諾料相当損害額ア不競法5条3項に基づく損害の算定に当たっては、必ずしも当該商品等表示についての許諾契約における料率に基づかなければならない必然性はない。不正競争行為をした者に対して事後的に定められるべき、実施に対し受けるべき料率は、むしろ、通常の料率に比べて自ずと高額になるというべきである。不競法5条3項に基づく損害の算定に用いる、実施に対し受けるべき料率は、①当該商品等表示の実際の許諾契約における料率や、それが明らかでない場合には業界における料率の相場等も考慮に入れつつ、②当該商品等表示の持つ顧客吸引力の高さ、③不正競争行為の態様並びに当該商品等表示又はそれに類似する表示の不正競争行為を行った者の売上げ及び利益への貢献の度合い、④当該商品等表示の主体と不正競争行為を行った者との関係など訴訟に現れた諸事情を総合考慮して、合理的な料率を定めるべきである。イこれを本件についてみるに、①一番原告が、一番原告の著作物や商標等に関してこれまで締結したライセンス契約における料率(甲128の1・2)、②原告商品等表示は、著名なもので(中間判決書の「第3当裁判所の判断」4(2)及び6(1))、高い顧客吸引力を有していると認められること、③一番被告会社の不正競争行為の態様は、本判決の「第2事案の概要」の2(4)~(6)並びに中間判決書の「第3当裁判所の判断」1~7で判示したとおりであって、一番被告会社は、原告商品等表示の持つ高い顧客吸引力を不当に利用しようとする意図をもって不正競争行為を行ってきたのであり、原告商品等表示と類似する被告標章第1及び被告標章第2並びに本件各ドメイン名が一番被告会社の売上げに貢献した度合いは相当に大きいと認められることといった事情からすると、本件各ドメイン名を使用しているMariCAR店舗及び富士河口湖店の売上に係る料率は15%とし、本件各ドメイン名を使用していないその他の店舗の売上に係る料率は12%とするのが相当である。したがって、本件における使用許諾料相当損害額は、別表3「売上高・料率・損害額」の「合計損害額」の欄に記載のとおり、9239万9253円となる。ウ一番被告らは、①公道をカートで走行すること自体が高い顧客吸引力を有していること、②一番原告やマリオカートとの関連性を打ち消す表示がされていたこと、③一番被告会社が商号を変更している上、本件各コスチュームの着用割合が低いこと、④過去の裁判例における料率といったことからすると、料率は本件各ドメイン名を使用している店舗で3%、使用していない店舗で2.5%とすべきである旨主張する。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>しかし、上記①について、既に認定した不正競争行為の態様によると、一審被告会社が、原告商品等表示と類似する表示を用いることにより、原告商品等表示の強い顧客吸引力を利用して本件レンタル事業をしていたことは明らかであつて、それに比べて公道をカートで走行することに高い顧客吸引力があるとはいひ難い。上記②について、不競法2条1項2号では混同のおそれは要件とされていない。打ち消し表示をしても、一審被告会社が、著名な原告商品等表示が持つ高い顧客吸引力を自己の事業に利用していることに変わりはないのであるから、打ち消し表示の存在は、本件において料率を低下させる事情として考慮することはできない。上記③について、一審被告会社が商号を変更したのは、一審被告会社が本件レンタル事業を十分に拡大した後の平成30年3月という遅い時期である。また、本件各コスチュームについて、一審被告らは、その着用割合が低いと主張するが、それを認定できる的確な証拠はない上、仮に近時の着用割合が低下しているとしても、一審被告会社は、これまで本件貸与行為等を行い、それを自己の事業に利用してきたのであるから、着用割合が低下していることをもって、料率が直ちに低下するというものでもない。上記④について、これまでに検討してきたところに照らすと、本件では前記イの料率を認定するのが相当である。以上のとおりであるから、一審被告らの主張は、いずれも前記イの料率の判断を左右するものではない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/285/089285_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/285/089285_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成28年(ワ)第7536号
判決日	平成31年3月5日
裁判所	大阪地方裁判所
原告	株式会社湯山製作所
被告	株式会社ネクスト、株式会社ヨシヤ
賠償金額	415万6644円+71万6378円+82万7818円+47万4242円
司法決定実施料率	特許権について3%、商標権について1%
実施料率算定根拠	特許権：一般的な相場、利益率や各種費用などの水準 商標権：商標表示の優位性（若しくは非有用性）、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論（一部抜粋）	<p>(3) 使用料相当額についてア本件特許について本件発明は、薬剤分包装において使用するロールペーパーの構造に関する発明であること、被告製品の利益率が約15～20%であること（前記5(2)参照）、「実施料率〔第5版〕」（平成15年9月。社団法人発明協会研究センター編）において、「パルプ・紙・紙加工・印刷」に関する実施料率別契約件数について最頻値が3%であるとされること（乙93）、「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」（平成22年8月。経済産業省知的財産政策室編）において、「機械部品」に関するロイヤルティ料率の平均値が3.4%、「その他消耗材」に関するものが4.3%とのアンケート結果が示されていること（乙92）等を総合考慮すると、本件特許の実施料率は3%と認めるのが相当である。</p> <p>イ本件刻印について本件刻印は、前記4(3)のとおり、被告製品の一部である原告製の芯管の表面にあって視認可能であり、出所表示機能を有する。また、原告が競業他社の製品に本件刻印のような態様で本件各商標の使用を許諾することは極めて考えにくい。一方で、被告製品の需要者は、被告らのウェブサイトに表示される情報（原告製の薬剤分包装に対応可能であること、分包紙の長さや幅、材質等）を重視して被告製品を注文する場合がほとんどであると考えられ、上記ウェブサイトには本件刻印の写真や画像等は掲載されていないことや、被告製品全体の外観から本件刻印が取り立てて目立つとはいえないことから、本件刻印の顧客吸引力はそれほど高くはないものと解される。よって、本件刻印が被告らの事業に影響した程度は相当低いというべきであるが、被告らが商標権侵害を免れるために支払うべき許諾料相当額は、算定の基礎となる被告らの売上高の1%（本件商標1につき0.5%、本件商標2につき0.5%）と認めることが相当である。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/088582_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/582/088582_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第15776号
判決日	平成31年2月22日
裁判所	東京地方裁判所
原告	モトデザイン株式会社
被告	株式会社三交クリエイティブ・ライフ
賠償金額	3万1743円
司法決定実施料率	5%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>5争点(5)(損害の存否及び損害額)について(1)被告商品に係る売上高が53万4868円であることは争いが無い。原告が受けるべき利益の額としての料率に関し、経済産業省知的財産政策室作成に係る「ロイヤルティ料率データハンドブック」(甲79)によれば、第14類の平均の使用料率は7パーセントとされているが、その基礎となる件数は2件にとどまり、原告が腕時計について他の事業者向原告商標の使用を許諾したことがあると認める証拠はない。また、原告が平成24年頃から販売している置時計や「東京スカイツリーCLOCK」という名称の置時計には原告商標が使用されているものの、「東京スカイツリーCLOCK」以外の商品は全て「MONDO」というブランドで販売されており(甲155, 157~169, 181~184, 190, 191)、原告商標が被告店舗の存在する名古屋市において大きな顧客吸引力を有しているとは認め難い。このような事情に加え、本件に現れたその他一切の事情を総合考慮すると、原告が受けるべき利益の額としての料率は5パーセントと認めるのが相当である。そうすると、商標法38条3項により原告が受けるべき利益の額は、2万6743円(1円未満切捨て)と認められる。弁護士費用としては、上記認容額、本件事案の概要、性質等に照らし、5000円をもって相当と認めるから、同弁護士費用を加算すると、合計3万1743円となる。(2)被告は、原告商標に全く顧客吸引力が認められないから、損害が発生しているとはいえないと主張する。しかし、原告は、平成19年頃から原告商標を自社のマークとして使用し(甲66)、平成24年頃から販売している各種の置時計の底面、外箱及び説明書等に原告商標を使用していることが認められ(甲155, 157~169, 181~184, 190, 191)、上記の置時計の販売数は、平成24年4月から平成29年3月までの5年間で合計17万台(甲155の1)であり、原告が販売する置時計は、被告店舗が所在する名古屋の店舗でも販売されていることが認められる(甲175~180)。このような原告における原告商標の使用状況及び原告が販売する商品の販売状況に照らすと、原告商標に全く顧客吸引力がなく、被告の行為により原告に損害が全く発生していないとまで認めることはできないから、被告の上記主張は採用できない。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/603/088603_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/603/088603_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成30年(ネ)第2025号
判決日	平成31年2月21日
裁判所	大阪高等裁判所
控訴人	シーシーエス株式会社
被控訴人	日進電子工業株式会社
賠償金額	311万1970円
司法決定実施料率	0.2%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(2) 使用料相当額被告標章1は、本件カタログの比較的目立つ位置に掲載されているところ、顧客がこれに目にする可能性は高いが、「照明の解決」という意味内容は、被告商品及び役務の特長を直接的に表すものであり、一定の顧客吸引力を有すると認められるものの、照明装置のカタログに付すものとしては、常識的な発想の範囲内の言葉である。引用に係る原判決「事実及び理由」第3の5(4)のとおり、画像処理用LED照明装置の需要者・取引者が商品に求めるものは特定の機能や性能であり、一定期間の検討を経て購入の決定に至るのが一般的と考えられ、一般家庭用の商品でもないから、カタログに記載された文言が顧客を強く吸引し、購入の有無に強く影響するということも考え難い。また、被告標章1は、平成27年の本件カタログには使用されているものの、従前のカタログ(平成8年、11年、15年、16年)には使用されておらず、価格表やウェブサイト、あるいは被告商品自体に付された事実もなく、被告標章1が、被告商品に関する惹句として、あるいは企業としての被控訴人自体を需要者に印象付ける語句として、継続的に、あるいは広範囲に使用されたとの事実を認めることはできない。よって、上記認定した被告標章1の顧客吸引力の程度、被告標章1使用の態様を総合すると、被告標章1が被控訴人の取引に影響した程度は極めて低いというべきであり、支払うべき許諾料相当額は、不法行為及び不当利得に基づく請求のいずれの期間においても、算定の基礎となる被控訴人の売上高の0.2%と認めることが相当であるから、その額は311万1970円(不当利得につき上記3億0191万5347円の0.2%である60万3831円、不法行為につき上記12億5406万9731円の0.2%である250万8139円)となる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/442/088442_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/442/088442_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第4106号
判決日	平成31年1月31日
裁判所	東京地方裁判所
原告	株式会社ショコラティエ・エリカ
被告	株式会社オジェットイ
賠償金額	51万1052円
司法決定実施料率	1%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	ウ以上によれば、①原告の営業規模は小さく、原告商標の顧客吸引力は相当低いといわざるを得ないところ、②本件対象期間においては、原告は一般消費者に対する小売のみを行っているのに対し、被告は小売業者に対する卸売のみを行っており、両者の営業態様が異なっている上、③本件対象期間における被告の売上のうち多くの部分が原告商標の登録日以前から取り引きしていた取引先に対するものである。また、④被告標章4、5及び7については、その使用態様等に照らして顧客吸引力は極めて低いというべきであり、その余の被告標章1、2及び6については、使用された期間が本件対象期間の一部にとどまるものである。これらの事情によれば、被告の売上は、被告が取り扱っている商品のメーカーが有する顧客吸引力や被告が原告商標の登録以前に行ってきた営業努力に依るところが大きいと認められるから、本件において法38条3項による損害金を算定するに当たり適用すべき使用料率は1%とするのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/088456_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/088456_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第33490号
判決日	平成30年12月20日
裁判所	東京地方裁判所
原告	HITOWAライフパートナー株式会社
被告	A、B
賠償金額	160万円+26万2126円
司法決定実施料率	3%
実施料率算定根拠	商標表示の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(1) 使用料相当額原告は、①原告商標を被告店舗の看板に掲示して居住用建物清掃業を営んだ期間が、平成28年3月11日から平成29年9月10日までの18か月であること、②同期間における被告店舗の売上げが月額100万円を下らないこと、③原告商標の使用料率は、被告店舗の売上げの10%相当額を下回ることではないことを前提にして、180万円と算定されるべきである旨を主張する。そこで検討するに、まず上記①の期間の点については、証拠(甲8及び9)及び弁論の全趣旨によって、そのとおり認められる(上記2(2)参照)。しかしながら、上記②の被告店舗の売上月額については、原告の主張する金額を認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠(乙B6ないし乙B26)及び弁論の全趣旨からすれば、被告らの主張するとおり月額30万0234円であると認められる。また、上記③の使用料率については、原告主張に係る10%という数字につき的確な根拠は見当たらないこと、経済産業省知的財産政策室編「ロイヤルティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～」(平成22年8月。経済産業調査会)の16頁及び509頁においては、国内アンケートの結果、原告商標の指定役務の属する第37類におけるロイヤルティ料率の平均値が2.1%で、3%未満が全体の8割超を占めているとされていること等からすれば、原告標章である「おそうじ本舗」の知名度等、原告指摘の諸点を考慮しても、3%とするのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/267/088267_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/267/088267_hanrei.pdf</a>



**技術ノウハウ**

項目	概要
事件番号	平成30年(ワ)第33583号
判決日	令和4年1月28日
裁判所	東京地方裁判所
原告	天昇電気工業株式会社
被告	株式会社ナスタ
賠償金額	610万1962円
技術ノウハウ	営業秘密データを活用した樹脂製宅配ボックスの生産、譲渡及び譲渡のための展示
司法決定実施料率	6%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場、被告と原告の競業関係
実施料に関連する結論(一部抜粋)	(f) 使用料率の認定以上によれば、合理的な使用料率の算定に当たっては、前記(c)の本件報告書に記載されたロイヤルティ料率の相場(平均値3.8%、最大値14.5%、最小値0.5%、標準偏差3.2%)を考慮すべきであり、さらに、前記(d)の本件データの被告製品による利益への貢献や本件データの代替可能性、前記(e)の原告と被告とが競業関係にあること、前記(b)の本件訴訟前の原告の提案内容といった事情を総合考慮すれば、不正競争行為をした者に対して事後的に定められる、本件データの使用に対して受けるべき使用料率については、6%と認めるのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/091398_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/398/091398_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成27年(ワ)第30656号
判決日	令和3年6月4日
裁判所	東京地方裁判所
原告	光洋自動機株式会社
被告	株式会社京都製作所、Y2、アイ・ディ・ケイ株式会社、Y4、Y5、Y6、Y7、Y8、Y9、Y13、Y10、Y11、Y12
賠償金額	1903万8193円+9301万4442円+4229万4578円+4096万5497円
対象ノウハウ	営業秘密データを使用した自動包装機械の製造
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>(1)争点8-1(争点3に係る損害)についてア不競法5条3項3号の「不正競争」は、不正競争行為である営業秘密の「開示」及び「取得」を含むと理解されるが、その場合に同号柱書の推定の対象となる「受けるべき金銭の額」は、その「開示」又は「取得」に対するものをいうと解するのが相当である。したがって、争点3で認定した不正開示④～⑥の「開示」の対価相当額が、それらの不正開示に対する損害の額と推定されるというべきである。これに対し、被告京都ら、被告IDKら及び被告Y7らは、当該不正開示によって、損害は発生しておらず、あるいは、損害が発生する可能性がない場合には、不競法5条3項の推定は適用されないなどと主張する。しかし、営業秘密は、それが秘密であることに価値があるのであるから、不正開示④～⑥によって、その営業秘密の価値が毀損され、これに対応する損害が生じたものというべきである。イ不法に取得されたものの、機械等の製造には使用されていない営業秘密の価値に関し、原告は、その作成を外注した場合にかかる費用を基に算出され得ると主張する。しかし、営業秘密の価値は、主としてその情報の有用性や経済的な価値に着目して算定することが相当であり、その情報の内容を捨象し、営業秘密が収納されたフォルダやファイルの作成に係る費用を基準に定めることが合理的であると解することはできない。このため、原告の主張する損害の算定方法Ⅰ(コスト・アプローチ)を基礎に、その対価相当額を算定すべきではない。ウむしろ、使用されていない営業秘密の対価相当額は、当該営業秘密の使用によって得られると見込まれる将来の利益を現在価値に引き直したものであるという観点から評価することが相当である。原告の主張する損害の算定方法Ⅱ(インカム・アプローチ)は、①将来の一定期間について、②被告IDKの各年度のラベラー事業の売上高を想定した上、③原告の営業秘密の寄与した部分をライセンス料率として乗じ、④それを現在価値に引き直すというものであり、その算定方法自体は合理的であるということが出来る。</p>

## (前頁の続き)

項目	概要
事件番号	平成27年(ワ)第30656号
判決日	令和3年6月4日
裁判所	東京地方裁判所
原告	光洋自動機株式会社
被告	株式会社京都製作所、Y2、アイ・ディ・ケイ株式会社、Y4、Y5、Y6、Y7、Y8、Y9、Y13、Y10、Y11、Y12
賠償金額	1903万8193円+9301万4442円+4229万4578円+4096万5497円
対象ノウハウ	営業秘密データを使用した自動包装機械の製造
司法決定実施料率	10%
実施料率算定根拠	利益率や各種費用などの水準
実施料に関連する結論(一部抜粋)	もっとも、その個々の算定要素については、①技術の陳腐化を考慮すると、本件不使用データが有益性を維持し得る期間については5年間と認めるのが相当であり、②その各年度における売上高は、平成25年10月から1年間(不正使用⑦~⑩、⑫)の実績の受注額1億5620万1000円(争点8-2)を基礎とし、不正使用の損害との重複を避け、実際の受注額を控除するのが相当であり、③本件不使用データが、過去のファイルを蓄積したものであり、体系的に整理されたものでもないことなどからすれば、そのライセンス料率は10%とし、④割引率は、甲169のとおり、10%とするのが相当である。
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/090709_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/090709_hanrei.pdf</a>

項目	概要
事件番号	平成29年(ワ)第29604号
判決日	平成31年4月24日
裁判所	東京地方裁判所
原告	日本製鉄株式会社
被告	B
賠償金額	10億2300万円
対象ノウハウ	電磁鋼板に関わる営業秘密データ(技術情報)
司法決定実施料率	2%
実施料率算定根拠	技術の優位性(若しくは非有用性)、一般的な相場
実施料に関連する結論(一部抜粋)	<p>4争点3(損害の発生の有無及びその額)について(1)前記認定のとおり、被告が本件技術情報をPOSCOに開示した時期は●(省略)●までの間であると認められる。(2)そして、証拠(甲94,95)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。ア方向性電磁鋼板は、磁束密度が高いほど良好な磁気特性を有すると評価され、従来型の方向性電磁鋼板に対して、磁束密度が一定以上のものがハイグレードな方向性電磁鋼板であるHGOとされている。また、方向性電磁鋼板の品質を評価する上で、磁束密度の他に、「鉄損」という重要な指標があり、鉄損が小さい方が優れた品質である。●(省略)●イ●(省略)●ウ●(省略)●エ●(省略)●オ●(省略)●カ鉄鋼・非鉄金属のライセンス料率の平均値は、イニシャル・ペイメントがある場合が3.5%であり、イニシャル・ペイメントがない場合が3.3%である。また、件数としては、ライセンス料率を3%とするものが最も多い。(3)上記(1)及び(2)の事実関係からすると、POSCOは●(省略)●HGOの生産販売を開始したところ、●(省略)●販売数量が増加した●(省略)●そうすると、平成19年から平成28年までの10年間において、本件技術情報のライセンス料相当額を算定すると、少なくとも、41億0400万円(年間●(省略)●トン×●(省略)●万円/トン×10年×2%)を下回ることはないと認められる。(4)以上によれば、被告は原告に対して、不競法4条に基づき、少なくとも損害賠償金9億3000万円及び弁護士費用相当額9300万円の合計額である10億2300万円及びこれに対する不正競争後の日である平成24年4月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うと認められる。</p>
URL	<a href="https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/819/088819_hanrei.pdf">https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/819/088819_hanrei.pdf</a>